

第2回日野町議会定例会会議録

平成28年3月11日(第2日)

開会 9時05分

散会 18時26分

1. 出席議員(14名)

1番	堀江和博	8番	蒲生行正
2番	後藤勇樹	9番	富田幸
3番	奥平英雄	10番	高橋涉
4番	山田人志	11番	東正幸
5番	谷成隆	12番	池元法子
6番	中西佳子	13番	對中芳喜
7番	齋藤光弘	14番	杉浦和人

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

なし

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

町長	藤澤直広	副町長	平尾義明
教育長	今宿綾子	総務政策主監	沢田友男
教育次長	古道清	総務課長	池内俊宏
企画振興課長	安田尚司	税務課長	増田昌一郎
住民課長	橋本敦夫	福祉課長	壁田文
介護支援課長	夏原英男	農林課長	門坂俊男
商工観光課長	外池多津彦	建設計画課長	望主昭久
上下水道課長	中井宣夫	生涯学習課長	山本和宏
学校教育課長	高橋正一	会計管理者	川東昭男
住民課参事	宇田達夫	学校教育課参事	安田寛次

4. 事務のため出席した者の職氏名(2名)

議会事務局長	西河均	総務課主査	山添史郎
--------	-----	-------	------

5. 議事日程

- 日程第 1 選第 1 号 日野町選挙管理委員および同補充員の選挙について
- 〃 2 議第 4 号から議第 3 4 号まで（日野町公平委員会委員の選任についてほか 3 0 件）について
〔質 疑〕
- 〃 3 議第 4 号から議第 9 号まで（日野町公平委員会委員の選任についてほか 5 件）について
〔採 決〕
- 〃 4 請願第 6 号 T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書を求める請願
- 〃 5 請願第 7 号 「平和安全法制」の廃止を求める請願
- 〃 6 議第 1 0 号から議第 3 4 号まで（日野町行政不服審査会条例の制定についてほか 2 4 件）について
〔委員会付託〕
- 〃 7 一般質問
- 4 番 山田 人志君
- 3 番 奥平 英雄君
- 7 番 齋藤 光弘君
- 9 番 富田 幸君

会議の概要

－開会 9時05分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員ご起立をお願いいたします。
一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

はじめに、未曾有の被害をもたらした東日本大震災から本日で5年が経過いたしました。改めて、犠牲になられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、今なお不自由な暮らしを余儀なくされている被災地の皆さんに、心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

なお、本日、国において開催されます東日本大震災5周年追悼式では、午後2時46分に黙禱をささげられることから、日野町議会にいたしましても、哀悼の意を表し、同時刻にこの議場において黙禱をささげたいと思いますので、ご協力のほど、よろしくをお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 選第1号、日野町選挙管理委員および同補充員の選挙を行います。
お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、議長が指名をいたしますことを決定いただきました。

それでは、指名いたします。

選挙管理委員には、中北慎治君、小西 廣君、堀井孝郎君、北岡ひろ子君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました方を選挙管理委員の当選人に定めることに、ご

異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、ただいま指名いたしました中北慎治君、小西 廣君、堀井孝郎君、北岡ひろ子君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員には、奥野友一君、久村幸彦君、竹村信治君、石岡英明君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました方を選挙管理委員補充員の当選人に定めることに、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、ただいま指名いたしました奥野友一君、久村幸彦君、竹村信治君、石岡英明君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充員の順序についてお諮りいたします。

補充員の順序は、ただいま議長が指名いたしました順序にいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、補充員の順序は、ただいま議長が指名いたしました順序に決定いたしました。

日程第2 議第4号から議第34号まで（日野町公平委員会委員の選任についてほか30件）を一括議題とし、各案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

8番、蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） 皆さん、おはようございます。

それでは、いつものように質疑に参加させていただき、今回は5つの議案について何点かの質問を行わせていただきます。毎度、毎回申し上げておりますが、答弁漏れがないように、また、納得できる分かりやすい答弁を、冒頭に求めておきます。

質問に入ります前に、今も議長より申されましたが、今日は、3.11東日本大震災が発生した日であります。マグニチュード9.0、日本での観測史上最大の地震が、5年前の平成23年3月11日午後2時46分、東日本を襲いました。大津波は、あらゆる家屋、建物を飲み込み、死者1万5,894人、今なお行方不明者2,561人という甚大な被害が出ました。そこでまずもって私よりも、お亡くなりになられた方々に、衷心より哀悼の意を表します。また、今なお深い悲しみの中で、苦難の生活を余儀なくされておられる全ての皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入ります。

まず、議第14号、日野町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてお伺いいたします。

今改正は、小学6年生までの通院に関する医療費給付を、中学校3年生にまで拡大する改正であります。この件に関しましては、一昨年12月議会、昨年12月議会と、2ヵ年にわたり住民要望を受け、一般質問で求めてまいった助成であります。

また、一昨年平成26年11月4日に、日野町内の医師会と歯科医師会と薬剤師会の代表者5名の連名で、少子化対策、出産や子育て支援の環境整備として、小・中学生の医療費の無料化を求める、福祉医療費助成事業に関する請願が提出され、議会においては、この請願を受け、12月25日、小・中学生の医療費の無料化拡充を早期に求める決議を、全会一致で行いました。中学校3年生までの拡大は、大きな前進と評価いたしますが、住民や議会や、そして医師会や歯科医師会、薬剤師会が求めておられるのは、昨年3月議会でも申し上げましたが、1ヵ月当たり1件500円の一部負担金の廃止でもあります。今後において、1ヵ月当たり1件500円の一部負担金の廃止、完全無料化をお考えなのかどうか、町長にお伺いいたします。

また、平成26年10月1日から、平成27年9月30日までの1年間の、小学校1年生から3年生までの通院に関する医療費給付額が、いかほどの額であったのか。平成27年10月1日から半年間の、この3月末までの小学校4年生から6年生までの通院に関する医療費給付額が、いかほどの額になるのか。また、中学生の平成28年10月1日から半年間の通院に関する医療費給付額が、いかほどの額になると見積もられたのか、お伺いいたします。

次に、議第19号、平成27年度日野町一般会計補正予算（第3号）と、議第26号、平成28年度日野町一般会計予算に関しましてお伺いいたします。

1点目、第3条・第3表 地方債について。利率を3.0パーセント以内と定めることについて、お伺いいたします。3月8日の東京債券市場で、長期金利の指標となる新発10年物国債の流通利回りが、一時マイナス0.1パーセントとなり、過去最低を更新いたしました。日銀がマイナス金利政策の導入を決定してから1ヵ月余りで、長期金利は0.3パーセント程度低下したことになります。日銀が追加金融緩和に踏み切るとの観測もくすぶっており、市場では長期金利がさらに下がる可能性があるとの声が上がっております。現在の地方債利率が何パーセントくらいなのか。借り入れ時期である4月、5月の利率を、何パーセントくらいと考えておられるのか。平成28年度の利率を、何パーセントくらいと考えておられるのか、お伺いいたします。

2点目、第3款民生費・第1項社会福祉費・第5目福祉医療費給付費・説明町単独福祉医療費助成事業についてお伺いいたします。3月補正では、1,224万5,000円減額される理由を。当初予算では、平成27年度までは、毎年度対前年度大幅増であったのに、平成28年度が対前年度331万4,000円減とされる理由をお伺いいたします。

3点目、ここからは、当初予算についてお伺いいたします。

まず、歳入、地方交付税についてお伺いいたします。3月1日の議会議員全員協議会での総務課長の説明では、普通地方交付税については、臨時財政対策債の元利償還が増えることによる基準財政需要額の増により、5.5パーセント、7000万円増を見込んでいるとのことでありました。しかしながら、臨時財政対策債の元利償還増は全国どこの自治体においても同じであります。さらには、平成28年度地方財政計画では、地方交付税はマイナス0.3パーセントであります。また、平成28年度に、普通地方交付税の算定方法の改定がなされ、トップランナー方式による算定に改められます。このことは、今までの直営で見ていた財政需要額を、今後は、民間委託や指定管理者の導入により歳出の効率化を図っている、先進自治体の財政需要額に改められることであります。日野町のように、学校給食事業を自校方式で、しかも直営で行っている数少ない自治体にとっては、この改正により、基準財政需要額が大きく減となります。これらのことからして、なぜ、日野町の普通地方交付税額が増となるのか、私は理解に苦しみます。納得できる説明を求めます。

4点目、歳入の繰入金と繰越金についてお伺いいたします。繰入金では、財政調整基金から、昨年度と同額の3億2,000万円を繰り入れ、繰越金では、昨年度と同額の1億5,000万円を見込まれました。毎年度、財源不足をうたい、同じ手法にて予算編成を行っておられます。また、繰越金は、近年毎年度1億5,000万円であります。繰越金は、基準財政需要額の2パーセント以内が理想ではありますが、現実的には3パーセントとすべきと考えられております。しかし、これは目別予算であった昭和の時代の名残であり、事業別予算となっています今日では、どう見ても5パーセント程度見込んでもおかしくないと考えます。繰越金が多いと、地方財政が富裕といわれますが、事業別予算である以上、いたし方ないことではないでしょうか。そこで、当初予算の繰越金を増やし、繰入金を減らされてはどうかと考えます。お考えをお伺いいたします。

5点目、第10款教育費・第3項小学校費・第1目学校管理費・説明嘱託職員雇用費312万9,000円についてお伺いいたします。この経費は、西大路小学校複式学級の改善を図るため、町費支弁の加配教諭の配置経費であります。町長をはじめ、財政担当、教育長をはじめとする学校教育担当におかれては、私の昨年12月15日の要請をかなえていただき、お礼を申し上げます。さらなるお願いではございますが、日野町では、恐らく半世紀以上、複式学級はないのではないかと考えておりますので、経験豊富な教諭の配置を要請いたします。もう既に、加配教員も決まっているかとも考えますが、学校教育参事のお考えをお伺いいたします。

6点目、当初予算説明書給与費明細書113ページの2、一般職（1）総括の時間外勤務手当についてお伺いいたします。一般会計当初予算の時間外勤務手当は、平成24

年度の6,272万4,000円から、平成25年度には6,359万5,000円に、平成26年度には7,310万4,000円に、平成27年度には7,336万7,000円に、そして平成28年度には7,998万7,000円にと、毎年度増え続けております。実にこの4年間で、率にして28パーセントの増、金額にして1,726万3,000円の増であります。時間外勤務はなくす方向を目指すべきであります。しかし、日野町の一般会計では、年々増える、増やす予算を組んでおられます。私は、このことはいかかなものかと考えます。一方、特別会計では、後期高齢者医療特別会計で、対前年度50万円の減、その他の会計は全て前年度と同額であります。なぜ一般会計の時間外勤務手当のみ、増となされたのか。また、対前年度662万円もの大幅な増の理由をお伺いいたします。

7点目、次に、平成28年度日野町一般会計予算に関しまして、主要施策の概要書に基づいてお伺いいたします。主要施策概要書3ページ税務証明のコンビニ交付サービスと、5ページのコンビニ交付業務についてお伺いいたします。コンビニ交付サービスは、2月15日時点で164市区町村、対象人口3,634万人、3月末時点では185市区町村、対象人口4,125万人になると見込まれております。滋賀県では、既に大津市、彦根市、長浜市、湖南市、栗東市の5市と、愛荘町の6自治体で実施されております。そこで、日野町が提供するサービスの種類と開始月日について、また心配される個人情報漏洩防止策をお伺いいたします。

8点目、主要施策概要書4ページ、一般コミュニティー助成事業補助金1,190万円についてお伺いいたします。平成27年度は、下迫と佐久良の2自治会で490万円でありました。広報にも、佐久良の事業が載っておったところでもございます。平成28年度は、どこの自治体のどのような事業なのか、お伺いをいたします。

9点目、主要施策の概要書19ページ、必佐小給食室改修工事、太陽光発電設備設置工事1億8,237万6,000円についてお伺いいたします。平成23年6月20日の学校給食問題検討特別委員会への教育委員会よりの提出資料、給食施設整備比較表、各校の整備費と比較してお伺いいたします。この比較表は、地方紙にも載せられたところがございます。平成23年度と平成24年度の日野中学校給食施設整備事業費では、概算額3億4,700万円に対して、決算額は318万5,654円増の3億5,018万5,654円、平成25年度の桜谷小学校給食棟改築工事では、概算額1億1,416万円に対して、決算額は1,257万3,400円増の1億2,673万3,400円でありました。今回の必佐小学校給食室改修工事の予算額は、平成23年6月20日の概算額1億5,428万円に対して、2,809万6,000円の増となっております。概算額より2,809万6,000円の増となった理由を、お伺いいたします。

10点目、次に、平成28年度日野町一般会計予算に関しまして、平成28年度に取り組む主な事業費に基づいてお伺いをいたします。遠距離通学助成事業についてお伺いいたします。中学校遠距離通学助成事業には記されておらず、小学校遠距離通学助成事

業にのみ、昨年度までなかった重要事業の文字が記されておりますが、この理由をお伺いいたします。

11点目、一部事務組合負担金についてお伺いをいたします。中部清掃組合負担金と東近江行政組合負担金には記されておらず、八日市布引ライフ組合負担金にのみ、昨年度までなかったこれまた重要事業の文字が記されておりますが、この理由をお伺いいたします。

次に、議第23号、平成27年度日野町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）と、議第30号、平成28年度日野町農業集落排水事業特別会計予算に関しましてお伺いいたします。

昨年3月議会でも質問をいたしました。昨年の中井課長の回答を要約いたしますと、ディスポーザーの設置補助金については、農村下水道の9地区の戸数が大体1,500と。ディスポーザーの設置普及に努める中で、余り長い期間ということではなく、3年ぐらいということで、平成26、27、28年度の3ヵ年度ということで、500戸ずつを思って、1戸3万ということで1,500万を計上させていただきましたということでありました。結果は、平成26年度は3月補正で1,410万円減額、設置補助金の残額が30戸分の90万円となり、決算では13戸分の39万円のみ支出でありました。平成27年度は、3月補正で1,455万円減額、設置補助金の残額が15戸分の45万円となり、全額支出しても15戸分しかありません。また、平成28年度当初予算は、50戸分の150万円あります。この予算どおり設置されても、1,500戸中78戸、わずか5パーセントにとどまります。昨年度の中井上下水道課長の回答では、こちらの方の、もう少し努力をしなければならないと。普及に対しての努力をしなければならないということで、現在、チラシ等の関係も、全戸配付含めてやっていきたいなと思っております。また、うちの方として、生ごみの減量にもつながることですので、機械自体がどういう有意義なものであるかということも含めて、そっちの方の十分に使っていただくことへの努力を、今後も十分にしたいと思えます。こういう回答でありました。しかしながら、ほとんどと言っていいほど、ディスポーザーの設置が進んでおりません。この理由と、今後の設置普及のお考えをお伺いいたします。

以上、5議案の質問について、明解な答弁を求めます。

議長（杉浦和人君） 8番、蒲生行正君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

町長（藤澤直広君） おはようございます。

蒲生議員から、たくさんの点についてご質問をいただきましたが、私の方に対しては、福祉医療の関係の冒頭ご質問をいただいたところでございます。

子どもの医療費の助成の課題については、これまでからずっとご質問をそれぞれいただいていたところでございますし、また議会としての意見書等についても採択

などし、強い要請といたしますか、ご意見を賜ってきたところでございます。

そうした中で、小学校就学前までであったものを、一昨年3年生まで延ばしていただき、そして昨年には6年生まで延ばしていただき、1年様子を見ながらという思いもありながらも、強いご意見を各方面からいただく中で、こうして毎年幅を拡大させてきていただいたところでございます。また、そういうご意見も、蒲生議員もはじめとして強くいただいておりますことから、今回、中学校3年生までという形で条例の改正、さらには予算の上程をさせていただいたということでございます。

そうした中で、500円の自己負担ということについてはどうなのかと、こういうことでございますが、全体予算を眺める中で、なかなか今年度につきましても、それぞれ民生費関係を含めとして、大変厳しい予算査定といたしますか、予算の状況にあります。

ご承知のように、日本全体の地方財政計画については八十数兆円ということで、ここ十数年変わっていないという状況もございまして、その中で、こういうたくさんの皆さんから要請をいただいている課題について、何としても前進をさせたい、こういう思いで、今回上程させていただきました。

そういう中で、その500円について、今後どのように考えているのかと、こういうことでございますが、こうした全体の財政状況を踏まえて、これについては、もう少し状況を見ながら、これを事実上無料化していくということになるような状況がつかめるようになればいいなど、このように思っておりますが、今回、学年を延ばすという方向、幅の拡大という方向で努力をしたということで、この点についてはご理解をお願いしたいなど、このように思っています。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（橋本敦夫君） おはようございます。

蒲生議員の方から何点かご質問をいただきましたので、お答えの方をさせていただきますと思います。

まず最初に、町単独福祉医療助成の関係でございます。

まず最初に、平成26年10月から27年9月までの1年間の小学校1年から3年生への助成費でございますが、これにつきましては、一番高いところで143万4,667円、一番低い月が92万5,722円で、この範囲で推移しているところでございまして、1年間トータルで1,262万7,989円となり、月平均は105万2,332円となりました。小学校4年生から6年生の助成ですが、子ども受給券の番号附番、これにつきましては、国保連合会との調整もあり、低学年と同番号で処理しており、高学年分については想定となります。27年10月分から28年1月分では、1年生から6年生までの1ヵ月分は、182万円から233万円の間で支出の方をしている状況でございまして、それぞれの月から、低学年の平均額、先ほど申しました105万2,332円を引いて算出しますと、4ヵ月間で

404万3,870円となり、月平均は101万968円となっております。このことから、小学校低学年から高学年、また中学生へと、一般的にもまたこの状態からも明らかになったように、医療費は少なくなる傾向がありますことから、中学生分としまして、28年度助成分100万円掛ける4ヵ月分を計上しております。なお、10月診療分の支払いは12月からとなり、年度としては4ヵ月分の支払いという形になるものでございます。

続きまして、子ども医療の部分で、補正の関係で大きな金額の減額ということで、お問い合わせがございました。この部分につきましては、昨年度当初予算時において、小学生低学年分の数ヵ月の実績により積算をした形となりまして、インフルエンザ等考慮して、低学年分を2,000万円、また10月からの高学年分を800万円として計上しておったところでございますが、実績では、今申し上げましたとおり、月平均が105万程度で推移しており、補正では、子ども医療費で900万円、他の扶助費とあわせて1,000万円、それとシステム改修の委託の関係で、精査をさせていただいた関係で、トータル1,224万5,000円を減額と計上してございます。

続きまして、コンビニ交付についてのご質問をいただきました。当町で予定していますコンビニ交付について、これにつきましては、町が発行する証明書のコンビニ交付サービスにつきましては、本年7月をめどに、サービス提供を開始したいと考えております。提供が可能となる証明につきましては、住民課では、住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書。税務課では、町民税、県民税、所得証明書。それと町民税、県民税課税証明書を予定しています。コンビニ交付サービスで取り扱う情報は、安全性が確保されたL G W A Nならびに専用回線を利用することとしており、情報は暗号化し、送受信することとなっております。個人情報の保護を第一としながら、住民の皆様の利便性向上につながるよう、取り組みを進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、八日市布引ライフ組合負担金の関係、昨年度までなかった重要事項の事業の文字が記されておるというところでございますが、八日市布引ライフ組合では、現在老朽化した斎苑施設の施設整備を進めており、施設本体は平成30年度に9施設の解体と周辺整備などを含め、平成31年度の完成を目指し進めておられます。平成28年度予算には、平成31年度までの債務負担として3億2,500万円を上げさせていただいているところから、重要事業とさせていただいたところでございます。今、計画段階ではございますが、事業の総額約22億を予定されておるところでございます。その町の負担割合、率にしまして14.8パーセント分を債務負担とさせていただいたところでございます。なお、現在の施設は56年竣工ということで、現在36年目ということになります。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（池内俊宏君） 蒲生議員から、一般会計の補正予算および当初予算にかかわりまして、総務課に関係いたします内容につきまして、何点かご質問を頂戴いたしました。

まず、1点目でございますが、地方債の借り入れ利率につきまして、ご質問をいただきました。現在の借り入れ利率の状況ということでございますが、借り入れの相手方、また対象事業によって、それぞれ異なるということになっておるわけでございますが、およそ0.3パーセントから0.9パーセント程度というような状況と、現在のところはなっております。実際、借り入れを行うことが多い出納整理期間中の利率の見通しについてというようなことでございますが、明確なことは言えませんが、一、二ヵ月先というような状況でございますので、今の現状と、それほど大きな変動はないのかなと、このように思っております。また、28年度の利率と申していただきました。1年後ということで、ご理解をさせていただければよいのかなと思うんですが、なかなか1年後の利率を私にお答えできるものではございませんが、予算計上しております3パーセント以内というようなことで、想定をしておるというようなことで、ご理解をいただければというふうに思います。

次に、今年度の地方交付税につきまして、ご質問を頂戴いたしました。全協の場で、地方交付税の普通交付税につきまして、対前年度当初で7,000万の増を見込んでいるというような中身につきまして、主な中身が基準財政需要額で、主には臨時財政対策債の償還が増えていくというような、このような説明をさせていただいたところでございますが、少し説明不足であったかなと、このように反省しております。27年度の当初予算は12億8,000万で、当初予算を計上させていただきました。27年度の決算は、補正予算で調整額も含めて少し増えましたけれども、交付税算定が終わりました結果、約14億4,000万の、27年度の交付税算定の中での確定があったということでございます。その時点、その主な要因が、臨時財政対策債の償還分が、非常に率が大きかったというようなことで、それを大きな要因というようなことで、ご説明をさせていただいたところでございます。その27年度の決算の状況を見据えながら、先ほど蒲生議員もご指摘をいただきましたように、需要額にあたりましては、またトップランナー方式ということで、単位費用の見直しが、現在計画をされておりますので、その部分につきましては、私も大変心配をしておるところでございますが、どういうふうになっていくかというのは、まだしっかりと分かっていないというような状況でございます。そうした中、普通交付税にございましては、大変予算編成で予算を確保するのが厳しい中、普通交付税につきましては、27年度の決算を見ながら、今、分かっておる範囲で試算もしながら、28年度の当初予算というようなことで、13億5,000万円を計上させていただいたところでございますので、ご理解のほど、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

続きまして、財政調整基金と繰越金についての予算計上の考え方はというようなことで、ご質問を頂戴いたしました。繰越金につきましては、ここ近年、決算で実質収支が高いのではないかと、こういうようなご指摘もいただいておりますところから、3月補正にあたりましては、できるだけ細かく、分かる範囲で精査するようというように指示をさせていただきながら、3月補正については予算を編成させていただいたというふうに思っております。ただ、結果がちょっとどうなっていくのかという点につきましては、毎回お話をさせていただいておりますが、扶助費、特に医療費ですとかの見込みは、見込むのが大変難しいということで、予算が不足すると困るというような思いもありまして、少し余裕を見て予算が計上されておりますこともございますので、結果がどうなるのかというのは、まだはっきりと分かりませんが、そういうような思いで予算編成を、繰越金については3月補正でさせていただいているという点も含めまして、繰越金につきましては、不確定要素が非常に高い財源というような状況になってございます。

そうした中、なかなか全体の予算が組めないというような状況の中で、財政調整基金ということもございますので、それを活用させていただいて、予算を編成させていただいておるというようなことでございますので、よろしくご理解のほどお願いをいたしたいというふうに思います。

あと、当初予算の給与明細書で、時間外手当の関係でご質問を頂戴いたしました。対前年度で、662万円の増というようなことでございます。時間外手当につきましては、この昨年12月補正で、約700万円の増額補正をお願いさせていただいたところでございます。28年度の時間外手当につきましても、各担当課からでの業務の状況から、主には地方版総合戦略ですとか、空き家定住対策など各種の地方創生事業の実施、またそれらの調整、地域おこし隊の支援、また障害者ですとか生活困窮者の生活支援、児童虐待などへの対応、空き家対策、日野菜の振興、耕作放棄地の対応、災害ですとかマイナンバーへの対応というようなこともございまして、ほぼ27年度と同じ程度の時間外手当が必要かなと、こういうような見積もりから、12月補正後程度の額というようことで、今回計上をさせていただいたものでございます。

なお、特別会計の部分につきましては、特殊な増減理由がない場合につきましては、前年度の実績を見ながら計上させていただいておるところでございますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（杉浦和人君） 学校教育課参事。

学校教育課参事（安田寛次君） おはようございます。

蒲生議員から、5点目に、教育費、嘱託職員の雇用費について、ご質問をいただいたところでございます。

町費支弁の教諭、または学校内の欠員に伴う県費負担の臨時の講師の先生、さら

には、産休、育休を含めた事故者の補充というところで、臨時講師の先生の教職員の人事の、具体的な人事の異動については、校長先生の内申を待って行うところがございます。その対応については、本年度の予定として、3月24日が予定の日になっておりまして、現時点では未定の状態というふうなところになっておるところでございます。

先ほど、西大路小学校の複式学級のことについて、ご質問をいただいたところでございますけれども、議員の方からは、複式学級の改善を図るためというふうな受け止めで、ご質問をいただいたところでございますけれども、私どもの受け止めとしては、複式学級の解消を図りたいというふうなことで、対応していきたいというふうなことを思っておるところでございます。

したがいまして、複式学級の解消となりますと、今度小学校2年生になります子どもたちが8名、3年生になります子どもたちが7名というふうなことでございますので、それぞれ2年生と3年生の子どもたちが、別々の教室で、別々の教育過程、それぞれの教育過程について、それぞれ担任が1名ずつついて指導するというふうな体制で、臨んでいきたいというふうなことで、取り組みをしていこうというふうに思っております。

今回のこの町費支弁の教諭の任用については、子どもたちとうまく向き合えて、さらに地域だとか学校の状況も、しっかりと理解した先生がついてくれたらいいなと、そんなことを思っているところがございますが、そういったスタッフが望ましいと考えているところなんですけれども、一番にそういったことを感じているのは、当該学校の校長先生が、一番感じているというふうなところであるのではないかなと、そんなことを思います。必ずしも、ベテランの先生がよりよいというふうなことではないかと思えますし、若くても、子どもたちと年齢が近いということであっても、力量、技量を兼ね備えた先生もたくさんいてくれますので、そういったことでも総合的に勘案した中で、校長先生と一緒に相談しながら対応していくというふうなことに、なるのではないかとというふうに思っております。

何度も申し上げているところでございますけれども、学校というのは、チーム全体でさまざまな課題に向き合っていくというふうなことが、大切になってくるというふうなことを思っています。今回のこの複式学級の取り組みについても、学校全体で捉えて、チーム西大路でこの問題に向き合って、いい方向に向かっていけるように頑張っていきたいというふうなことを思っていますので、そういったことを教育委員会としても、後方支援をしていきたいというふうなことを思っております。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） おはようございます。

ただいま蒲生議員の方から、8つ目の質問ということで、平成28年度主要施策の

概要4ページの総務費、自治振興費に係ります、自治の力で輝くまちづくり推進事業の中の一般コミュニティー助成事業補助金の内訳について、ご質問をいただきました。

1 団体4自治会の方から申請をいただいております。

1つ、1団体と申しますのが、桜谷のほっとけん桜谷隊と申します。いわゆる、桜谷小学校の裏山の整備を、期間が大分過ぎていて、再度整備をしたいということでございますので、申請をいただいております。

それから曙団地自治会でございます。曙団地自治会におきましては、集落作業の機器、もしくはまた集会所で使います椅子等の収納をするのに、主にですけれども、倉庫等を建てるのがメインということで、一部備品を購入するという予定でございます。

2つ目の自治会が音羽区でございますが、ここは現在ございます広場がございます。また、会所等ございますが、そこで地域の交流の場として、さらに充実するよというということで、広場については、簡易トイレ、また集会所につきましては、そうした備品も整えたいということで、申請をいただいております。

3つ目の自治会が柚でございます。ここにつきましても、現在、広場がございます。そこを地域の憩いの場というような形で、特に遊具等の整備を進めたいということで、申請をいただいております。

4つ目の自治会でございますが、これは中之郷でございます。中之郷につきましては、現在の集会所を、もう少し頻繁に交流の場として使えるよというということで、備品の整備をしたいということでございますので、特に区長等含めてというこで、計画をいただいているところでございます。

全部で5つというこでございまして、数が多ございます。実際には、予算として上げさせていただいておりますけれども、宝くじの方の予算の関係で、最終的にはその採択をいただいたところについて、こちらの方も支援させていただくという形になろうかというふうを考えております。

議長（杉浦和人君） 学校教育課長。

学校教育課長（高橋正一君） 蒲生議員から、学校教育の関係で2点ご質問いただきました。

1点は、必佐小学校給食室の改修の費用についてでございます。先ほどおっしゃられました、23年のときの資料との差額の約2,800万円はどういうことかということでございますが、ほぼこの額ぐらいの、同じぐらいの額で、対グリーンニューディールの基金を使いまして、以前に中学校のときにも、給食室のときにも設置をしましたが、太陽光発電の設備を設置するというこで、今、差額が2,800万円程度ということでございますが、ほぼその事業費を、太陽光発電の設備整備に見込んでい

ものでございます。

それから、もう1点、28年度に取り組む主な事業の中の、小学校の遠距離通学補助助成のところ、重要というのがついているのはどういう意味かということですが、これにつきましては、1つは、昨年と比べて、小学校の遠距離通学の助成事業の予算額が、バス代が上がったということに絡みまして、主には鎌掛地区から日野へ通学している子どもたちが使うバスの委託料ですけれども、それが少し上がりましたので、昨年よりも金額が上がったと。25パーセントほどアップしていると、そういうこともございますことと、鎌掛地区から日野小学校の方へ通っていただくバスの委託は大切な事業であるということで、重要ということで位置づけをさせてもらっているところでございます。

議長（杉浦和人君） 上下水道課長。

上下水道課長（中井宣夫君） おはようございます。

議第23号および議第30号のディスポーザーの設置補助金について、ご質問をいただきました。

昨年3月議会でもご質問をいただき、普及に向けての努力を続けたいとの答弁をさせていただいておるところでございます。具体的な手段として、農村下水道維持管理組合長会議による説明と、組合長さんに対して、組合員の皆さんに諮るビラについても、ご意見をいただいて作成しまして、そして配付をさせていただいておるところでございます。また、実際に機械を体験していただくということで、それも普及の1つやということの考えで、関係の公民館の方へディスポーザーを設置し、使っていただいております。この公民館事業でご使用いただくときにつきましては、ご連絡をいただく中で、担当者が説明にまいりまして、今、普及活動に努めているところでございます。

しかしながら、ご指摘のとおり、設置台数は全然伸びていないというような状況でございます。まだまだ普及活動が必要かということをおもっておるところでございます。

この平成28年度につきましては、昨年3月にご指摘いただき、現状を見ながら計上させていただき、状況により補正等で対応はさせていただくというようなことを考えております。

そして、このディスポーザーにつきましては、台所環境の改善ということで、生ごみの悪臭をなくすというようなことや、生ごみの減量化、そして現在行っております汚泥の肥料化ということで、有効であるということも考えております。そして、下水道管路のぬめりをとって、管路の維持管理にも役立つということから、今後関係者の皆様からご意見をいただきながら、今後も引き続き、ディスポーザーの普及に努力してまいりたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） それぞれ、的確なご回答をいただいたかな、かように思いますが、まず、福祉医療費助成につきまして、町長からの回答は前向きな回答と、こういうふうに捉えさせていただきました。できるだけ早く、この500円もなくなるようになるように、私ども頑張っていきたいなど、かように思っております。

4点目に申し上げました、繰入金と繰越金のことでございますが、私は、県に怒られるかもしれませんが。県の市町村振興課の財政担当に怒られるかもしれませんが、当初予算の繰越金を増やし、繰入金を減らされてはどうかと、こういうふうに提案をいたしたところでございますが、これについての総務課長の答弁はなかったと、こういうところでございます。これについてどうかと、もう一度お聞かせいただければ幸いかなと、こういうふうにあります。

また3点目の地方交付税については、総務課長もトップランナー方式に危惧をしていると、こういうところでございます。そういう点は今後生じてくる、これは確実になっております。そういう点は、限られた財源の有効的な活用、抑えられるところは抑えられるような、こういう体制をきちっともう一度見直していただきたいなど、かように思うところでございます。

5点目に言いました、西大路小学校の加配教諭の件でございます。先ほどの安田参事のご回答、非常にありがたく思っております。改善ではなく解消であると、こういうふうに言っていただきまして、それぞれ担任1名ずつをつけると、こういうところでございます。この点、重ねてお礼を申し上げていきたいと思っております。また、一般質問についてもさせていただきますので、その他は一般質問に回したいなど、かように思っております。

6点目の時間外勤務手当の件でございますが、27年度実績に合わせたとこういうことでございますが、時間外勤務はなくす方向を目指すべきであると、こういうふうには私は申し上げたところでございます。これについて、人事担当の副町長に、その時間外勤務をなくす方向について、ご意見をお伺いいたします。

9点目でございますが、太陽光発電の事業費が2,800万円余りと、非常に高いのでびっくりしておるんですが、もう少し何とかならんもんかなと、かように思ったところでございます。通常の家ですと、何ぼ頑張っても300万か400万、この程度でありますので、その7倍、8倍、それだけの規模になるのかなと、こういうふうにするのですが、その点、再度お伺いをいたします。

遠距離通学について、鎌掛地区については、今までからずっとバスを出して重要であると、これは変わりはないところですが、前年度と変わっていない、金額は増えたかもしれませんが、変わっていないのに重要事業を付されたと、この点の理由をお伺いいたしておりますので、再度お答えいただきたいなど、かように思

います。

そして最後の、農業集落排水事業のディスポーザーについてでございます。非常に進んでいないところでございますが、ここにも町長や今の上下水道課長中井さんやら、みんなこの関係地先の方でございます。まだ、東桜には宇田さんもおられますし、関係者を探せば何人もおられると、町会議員さんもおられると思います。こういう関係者の方に、まず使う、町長のお答えです、使ってもらっていると思えますし、中井さんは当然使っていないきゃおかしいと思いますが、そういう関係者へのPR、余地、まず、足元からのPR。副町長もそうですね、関係者です。きちっとそういうのがされているのかどうか。されていないんだったら、今後していただきたいと、かように思いますが、その点、再度お伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 最後の質問になりますけれども、ディスポーザーであります。大変、仕掛けであります。私も、上下水道課長が自ら普及するにあたって、自らの台所で使っておりましたので、私もこれを補助制度を導入するにあたっては、よいものかどうかというのを自ら体験しなければならないと、こういうことで、補助制度を実施する前に設置をいたしまして、これはええもんやというふうに私は確信を持っておるわけではありますが、なかなかそれが普及できない。約7万円ぐらいかかるんじゃないかと思うんですが、いろいろな条件ありますけれども、それで3万円ということではありますが、集落ぐるみでこれをやっていただいたら、6万円ぐらいになるん違うかなというような思いがありまして、6万円の半分の3万円、これで本当に夏の悪臭も含めて、生ごみの低減になるということだと思うので、これはぜひ進めていく方が、家庭環境の整備にとってはええのでないかなというふうに、私は強く思っております。

下水道の組合長会議等で説明をしているということではありますが、別に台所は女性のものではないわけではありますが、実態としては女性の方が立っていただくことが多いわけがありますので、そういうふうにええもんやというふうに思っただく機会を、公民館にも設置するということではありますが、この間も日赤奉仕団の方が公民館で福祉のおすしなどもつくっておられましたので、そういう機会を捉えることや、町の広報も含めて、声を載せることも含めて、ぜひ広げていければいいなというふうに思っております。実践いたしております。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（平尾義明君） 時間外のことについて、ご質問をいただきました。

内容については総務課長が申したとおりでございますけれども、総務課長も申しましたとおり、いろいろな地方創生、また地域おこし隊等々の事業があるわけがございます。そういったことで、職員に過重な仕事もあるということがございます。

昔ですと、国はこういうふうにやれということによってきたんですが、最近になりますと、やっぱり地方で考えたことについて、国が支援しようという方向に変わってきております。そういったことが、今回、地方創生ということになっております。

それとまた、地方分権の関係で、権限移譲が非常に増えてきているということで、専門の仕事、また虐待も、こちらの方においてきているということで、非常に苦慮をしている中でございます。そういつていまして、やはり各課でいろいろとコミュニケーションを図りながら、仕事の分散をするように努めていかなければなりませんので、そこら辺、いろいろと各課で話をしていきながら、残業を減らす努力をしてまいりたい、このように考えております。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（池内俊宏君） 蒲生議員から、繰越金の予算計上にあたりまして、再質問を頂戴いたしました。

先ほど、繰越金につきましては、なかなか実質収支が高くなっていく中で、少なく抑えるようにというようなことで、そういった対応をしておるということで申し上げたところでございますが、そうした中、予算の編成にあたりましては、確実な債務を見込んでいきたいというようなことでございまして、そうした意味から、今の1,500万というような予算を計上させていただきます中で、財政調整基金で、不足する財政につきまして調整をしていきたいという思いでの予算計上をさせていただいておるということで、ご理解のほど、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 学校教育課長。

学校教育課長（高橋正一君） 蒲生議員から、再度質疑をいただきました。2点いただきました。

1つは、必佐小学校の給食室に関係します太陽光発電設備でございます。これにつきましては、これ単体の工事となりますので、余りはっきりした金額というのをどうかなという気もいたしました。約2,700万円で計画しておるところでございます。これにつきましては、県のグリーンニューディール基金の方から、歳入の方でまたご覧いただければと思いますが、その入が入ってくるということで、ほとんど100パーセントの事業ということで、させてもらうものでございます。それで、中学校の給食室のときにさせてもらいましたものと同様のものでもございますが、高くつく要因の1つとしては、15キロワットアワーの蓄電池を設置するというもので、この蓄電池が相当高くつくということもございまして、このような事業費になるということでございます。

それから、28年度に取り組む主な事業の中の、重要な記載のところでございますが、先ほど申し上げました事業費といえますか、予算が少し上がるということと、

この項でございます、子どもがはつらつと育つ町という中で、子育て支援について、鎌掛さんからの委託運営、運行の委託が、子育て支援にとって重要であると、そういう認識でつくらせてもらったものでございます。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（池内俊宏君） 先ほど答弁の関係で、繰越金1,500万と口走ってしましまして、蒲生議員の方から、1億5,000万と小さい声でご指摘をいただきましたが、はっきりと1億5,000万ということで訂正させていただきます。

議長（杉浦和人君） 蒲生行正君。

8番（蒲生行正君） まだ、今の学校教育課長の答弁、最後の重要な事業なんです。もう一度、まだ納得はできないんですが、予算委員会もございますので、委員会に委ねることとして、本会議の質疑はこれで閉じさせていただきます。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑はございませんか。

12番、池元法子君。

12番（池元法子君） それでは、何点か質疑をさせていただきます。

私は、平成28年度の新年度予算で、主要施策の概要のところからの質問をさせていただきます。

まず1点目、5ページの民生費、町単独福祉医療助成事業について。これ、今、蒲生議員からも質問をされたので、その分も省いていこうとは思っていますが、新年度予算で、中学校卒業まで福祉医療費助成拡大。昨年度10月、小学校卒業まで拡大されて、続いて、この新年度から拡大されたこと、本当に喜ばしいことだと思っています。医療費の金額については、今、蒲生議員が聞かれたのでその分は省きまして、この実施が10月からされるという、この理由についてお知らせ下さい。これが最短な期間になるのかというところを、お尋ねをいたします。

2つ目に、国民健康保険特別会計のところ、6ページ、7ページになるんですが、一般被保険者高額療養費、これが3割増しになっております。医療費というのは年々増加傾向にあるんですが、特にこのここの増額割合が高いので、その主な要因と、またその下の特定健康診査等事業費、これは予防になるところだと思いますが、これは早期発見、早期治療によって、医療費を抑制するための事業でありますけれども、その成果についてあらわれているのかどうかというところを、お尋ねをいたします。

続いて19ページ、教育費の小学校管理運営事業。これも蒲生議員が質問をされたので、その部分は省こうとは思っておりますが、必佐小学校の給食室の改修工事、太陽光発電設備設置工事、このことについてをお尋ねいたします。

この改修内容、大まかで結構ですので、増築の部分があるのかどうかというところを、お尋ねいたします。また、この太陽光発電の設置工事については、グリーン

ニューディール基金を使ったものであるということをお伺いしましたが、今後もこの給食室の改修なんかに、この太陽光発電の設置を考えておられるのかどうかというの、お尋ねをいたします。また、この以前にお伺いをしました改修の予定なんですけれども、予定どおりではなさそうなのですが、その理由をお尋ねいたします。

それと、その下の教育費の教育振興費、小学校教育振興事業の中の標準学力調査、生活意識調査、これを町単で行うということですが、どういう認識や目的を持って、どのように実施をされるのか、以上、お尋ねいたします。

議長（杉浦和人君） 12番、池元法子君の質問に対する当局の答弁を求めます。

住民課長。

住民課長（橋本敦夫君） ただいま池元議員の方から、質問の方をいただきました。

まず最初に、福祉医療の拡大の実施時期の関係でございます。これにつきましては、福祉医療システムの改修が伴うことによることがあります。これにつきましては、国保連合会のシステム改修の委託をしなければならないということで、この改修期間というものが出てまいりますのと、また、私どもの方の事務をいたしますのに、福祉関係からの資料の確認なり、また、後期高齢者の所得判定、また受給証の発行など、これにつきましては、前半時期でかなりの事務を要するというのもございます。それと、県の受給券の切りかえが、10月になっておるというのもございますので、小学校高学年拡大時もそうさせていただきましたが、10月からの実施ということで、ご理解の方をお願いしたいと思います。

また、既に拡大実施されております他の市町につきましても、10月からの実施が多い結果となってございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、国民健康保険特別会計の関係で質問の方をいただきました。これにつきましては、平成26年度、27年度と、医療費の方が大きく伸びている状況でございます。医療費の伸びとともに、高額医療費についても大きな伸びとなっておりますのでございまして、26年度の決算と27年度の決算の見込みということで比べますと、療養給付費と高額療養費、これにつきましては、一般分と退職分でございますので、足した数字なんですけど、26年度が14億2,970万8,000円というふうに出てございまして、今現在、27年度を見込んでおりますのが、15億2,000万前後になるのかなという思いをしております、差額が9,029万2,000円ほど出るのかなというふうに思っております、率にしまして6.3パーセント増ということになりまして、この伸びの傾向は、28年度も続くというふうに見ておるところでございまして、これにつきましては、被保険者数につきましては、28年1月末で比べまして、現在27年3月と比べて53人減の、現在5,110人となっております、人数は減少しておりますが、医療件数は増える見込みでございますし、高齢化、また医療の高度化に伴い、1件当たりの費用額が大きくなっている状況でございまして、これに伴いまして、高額療養費も

伸びている状況というふうになってございます。この辺を踏まえまして、28年度の予算を組ませていただいたというところでございますので、ご理解の方をお願いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 学校教育課長。

学校教育課長（高橋正一君） 池元議員さんから、必佐小学校の給食室の改修に際しまして、ご質疑をいただきました。

まず1点目、改修の内容で、増築等はあるのかというご質問でございますが、現在の必佐小学校の給食室の延べ床面積が169平米でございます。それで、今度新しく改修後の延べ床面積については、275平米を改修工事でしようと思っております。そのうち、現在の建物、給食室の実際の建物の、建築工事として増築するのは9平米程度、荷受け室程度を増築しようと思っております。その後の、給食室が増えるものについては、現在、学校の中にございます給食室の間に廊下があるわけですが、そこを一部仕切るといふものと、それから給食室の隣に、倉庫が今建っています。建っていますというか、同じ建物の中であるわけですが、仕切られて倉庫になっていますが、その倉庫を給食室に改修するといふものも含めて275平米になると、そういうことで、新たに躯体として増築する分については、9平米程度というふうを考えています。

それから太陽光発電のことでございますけれども、これは県のグリーンニューディール基金を活用させていただいて、させていただくというもので、ある程度、県の方でバックもあるということでございます。まず前回に、日野中学校の方でさせていただきました。町、学校ということもございまして、町全体のエリアの中で、拠点ということで地域的なものもございまして、今回、必佐小学校の給食室改善にあわせまして、この基金を使って、災害時対応ということも含めて、太陽光発電設備を設置させていただこうというふうに思っております。

それから、改修の時期についてということだと思いますが、前回といたしますか、先ほどの平成23年当時の計画表との時期的なもの、どうかというご質問やっと思えます。必佐小学校は、平成3年に給食室ができていますのでございます。あと、その以外に、未改修でございます日野小学校については、昭和62年に建築をされているものでございます。建物自体はそういう時期でございますが、総合的に判断しますと、必佐小学校の備品設備の方が、相対的に老朽化しているということと、また中に設置してございます水道管ですとかガス管ですとか、そういうものの老朽化も相対的に見ると、必佐小学校の方が進んでいると、そういうこともあって、今回、必佐小学校の方を改修させてもらうというふうに思っているところでございますので、よろしくお申し上げます。

議長（杉浦和人君） 教育長。

教育長（今宿綾子君） おはようございます。

池元議員の方から、標準学力調査ならびに生活意識調査についての意識を、どのような意識を持って取り組んでいるかということについて、ご質問をいただきました。

まず、この調査は、小学校2年生から5年生までの児童を対象にいたしまして、4月に行われております全国学習状況調査と、同日、同時間に行っております。その調査結果を、それぞれ町全体、またそれぞれの学校、また学年、そしてまたクラス単位で検証をさせていただき、そしてまた個々の状況もそれぞれ見まして、前年度の学習の状況につきまして、定着しているところ、また、まだまだ未定着なところというものははっきりさせまして、その年度の指導に生かしていきたいというふうに考えているところでございます。

そしてまた、それぞれの教科の領域でございますが、例えば国語ですと、言語の領域、または読解力。また算数ですと、基礎的な計算力ですとか資料活用の力ですとか、そういったそれぞれの領域の、前年度の定着がどのようなものであるかということも明確にしながら、指導に生かしているということでございます。例えば、具体的には、自分の考えを、例えば100字以内にまとめて表現するといったような問題につきましては、子どもたちはなかなか抵抗があったということが現実でございましたので、この平成27年度には、そういったことを町内でしっかりと力をつけていこうといったことにも、生かしているというようなところでございます。

それから、これからの新しい教育が目指している学力、身に着けた基礎、基本的な力を、さらにそれを活用して、自分の考えをまとめたり、そして表現をしたりする力というものが求められておまして、そういったことも、この調査の中に入っているということを生かしながら、取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

また、生活意識調査につきましては、子どもたちの生活がどうであるか。朝食を食べているかですとか、また、宿題等をどのようにしているかとか、各教科の取り組みがどうであるかといったところを調査いたしまして、これもまた生活指導、また学習指導に生かしていきたいと考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 福祉課長。

福祉課長（壁田 文君） 特定健診について、池元議員さんの方からご質問いただきました。

健診の実施を保険担当の方でさせていただいております。

おっしゃっていただきますように、健康な体をつくることで、医療費が減ってくるということもございます。特定健診につきましては、国保に加入していただいております40歳から74歳の方に実施しております身体測定、腹囲の測定、検尿、血圧測

定、それから血液検査の中で、脂質ですとか肝機能、血糖などを調べます。貧血検査とか心電図、眼底検査も行いますので、体の状態を分かっていただけではないかなと思います。

ところが、なかなか受診率が伸びてきませんで、22年から26年度までも35、21年度は30パーセント以下だったのでございますけれども、それ以後は、啓発を進めまして、24年は40パーセントという受診率にもなったんですが、それでも35から五、六パーセントというところを推移しています。受診していただくということは、やはり健康に関心を持っていただいているなということだと思いますので、そこ、受診率を伸ばしていく努力をしなくてはならないと思っています。

それと、基本健診というのが、これとは違うんですけども、19歳から39歳の受診、健康診断を行っているんですけども、ここで26年度に余り伸びなかったもので、27年度では受診の勧奨ということで、何度も通知をさせていただいて、受診者数が伸びたという経験もしてございます。やはりお知らせしていったら、受診をしていただくということが重要なことだと思っておりますので、データヘルス計画など、国保の関係の計画の中でも、そのことを進めていくようにしていきたいと思っております。

また、特定保健指導でございまして、受診していただいた方の中で、ちょっと食事に気をつけていただいたりとか、そういうことで改善が見込まれるのではないかと、この方に対しては、管理栄養士などがその指導も行っております。その指導の方につきましては、多くの方に指導を終了していただいているという現状でございます。ちなみに、26年度、正確な数字が出ていないんですけども、25年度の実施率の方、法定報告では71パーセントということで、多くの方がそういう指導を受けていただいているように思っております。今後も、そういう指導なり、健診への勧奨を進めていきたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 池元法子君。

12番（池元法子君） これ、質問ではないんですけども、この医療費の助成事業、本当に短期間ですごく進んで、中学校卒業までというか、本当にありがたいことです。続いて、その500円の一部負担金も、すぐなくなるのではないかと、それを期待して、私の質問を終わります。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑はございませんか。

1番、堀江和博君。

1番（堀江和博君） 皆さん、おはようございます。

まず私からも、冒頭であります。地震から5年ということで、被災に遭われた方々、また現在もさまざまな苦勞をいらっしゃる方々に、お見舞いと、一日も早い復興をご祈念させていただきます。

5年前、ちょうど私も横浜の方におりましたので、まさにそのときを思い出しまして、全ての交通機関がストップしまして、夜中に何とかタクシーを捕まえて、当時住んでいたところまで帰らせてもらったことがありまして、同僚が実は福島の浪江町の方で、ご両親も、お父さんが寝たきりで、お母さんがそのまま、津波に気づいたんですけれど、恐らくもう、お父さんがいらっしゃったので、そのまま流されたということもありまして、本当に5年たつんですけれども、そういうことは忘れてはいけないと、個人的にすごく感じた次第であります。

それでは、今回質疑を行わせていただきます。

議第18号の日野町奨学金条例の一部を改正する条例の制定について、このテーマについてのみ質問させていただきたいと思います。

日野町くらし安全ひとづくり総合戦略におきまして、奨学金制度の充実というものを上げてくださっていたかと思います。それに対応しての条例改正ということで、学業優秀で未来に希望のある学生が、経済的な理由で学業断念されることのないようにと、私自身もすごく思いますし、こういった奨学金制度が充実するということは、非常に大事なことであると思っております。

しかしながら、先日の担当課長からのご説明にもございましたが、近年、学生の奨学金による多重債務が、非常にニュース等でも問題化しております。奨学金と聞きますと、もらって返す必要のないものも、ごく一部でありますけれども、そのほとんどは、もうローンでありまして、非常に社会人になったときから、もう何百万という借金を背負うような、そんな若者が増えているわけであります。

そういった中で、さまざまな若年層の支援が必要な一方で、そういったローンによる多重債務の現状なども踏まえまして、この我々の日野町における奨学金の利用についても、やはり適切に運営がなされないといけないと、そのように思っております。

その上で、3点の質問をまずさせていただきます。

まず1点目であります。現行の日野町奨学金制度の利用をされておられる方の人数と、その内訳、高校生なのか大学生や専門学生なのか、答えられる部分でお教をいただきたいと思っております。

2点目、日野町奨学金制度を利用して、学業を終えられて、そのローンを日野町から借りられた方々の返済中の人数や、またその返済状況。具体的に、しっかり返済を皆様して下さっているのか、そういう状況について、2点目にお教え下さい。

そして最後、3点目ではありますが、奨学金制度の充実ということで、この総合戦略のK P Iで目標数値を設定されておられます。平成27年6人、28年が8人、29年10人。平成30年12人と。そして最終的に、平成31年15人を目標とされておられます。

が、この目標数値の根拠をお教えいただきたいと思います。今回、独立行政法人日本学生支援機構の第1種奨学金の貸与を受けている人を、新たに対象にしたわけであるかと思いますが、何らかの見込みやデータなどの根拠があって、設定をされているかと思うんですが、そのあたりについて、3点目にお教え下さい。

議長（杉浦和人君） 1番、堀江和博君の質問に対する当局の答弁を求めます。

学校教育課長。

学校教育課長（高橋正一君） 堀江議員から、奨学金の条例についてご質疑をいただきました。お答えさせていただきます。

まず1点目の、現状の奨学金の貸し付け状況ということでございます。平成26年度末でございますが、大学生でお借りをいただいているのが、4名さんが継続でお借りをいただいているということがございます。それから、平成27年度で新規でお2人、高校生の方が、今、借り始められたというか、27年度から始められたということで、現状では、大学生4名の継続と、高校生2人が27年度からということで、お借りをいただいているという状況でございます。

それから、今返済中の人数ということでございますが、これはちょっと今、私、資料を持っておりませんので、後ほどお答えさせていただきます。

それから、K P Iの目標数値ということでございます。町としては、先ほど堀江議員もおっしゃられましたが、貸与という形の奨学金をしてございます。町ができる奨学金の範囲としては、現状、貸与かなということをおもっておりまして、町の財政措置が許す中でさせてもらう形で、させてもらっております。そういう中において、経済的に困難で、学業に進められないという方につきましての支援をすると、多少なり支援をすると、そういう意味で、日野町暮らし安全人づくり戦略として、K P Iとして、奨学金の充実を上げさせてもらっているところでございます。

目標数値につきましては、この今、上げました条例等の内容をしっかり広報して、皆様方に周知をして、このような数値で、進学される人数にもよりますけれども進めていきたいなど、そういう思いで考えさせてもらっている数値ということでございます。

返済の人数につきまして、また後ほど回答させていただきます。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1番（堀江和博君） 後ほど、返済の数値ということであれでございますが、ちょっと追加の部分で、今回の条例改正は、独立行政法人日本学生、私の時代は育英会といっていたんですけども、第1種奨学金、つまりすごく成績優秀な方が第1種というわけで、その方も、今までは日野町はそういった方は対象にしていなかったんですけども、今回拡大してということやと思います。

私が思うに、本当に経済的に困窮している学生を助けるという観点からすると、

第1種だけじゃなくて、第2種の奨学金というものが、日本学生支援機構にもあるかと思います。そういった学生も対象にしていくことも、1つ方法であるかなと思いますが、そのあたりの見解について、ちょっと追加での質問をさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 学校教育課長。

学校教育課長（高橋正一君） ただいま、日本学生支援機構の第1種を借りておられる方でございますが、現在の奨学金についても、第1種、第2種を借りておられる方に、当然申し込みがあれば、要件が合えば、貸し付けをさせてもらっているところでございます。

今回条例改正をさせていただきましたのは、第1種の無利子の資金を借りておられる方ということで、今おっしゃられたように、全学校、大学ですと高校のある一定程度の評価の点数以上ということと、収入基準によって、第1種の無利子が借りられるという条件になります。そういう条件で借りられた方については、今回、新たに、今までは日本学生支援機構と日野町の奨学金は、合わせて借りられないと。ほかで借りておられる方については、日野町奨学金を借りられないという条件でございましたが、今回、その1種を借りられる方については、またほかの有利子等ではなくて、少しでも町の無利子の奨学金を利用させていただきたいということで、併用をさせていただくと、そういうことでさせていただいたものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（杉浦和人君） 堀江和博君。

1番（堀江和博君） 了解させていただきます。

また後ほど、返済中の状況について、ご回答を頂戴したいと思います。

いずれにしても、今、ニュースなんかでは、非常に進路指導で、それがうまいこといかんと自殺されたニュースが、本当に昨日、おとといあたりから、わーわー一言っている状況であるかと思います。非常に、教育現場でさまざまな形でサポートしていくので、すごく大変なことであるかと思うんですけども、きめ細やかなサポートをしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で私は失礼させていただきます。

議長（杉浦和人君） 学校教育課長。

学校教育課長（高橋正一君） 後ほどと申しておりました返済の状況でございます。

現在、27年度において、12名の方が返済をしていただいている状況でございます。

それから、返済していただいている返済の状況はどうかと、そういうことでございますが、現在のところ、滞納ということは、滞納といいますか、返済が滞っているというものはございませんので、ただ一部、返済金額を少し分割してという返還をしていただいている方が1名おられますが、順調に返済はしていただいていると

いう状況でございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（杉浦和人君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時5分から再開いたします。

—休憩 10時53分—

—再開 11時05分—

議長（杉浦和人君） それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、東 正幸君。

11番（東 正幸君） それでは、2点ばかりお聞きしたいと思います。

議第12号の、地方公務員法および独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでありますけれども、このことにつきましては、やはり私らは、この勤務評定のことを思い出すわけでありますけれども、やはりこれはなかなか職員にとっては大変なことだなという思いを、ここで述べさせていただいて、それにどういうふうに取り組んでいっているのか、行こうとして思われておるのか、ひとつお聞きしたいと思います。

やはり、この地方公務員人事評価制度につきましては、その時々々の任命権者によって大きな権限が集中され、かえって職員の意欲を低下させたり、職場関係の人間関係がぎすぎすして、チームワークを阻害するのではないのかなという思いもありますし、また、このような田舎の小さな町で、いろいろなことを言いながらも、非常に今の職員さん、課長さんはじめ、住民に寄り添ってもらっておるところでございますし、また、職員間の相談もしながら、日常業務に頑張ってもらっているのです。そうしたさまざまな職場を、幅広く勤務してもらっておりますので、能力評価や業務評価は、なじまないのではないのかなという思いでございます。

また、その評価の適正な評価方法が確立されているのか。評価者の評価基準など、なかなか一定に合わせるのは難しいのではないのかなと思っておるところでございます。いろいろなばらつきが発生し、公平な評価ができないのではないのかなというように思うのであります。

先ほども申しましたように、小さい規模の自治体におきましては、やはりおきまして、年々煩雑化する一般行政事務であります。少数の職員が助け合いながらやりくりされている個々の評価は、本当にこれ、評価するのは困難なことではないのかなと思っておりますし、それにも何もこういう評価の中で、どうようにしていけるのか、最善な方法はどのようなのかという思いでございます。

やはり私の思いますのは、そうした中で評価を反映するというのではなく、それを一人ひとりを伸ばしていく人材育成やスキルアップを図っていくように、その方向の主に指導されてはどうなのかなという思いでございます。

先日も、2月14日でしたか、神野先生が講演されたように、やはり一人ひとりを伸ばしていくのが指導でもあるし、学校教育においても、それが教育やということと言われておりましたことを、非常に思い出します。

また、そんな中で、組合との協議はどうであったのか、どうされるのか、ひとつよろしく願いいたします。

それと、次に、議第26号、新年度の28年度予算でありますけれども、先ほど、蒲生議員から言われましたとおり、いろいろな資料をこう見ておきますと、国全体としての2016年度の地方財政計画では、ずっと地方交付税が4年後、4年ほど歳出抑制ということで減らされております。前年度と比較いたしますと、国全体で、地方交付税が0.9パーセント減になっておりますし、また、頼りにしております臨時財政対策債につきましても、全国平均で、対前年度比16.3パーセントの減となっているという話を聞きます。こうした交付税の見直しの動きがあるようでありますけれども、平成30年には、非常に臨時財政対策債の償還がピークやということをお聞きしておりますので、その状況下でどのように思っておられるのか、全体的にお聞きしておきたいと思えます。

議長（杉浦和人君） 11番、東 正幸君の質問に対する当局の答弁を求めます。

副町長。

副町長（平尾義明君） ご質問いただきました人事評価制度でございます。これにつきましては、ご承知のとおり、地方公務員法の一部が改正に伴いまして、28年4月1日から導入をするということで法に位置づけられましたので、当町についても、28年度からやるということで、昨年からの制度の研修等を実施してきたところでございます。

この評価につきましては、言われましたとおり、個別の人間性を問うのではなく、自らを振り返る機会ですというふうなことで、人事評価を通じて、仕事ぶりを振り返り、職務を達成していくというふうに、私どもは思っているところでございます。

この導入された背景については、分権時代におけます職員の人材の育成、職場の活性化のツールとされておりまして、よりよい制度として、日野町についても活用していきたいなど、このように思っているところでございます。

組合との交渉でございますけれども、組合につきましても、一定、法のもとでやられたことで、いたし方がないなというふうなことでございますが、評価される人、評価する人についても、一定の理解、しっかりとした研修も必要だと、このように思っておりますので、一定の研修、評価が公正で、客観的であったり、そういった結果が得られるまでは、まだ時間を要すると思われまますので、しっかりと検証しながら、様子を見ながら進めていきたいなど、このように考えているところでござい

ます。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（池内俊宏君） ただいま一般会計予算にかかわりまして、国の地方財政対策につきまして、ご質問をいただきました。

まず、28年度の地方財政計画でございますけれども、一般財源総額では27年度を0.1兆円上回る61.7兆円を確保したと、このようにされておるところでございます。これは、地方税が前年度より3.2パーセントの増収というふうなことになるということで、ご指摘がございましたとおり、地方交付税を前年度より0.3パーセントの減、そして赤字地方債でございます臨時財政対策債を16.3パーセントの減と、大幅に抑制をされたということになってございます。

赤字地方債でございます臨時財政対策債を抑制していく中で、一般財源総額が確保されたというような点につきましては、そうかなと、このように思うところでもございますけれども、当町にとって税収が思うようになかなか伸びない中で、地方交付税が、今後当町にとってどういうふうになっていくのかということ、心配をしておるところでございます。

先ほど、蒲生議員のご質問にもお答えをさせていただきましたとおり、地方交付税の単位費用の積算にあたりまして、トップランナー方式を今年から導入をしていくというふうなことで、歳出の効率化に向けた業務の改善に取り組んでおられるところの経費を反映して、経費の水準の見直しを段階的にしていくというふうにされておりますので、その見直しがされた単位費用が、日野町にとってどういうふうに影響していくのかなということ、心配をしておるところでございます。

ただ、業務改善といいますが、一般的には大きい自治体と小規模自治体では、その効果というのは異なるのが通例でございますので、日野町のような小規模自治体のことについて、どういう加味がされていくのかなというふうなことで、少し疑問も持っておりますので、導入されていく状況を見ながら、また状況によっては、また町村会を通じて、またお願いもさせていただかなければならないのかなと、このように思っておるところでございます。

ただ、そうした中で、業務改善といいますが、民間委託だけではなしに、それぞれの細かい経費を節約しながら、工夫をしながらやっていくというのも1つでございますので、そういった歳出の抑制、助長の経費の節減に向けては、さらに努力をしていかなければならないのかなと、このように思っておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 東 正幸君。

11番（東 正幸君） 回答いただきましたけれども、人事評価については、活性化を図っていくということでございますけれども、なかなかいろいろな市のデータを見ておりますと、やはり活性化するという事は、なかなか難しいのかなというふう

思っております。

やはり、この私の言いましたように、その職員をより育てていくという意味で、何かこう具体的に、こういうことをしていこうということがあるのかということ、もう一度お聞きしたいと思いますし、そうした中で、昨年されたようにちょっとお聞きしたんですけれども、どういようにされたのか。1対1でされたのか。それから庁内の方はいいわけですけれども、現場というのか、そういうところら辺については、どのようにされるのか、そこをあわせてお願いしたいと思います。

それから平成28年度の会計でございますけれども、これにつきましては、今言われましたように、やはり民間委託するところは、できるところは仕方ないにしても、やはり当町独自の一番自慢できるようなところは、そのまま置いてほしいなという思いでございますので、何とかそういうことが実現できますように、よろしくお願いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（池内俊宏君） 東議員から、議第12号にかかわりまして、人事評価の関係で再質問を頂戴いたしました。

どういうふうに今年度やってきたかということでございますけれども、基本的には、先ほど副町長が答弁いただいたとおりということでございますが、地方公務員法が改正をされまして、実施をしていかなければならないということになりました。

人事評価制度につきましては、これまで、今、東議員の方が勤務評定という言葉をお使いいただきましたが、勤務評定とは異なりまして、評価する基準をしっかりと明示をしながら、職員の方から自己申告をいただく中で、評価者が面談をして評価をしていくというようなシステムになってございます。

町でもはじめての取り組みということでございますので、今年度、先例地も参考にさせていただきながら、人事評価のマニュアルというものを作成いたしまして、全職員に配付をさせていただきました。そうした中で、全職員を対象に研修会を行います中で、職員の理解を深め、試行的に今年度取り組んだということでございます。

人事評価制度ということで、まずは担当課、それぞれの担当のグループ、昔でいうと係ということになりますけれども、課ごとに年度当初において、取り組む課題などを、それぞれ目標設定をしていただくということで、組織として目標の決定をいただく中で、それぞれの部署が持っております課題ですとか目標を、組織としてしっかりと共有をしていく中で、その達成度を評価していくというようなことになってございまして、研修の講師先生からは、組織力を高め、人材育成につながるコミュニケーションツールの1つとして活用していくことが、非常に大切やというようなアドバイスもいただいたところでございます。

今年度は、年度途中からの施行ということになりましたので、年度当初の目標設定につきましては、それぞれの個人が、今年度、こうやっていこうという目標を持ってやっておりますものを、まず目標設定にいただいたということで、それに対して評価をやってみたということでございますので、そうした意味では、今年度1回やらせていただけてみて、東議員さんもおっしゃっていただいておりますとおり、一般の職員から、また専門職もおりますし管理職もいるということで、それぞれ職責が異なるというようなことで、評価自体もなかなか難しいんですけども、目標の設定の仕方も、非常に簡単な目標の設定もございましたら、高度な目標もあるということでございますので、その目標の設定の仕方もなかなか難しいのかなということで、そういう目標に対して公平に評価するというのは、なかなか難しいのかなと、このように感じさせていただいたところでございます。

ただ、いずれにいたしましても、単に職員を管理評価するというだけのものではなく、人材育成のツールというようなことで、住民の皆様の期待するまちづくりに対応できるような職員、あるいは組織を、しっかりと育成していくというような観点に立ちながら、どのように制度として今後確立をしていくのか、引き続きよりよい制度となりますように、改正、改定を繰り返しながら取り組んでいきたいなと、このように思っておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 東 正幸君。

11番（東 正幸君） 職員もいろいろな精神的な方もございますので、十分に気をつけて、コミュニケーションを大事にさせていただくということが思いでございますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

時間も押しておりますので、この辺で終わります。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

2番、後藤勇樹君。

2番（後藤勇樹君） 先ほどから皆さんもおっしゃられておりますが、本日は東日本大震災から5年目ということで、震災によって亡くなられた多くの方々に、心から哀悼の意を表しますとともに、また被災された方々に、心からのお見舞いを申し上げたいと思ひます。

福島原発の災害も、いまだに終息のめども立っていないような状態の中で、九州の川内原発が再稼働されたり、またお隣の福井県の高浜原発が再稼働されたりということで、福島の方々の心を踏みにじるような事態が続いたわけですけども、先日、大津地裁におきまして、高浜の原子炉3号炉、4号炉の停止命令が出たということは、非常に画期的な判決であったと私は思っております。このように人知によるコントロールが不可能なような放射能の災害を、ずっと不安を感じながら生きていけかないといけなような事態が、一日も早く日本からなくなっていくように、

私も心から願っている次第であります。

本題に入らせていただきます。

それでは、平成28年度主要施策の概要の中から、1項目につきまして4点お尋ねしたいと思っております。

1 ページ目なんですけれども、議会費の中で、780万3,000円の予算がとってございます。そのうちの290万円が、議会映像、インターネット配信システムということで割り当てであるわけなんですけれども、今現在、全国的に、この議会を開かれたものにしていこう、そしてまた議会の透明化を進めていこうということが進められており、また、我々議員にも努力義務として課せられている中で、このように議会のインターネット配信が始まるということは、非常にこれも画期的なことであると、私も大変評価させていただいております。ご努力に感謝いたします。

その中で質問させていただきたいわけなんですけれども、まず、ネット配信の開始時期、具体的にいつごろになりそうなのかということが分かれば、教えていただきたいと思っております。生中継と録画中継と、両方というふうに伺っております。先日も、私が、東桜谷公民館におきまして個人の報告会をさせていただいた中でも、議会を見に行きたいけれども、なかなか平日の昼間というのは、仕事があつて来れないんだという方もいらっしゃいました。そういう方にとっても、録画が始まると、非常にこれは喜んでいただけるんじゃないかというふうに思っております。その時期について、教えていただきたいと思うのがまず1点です。

それから、町のホームページがございませうけれども、この町のホームページ上で公開されるのでしょうか。それとも、これ用に別サイトを立ち上げて、そこで公開されるのでしょうか。この点について、2点目、お尋ねしたいと思います。

また、現在、一般質問につきましては、各議員のホームページなんかでも使用できるようにということで、DVDに焼いたものを希望すれば、議会事務局の方から配っていただいているわけなんですけれども、今回、このネット配信が始まりましたら、このDVDのように、一般質問だけの配信になるのでしょうか。それとも、議会全体を通しての配信になるのでしょうか。お隣の東近江市とか近江八幡市などでは、議会全体を配信した上で、録画については項目分けをして、質疑とか一般質問というコーナーを見ると、それぞれ見れるようになっておりますが、その辺も分かれば教えていただきたいと思っております。

4点目ですけれども、これもDVDで今まで渡していただいていたように、録画してダウンロードした上で、各議員のホームページなどで使用してもよろしいものなのではないでしょうか。その辺もお尋ねできればと思っております。

議長（杉浦和人君） 2番、後藤勇樹君の質問ですけれども、ちょっとお待ち下さい。調整します。

後藤勇樹君の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務課長。

総務課長（池内俊宏君） ただいま後藤議員から、議会のインターネット配信の予算に関しましてのご質問をいただきました。

議会のインターネット配信の関係予算につきましては、議会事務局の方から、皆様からの依頼が強く、ご要望が大きいということで、予算をお聞き取りをさせていただきまして、予算を計上させていただいたところでございます。

ただ、内容につきましては、それぞれ議会の議員の皆様方で、中身についていろいろご検討をいただく中で、実施の状況については決めていただくことになるのかなというふうに思いますので、私からの答弁は遠慮させていただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君。

2番（後藤勇樹君） 委員会の中でいろいろ話し合っていくということによろしいんでしょうか。

議長（杉浦和人君） 後藤勇樹君、議会運営委員会等でご検討いただいて、全員の声をまた反映できるように、さらに調整して、今回は予算を設定させていただいたので、それをもってどう運用するかと、こういうことをご理解いただきたいと思います。

2番（後藤勇樹君） それで結構です。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

9番、富田 幸君。

9番（富田 幸君） 私からは、この主要施策の概要から、質問を2点させていただきます。

この13ページの農林水産業費でございますが、その中の有害鳥獣駆除事業、この中に、今年度、有害鳥獣の中でも、特に日本猿の個体数調整の調整事業への取り組みということで、書き上げていただいております。このことで、この個体数調整というのは、どういう事業をされるかお尋ねをいたします。また、この対策につきましての、今年度計画をしていただいている以上は、町内におけるどこの地域で、いつごろというような考えを持っておられるのかも、お聞きしたいと思います。

そして、今年度、この取り組みをするための予算を計上されましたが、これは今年度限りのものかどうか、あるいは、ということは、来年度以降にも継続する可能性があるのかも、お聞きしたいと思います。

それからもう1点は、特産農産物の振興事業でございます。特産である日野菜を栽培拡大を補助するということではありますが、なかなか町内全域で栽培していただいているわけではございません。産地のブランド化、原種の保存、生産拡大、生産振興に対する助成を行うということでございますが、この点について、毎年同じ項

目で上げていただいておりますが、今年度に対しましては、具体的にどういうお考えで対策をされようとしているのかを、お伺いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 9番、富田 幸君の質問に対する当局の答弁を求めます。

農林課長。

農林課長（門坂俊男君） 主要施策の中で、獣害関係という、有害駆除関係ということで、猿の個体数調整というふうなことでご質問いただきました。

猿の個体数調整につきましては、規模が大きくなりすぎる、被害レベルが上がる等の問題のある群れにつきまして、一定、被害が収まる程度まで頭数を減らすというふうな事業でございまして、捕獲許可につきまして、県の方の審議会等の手続きが必要ということで、地域での追い払いの取り組みとか被害状況の把握などを、審議会で審査してもらうことが必要というふうなことで、お金だけでは進んでいかなというふうな部分がございます。県の捕獲許可がいついただけるかというふうな部分もあるんですが、基本的には、実際作業にかかれるのは秋になってからかなと思っております。

今のところ、専門の業者に委託をするというふうな形で、囲いわな等で大量に捕獲をしようというふうな前提でございます。

場所につきましては、現在のところ、被害が一番大きいという報告の多い、南比都佐の群れについて、想定をしております。日野町にも、ほかにも猿の大きな群れになっている調査データもありますので、とりあえず、今年1群れは対応するということで、その後も状況を見て、必要になるのかなというふうに思っておりますが、財源の問題もございますので、おいおい、今年やりながら、また来年のことは考えるというふうなことになるかと思っております。

日野菜の取り組みにつきまして、ご質問いただきました。主要施策の概要の中で計画しているのは、例年ぐらいの日野菜の取り組みというふうなことで、原種の保全団体に対する支援とかブランド化に対しまして、生産拡大の補助金とか、生産部会に対する補助、そういったものを例年どおりの形で考えておるところでございませう。27年度につきましては、国の加速化先行型事業で支援を農協の方に大きくさせてもらってございまして、29年度、また農協の方に加工施設の補助で、事業費が大きくなるというふうに思っておりますが、今のところ28年度は、今までの通常ベースぐらいの取り組みになるというふうな想定でございませう。

議長（杉浦和人君） 富田 幸君。

9番（富田 幸君） 有害鳥獣につきましては、やはりこの前、先月2月10日に南比都佐公民館で、区長さんと農業組合長さんに声をかけてされました、説明会のおりだと思っております。

今後の流れも示してもらっているわけなんですけど、研修会をやり、アンケート調

査をし、集落の環境点検、そして対策の検討と計画の作成というようなことで載っておりますので、答弁のあったように、実際にかかれるのは秋ぐらいになるのかなとは思いますが、現在の時点での、こういう研修会から始まってのアンケートをとるとか、いろいろなスケジュールについて、今現在の時点ではっきりしているところがあれば、教えていただきたいというふうに思います。

それと、日野菜につきましては、大変皆さんが、そう作付等をやっておられないところでございますし、地方創生でもって、加工場の新設が今後できるわけでございますので、この辺に向けた町の取り組みとしても、今後、もう少し拡大をしていかななくてはならんのかなというふうに思いますが、その辺についてのお考えだけお聞きしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（門坂俊男君） 南比都佐の猿の群れの大量捕獲の取り組みにつきましては、前回、区長さん、農業組合長さん等にお集まりいただきまして、町でこういうふうなことを考えているよというふうなことで、説明をさせていただきまして、地域全体としては、それで進めていってほしいなというふうな意向というふうに、こちらは感じております。

それで、直近のスケジュールとしましては、町が今後そういうふうなこと、手続を踏んでいく上で必要になることを、各集落で説明をさせていただきというふうなことで、区長さんなり農業組合長さんに、村の人に集まってもらう機会を作してほしいというふうなことをお願いしておるということで、農繁期の関係もありますし、役員さんの任期交代の加減もありますので、3月中にもとは思ってもおるんですが、集落のご都合で日は決まっていくのかなというふうで、そこが次の段階と思っております。

日野菜につきましては、取り組みとしましては、集落営農で時間があいている方の手も借りながら、畑仕事というのは手間仕事ですので、集落で手のあいている人の活用をしながら、日野菜に適した場所で、少しずつつくっていったらいいのかなというふうなことを想定はしておりますが、今の28年度の主要施策なり予算の中では、そこまでの対応はできていないというふうなことで、まず、事務的にやれるところからというふうな取り組みと思っております。

議長（杉浦和人君） 富田 幸君。

9番（富田 幸君） 南比都佐で猿の囲いわなについては、取り組んでいただけるといいますが、確かに集落で、それぞれ野菜を収穫して販売をしておられるというところは、ほとんどないわけですが、それだけに、各家庭で、自分のところの野菜をつくっているのに、猿が来て全滅にされたというような非常に深刻な問題もあって、先日も個人の方から農林課の方に連絡があったと思っております。ぜひとも

この辺は十分考えて、対策をとっていただきたいというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

3番、奥平英雄君。

3番（奥平英雄君） 私の方からは、1点ちょっとお尋ねしたいことがあります。

平成28年度の主要施策の概要の中の15ページなんですけれども、一番下の欄、商工費、観光費、その中の観光資源保存活用事業の中の、曳山の管理修理事業の補助金。これなんですけれども、この中で、私もちょっと曳山保存協会の理事もさせているんですけども、曳山の修理は、日野町に16基あるんですけども、毎年申し込みされていると思うんですけども、曳山もよいんですけども、曳山を保存されている曳山の山倉の修理の方の補助金とか、また、囃子をされる中の太鼓、釣鐘、横笛等の補助金等も、これは中に含まれているのか。また、別に考えておられるのか、ちょっとお聞きしたんですけど、よろしくをお願いします。

議長（杉浦和人君） 3番、奥平英雄君の質問に対する当局の答弁を求めます。

商工観光課長。

商工観光課長（外池多津彦君） 奥平議員から、曳山等管理修理事業補助金についてのご質問をいただきました。

現在、町の方で曳山に対しての補助を出させていただいておりますが、こちらの方は、県の文化財保存の貸し付けを受けていただいた中で、その返済に対して、2分の1の補助という形をとらせていただいております。その中で、曳山本体も、その融資の対象にはなっておるんですが、山倉も対象になりますので、山倉の修理、改築などについては融資の対象になりますので、町の方も補助対象とさせていただきます。

ただし、曳山の管理修理という形をとらせていただいておりますが、囃子の道具については、補助対象外ということになっておりますので、それについては、各町内の方でご厄介いただいているということでございます。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

3番（奥平英雄君） また、今ちょっと言われたんですけど、またその楽器等にも、また補助がもらえるように考えてもらえたらありがたいかなと思っています。

耐震とか、ああいう今、建築業界なんかでも耐震補強をするというああいうようなのがあるんですけども、山倉に対しても調査とかも考えておられるとか、またそういうようなのでも補助はおりますか。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（外池多津彦君） 今現在、耐震の調査につきましては、建設計画課の方で、住宅に限ってやらせていただいております。山倉については、耐震の調査ということで、補助とかそういう制度は今のところございませんので、また現状はそうで

ございます。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

3番（奥平英雄君） また、今後ともその辺、考えていただきまして、よろしく願いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

7番、齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） 2つの議案について、何点か質疑をさせていただきます。

1つ目に、議第11号の日野町行政不服審査会について、5点ほど質問させていただきます。

1つ目に、今回条例提案をされましたが、行政不服審査会等情報公開個人情報保護審査会との関係、同じ審査請求の中で、どのような関係となるのかということ。

2つ目に、行政不服審査会における審理員制度を適用されるのか。

もう1つ目には、適用されるのならば、審理員はどのような方がなされるのか。

4つ目に、日野町におけるこれまでの不服申し立ての年間での件数というのは、どのくらいあるのか。

そしてもう1つ目には、この条例の制定後に委員を委嘱して、審査会の立ち上げをされると思うんですけど、いつごろの計画をされているのか、以上5点についてお伺いいたします。

2つ目の議案といたしまして、平成28年度日野町一般会計予算について、3点ほど質問させていただきます。

主要施策の概要の2ページにあります総務費の役場庁舎別館改築工事、太陽光発電設備設置工事の予算についてですが、4億4,500万円と高額であります。これは防災備蓄倉庫を改築される、設置されるということでお聞きしておるわけですが、会議室や食堂というところが、どのようにされるかというところで、改築内容と内訳についてお伺いをいたします。

そして、この工事につきまして、いつごろからどのくらいの期間で改築を計画されているのかということについても、お伺いをいたします。

2つ目に、主要施策の概要の3ページ、4ページにあります総務費の、住民票等の各種証明書のコンビニ交付サービスが、7月から開始をされるということでお聞きしております。この事業にかかる町の経費負担というのは、どのくらいなのかと。そして事項別明細書にもあります、コンビニ交付市町村負担金50万円というのが、税務の方と住民課の方とであるんですけど、どういう負担金なのかということ。そして、この実施されましたら、全国どこのコンビニでも交付が可能なのかという、どうなのかということ、お聞かせ願いたいと思います。

そして3つ目に、教育費の地区公民館活動事業についてですが、これは主要施策

の概要の21ページにあります第5次総合計画の懇話会の中で、中間点の総合評価がされておりまして、その中で、今後公民館活動へのこの入れは、重要施策であると評価をされているわけでございます。しかしながら、昨年と変わらない予算額となっておりますので、懇話会での答申が反映された、充実した予算がついていないということかなというふうに思いますので、これについての説明をお願いしたいと思います。

そして、先ほどから出ています町単独福祉医療費の助成事業につきましては、昨年に引き続き、中学校3年生までの通院費の助成拡充の経費を計上いただきました。これは長年の念願でありまして、大変喜ばしい評価されるものと、ありがたく思っております。そこにつきましては、回答は先ほどもありましたのでよろしいので、お礼を申し述べておきます。

議長（杉浦和人君） 7番、齋藤光弘君の質問に対する当局の答弁を求めます。

企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） ただいま齋藤議員の方から、議第10号、関連しまして第11号ございましたけれども、日野町行政不服審査会の関係についてご質問いただきました。

1点目の、審査会とこの今の行政不服審査会と、それから日野町情報公開個人情報保護審査会との関係ということでございます。実際、今回の日野町行政不服審査法の改正に基づきまして、この第三者となる審査会を設けるということが、新たに出ました。本来ですと、新たに設けるという方法もあるわけでございますけれども、他市町の事例等、法的な部分を含めまして、そうした専門的な第三者機関があるのであれば、それを兼務していただくということも可であるということでございまして、他市町の事例も踏まえまして、この日野町の、既にごございます情報公開・個人情報保護審査会の方と、それから日野町行政不服審査会の方と、兼ねていただくという形にさせていただこうかなと考えています。

特に今、日野町におきまして、法律家あるいは弁護士さんとか、それからそうしたところに明るい大学教授を3人も4人もという、なかなか大変な部分もございまして、そうした意味では、兼ねていただくのがいいのではないかとこの点でございまして、もう1点は、後ほど総務課長の答弁がございまして、過去にはほとんど例が余りないものですから、それにあえてわざわざ設立するのはどうかということで、このような形でさせていただくということでございます。

それから、真ん中の審理員の話とか部分につきましては、11号に関連しますので、総務課長の方から答弁していただきます。

最後の5番の部分で、いづろ審査会の方、開催するかということでございます。私ども、今回議題の方に上げさせていただいておりますとおり、日野町の情報公開・

個人情報保護審査会の方も同時に、任期の関係で、ご審議をお願いしております。そうした意味から、両方の職をさせていただくということで、新年度早い時期にというように考えておりました、皆さんお忙しい方でございまして、なかなか日程の調整をして、その合うときに、できるだけ早くというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（池内俊宏君） 齋藤議員から、何点かご質問を頂戴いたしました。

まず、議第11号にかかわってでございますが、審理員制度を適用していくのかということでございますが、国の行政不服審査法におきまして、審理員ということで、今までは処分をした処分庁、例えば、役場で申し上げますと、税に対しての不服申し立てがあった場合は、通常、税務課に行かれて、どういったことかというお話をされますけれども、そこで一定、不服申し立てがあった場合につきましては、税務課の職員がかかわって、場合によっては総務課の職員もかかわって、町として法的なことはどうかというようなことも含めて決定をし、相手さんの方にお伝えをしていくということで、処分をしていくということになりますけれども、それを公平な機関、公平性を担保するというので、処分にかかわっていない審理員を設けるということになりますので、今の場合でございますと、税務課の職員、総務課の職員がかかわってしまいますので、それ以外の職員がかかわって、審理員として指名をあらかじめさせていただこうかなと、このように思っております。

そのような中で審理員制度を設ける中で、審理員になるべき者を数人、予定者をあらかじめ決める中で、個別の案件に対して、処分にかかわっていない職員を指名していこうかなと、このように現在は考えておるところでございます。

あと、これまでの件数ということにつきましては、直近の状況を確認させていただきましたら、日野町では、平成23年度に1件、不服申し立てがあったというようなことでございます。

続きまして、一般会計にかかわりまして、庁舎の別館の改修工事の関係で、ご質問を頂戴いたしました。

まず、改修の中身についてはどうかということでございます。改修にあたりましては、現在設計をしておるところでございますが、現在の別館につきましては、廊下部分を含めると、約900平米ほどございます。それを1,200平米ぐらいの建物を改築していこうという計画を、現在しております。

施設の中身についてでございますけれども、おおむね、現在の機能を有しながら、防災倉庫、また水防倉庫といったもの、また、備蓄できる場所も含めながら、いざというときには、災害対応にあたります職員の仮眠もできたり、また、よそから応援が来ていただく場合につきましては、そういった方の控室なりというような場所を設けて、別館の改築を進めていきたいなど、現在はこのように考えておるところ

でございます。

実施時期につきましては、平成28年度に解体をし、建設をしていく予定をしておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（橋本敦夫君） コンビニ交付にかかりますところの負担金というところでございますが、これにつきましては、私ども、住民課サイドで50万円、また、税務課サイドで50万円ということで、負担金を出す形で運用の方をしていこうというものでございまして、主要施策の概要の方に2,082万と載っておりますが、この多くにつきましては、既にクラウド事業で進めてまいりました、システムの機器の保守の部分について大半な事業でございまして、コンビニにかかる交付分としては50万ということで、2課で100万ということになります。

コンビニのどのお店でできるかについては、店舗にまた制限等も出てきますので、その辺、詳しく分かった段階でお知らせ等したいというふうには、考えておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（山本和宏君） 齋藤議員さんの方から、公民館への要望ということで、ご質問を賜りました。

第5次総合計画の中の部分で、公民館に今後てこ入れをしていかなければいけないというようなところで、お話を伺っているところでございます。

公民館のてこ入れにつきましては、現在、公民館の各活動の状況というものも調査させていただいているところでございます。公民館の管理面、また、運営面、そして活動事業の関係の活動面、そういった部分の中で、実際この補助金がどのように使われているかということも含めまして、いろいろ調査をさせていただいているところでございます。そういったところから、やっぱり公民館は、社会教育の重要な拠点施設であるという部分でございますので、今一度原点に立ち戻った状況で、本当に住民の方から求められる公民館のあり方というのを、再度構築しなければいけないというふうな気持ちでございます。

ですので、今現在調査している内容を踏まえまして、今後、公民館の適切な補助金というんですが、そういった部分での活動費を考えていきたいなというふうには、思っております。

また、人のこと、やっぱり公民館の運営につきましては、人が人づくりというところで、大きな課題もあろうかと思えます。そういったところで、指導も含めてやっていきたいなというふうに思っておりますので、ご理解の方、よろしくお願ひしたいと思えます。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） 先ほどの説明の中で、兼務という言葉を使わせていただいて、非常に申しわけございません。それぞれの審査会を設置しておりますので、それぞれに選任をさせていただくということでございますので、どうぞご理解のほど、よろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） 今の行政不服審査会につきましては、他町のところでも、そのような形で併用というか、今の説明あったような形をとられるところもあると思いますので、日野町にとっても、その方がいいのかなというふうに私も思います。その辺でお聞かせいただいたわけなんですけど、その辺のところを進めて行っていたらというふうに思います。

そして2つ目の、役場別館の改築につきましては、これも28年度だけではなかなか終わらないというふうに思いますし、今後の住民への周知、そして安全も配慮しながら実施をしていただくように、お願いしたいというふうに思います。

それと、コンビニの証明書の発行サービスにつきましては、これの再度質問したいんですけど、コンビニ、全国どこでもということでの、そういう発行の機械が設置されているところについては、されていけば交付は可能なのかなというふうに思うんですけど、そういうことかなと思います。

それと、交付、市町の負担金というのは、どこに納める負担金なのかというのを、ちょっともう一度説明をいただきたいなというふうに思います。

それと最後の、地区公民館の活動事業につきましては、今、ご指摘いただいているように、適正な、適切な助成というか活動費の交付ということで考えていただくということで、それはいいかと思うんですけど、公民館も核としての活動事業という、重要でありまして、努力されている公民館もありますので、充実した予算計上、今後の活動での検討をしていただくように、お願いしたいなというふうに思います。

その辺で、ちょっとコンビニについての質問、再度お願いいたします。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（橋本敦夫君） コンビニの利用について、再度再質問の方をいただきました。

この利用につきましては、当然、議員申されたように、利用可能な端末であったら、基本的に行けるというふうには判断しておるところでございまして、負担金につきましては、相手方のコンビニサイド側に、当然サーバーなり端末等があるわけでもございまして、それを利用させていただくという形になりますので、それを取り締まるというのか、機関がございまして、その機関の方へ納めさせていただいて、サーバーなり端末の方について、利用させてもらうという部分の負担金になります。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（池内俊宏君） 庁舎の別館の改築工事についてでございますが、工事の時期につきましては、平成28年度に解体し、建築を単年度でしていく予定をしておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） 以上で質疑を終わります。

議長（杉浦和人君） ここで、昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。1時30分に再開いたします。

－休憩 12時08分－

－再開 13時30分－

議長（杉浦和人君） それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を許可いたします。質疑はございませんか。

4番、山田人志君。

4番（山田人志君） 私も、午前中の何人かの方と同じように、議第26号の28年度一般会計予算の中から、2点についてご質問させていただきたいと思ひます。

1つ目ですが、事前にお配りいただいた28年度当初予算案の概要6ページ②総務費に、庁舎別館防災機能強化事業というふうに記載されています。これは、続く7ページの性質別で見ますと、投資的経費という中にも同じように書かれていますので、恐らく予算的に言えば、2款総務費の中の1項5目財産管理費の中で見いただいている、計上されている庁舎別館改築工事の中で、一体的に考えられる事業かなというふうに想像します。

ところで、この防災機能強化をするとなりますと、業務継続計画、民間でいうBCPですけれども、行政でいうならば、業務継続計画ということになるんでしょうが、それが1つの、多分前提になろうかと思うんです。

そこで質問ですが、この業務継続計画が既に策定された上で、防災機能強化事業に着手されるのか、あるいは防災機能強化事業の中で、一体的にこの継続計画も策定されるのか。あるいは、同じ②総務費の中に、公共施設等総合管理計画の策定というのがありますので、この中に含まれる考え方なのか、その辺をお尋ねさせていただきたいと思ひます。

2点目ですが、同じく予算の中で、8款・土木費の中の2項2目・道路新設改良費の中の社会資本整備総合交付金事業（防災安全）、このうち約2億円が、大窪内池線の改良工事という説明をお聞きしております。つまりこれは、27年度、今年度に松尾地先で約90メートルほど施行していただいた側溝改良工事のその続き、延長のことかなと思うんですが、許せる範囲で、28年度の具体の計画をお聞かせいただきたいと思います、以上2点でございます。

議長（杉浦和人君） 4番、山田人志君の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務課長。

総務課長（池内俊宏君） ただいま山田議員から、日野町の一般会計予算に関しまして、ご質問を頂戴いたしました。

別館の改築工事を今年度計画しております。そうした中、いわゆるBCP、業務継続計画についての考えは、どうかということでございます。業務継続計画につきましては、災害時の対応をやっていくということとあわせて、優先度の高い通常業務につきましては、継続して進めていくために、大変重要な計画というふうを考えております。業務継続計画につきましては、しっかりしたものは現在のところできていないというような状態でございます、今後の大きな課題かなど、このように思っておるところでございます。

ご質問いただきました、公共施設の総合管理計画とはまた別ということ、独自で策定をさせていただく必要があるなど、このように思っておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（望主昭久君） 先ほど、山田議員さんの方から質疑の方をいただきました。

ご指摘していただきました、社会資本整備総合交付金事業防災安全の分でございます。おっしゃるとおり、大窪内池線の工事でございます。松尾交差点から平和堂のところの交差点まで、全長が770メートルでございます。今年、約90メートルの方を施工させていただきましたので、残りの部分、690メートルの歩道になるんですが、今年もかなり地先の方にはご迷惑をおかけしておりましたので、バス路線でもあることから、一気に仕上げたいという思いを持っていますので、国の方に要望していくということになっております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 1点目の、防災機能強化事業に関する業務継続計画につきましては、万が一のときに、誰が優先的にどんな行動をとるのかということが、まずはなくてはならない計画だと思いますので、一日も早い策定をお願いして、要望にとどめておきます。

2点目の、大窪内池線の改良工事ですが、確か昨年6月度の産業建設常任委員会の際に、建設計画課から、工事の完了時期は平成30年度と想定しているという説明をいただいたと思うんですが、それが一気に28年度に完了すると、大変ありがたいことではございます。大変ありがたいことではあるんですが、6月以降、半年ほどの間に、どんな事情の変化があったのか、想像できることもできないこともあるんですけども、これは当局のご努力の結果なのか、うがった見方をすれば、今できることは、これまででもできたんと違うかというふうにも思えるんですが、その辺

のこと、許せる範囲で何えればと思います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（望主昭久君） 大窪内池線につきましては、当初、国の方には防災の方で申請をしておったんですが、国の方に要望活動をいたしたときに、国の方から、通学路整備という、そういうメニューで置きかえたらどうだという、そういうふうなサジェスションも受けましたので、そちらの方で、今回一気に最終のところまで行くような要望活動の方に行かせていただいて、本要望の方についても、通学路ということで整備の方を申請させていただくことになります。

ですから、一気に、そちらの交付金ですと、つくのかなというそういう予想で、今回させていただいたところです。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 重ねて、28年度に松尾から大窪の信号まで一気に工事を完了していただくと、周辺住民にとっては本当にありがたいことで、感謝申し上げるとともに、ぜひこれからも積極的な陳情活動等を重ねていただいて、こういうことがたびたび起こりますようお願い申し上げまして、質疑を終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑はありませんか。

6番、中西佳子君。

6番（中西佳子君） それでは、何点か質問させていただきます。

議第26号、平成28年度一般会計予算についてお伺いいたします。

農林水産費特産農産物振興事業の新規事業として、給食用野菜を通じた食育推進事業補助金についてお伺いいたします。

給食用野菜の、安心・安全な食材や、地産地消の推進拡大に向けての事業だというふうに考えますが、事業内容をお伺いいたします。

次に、商工費、商工振興費、住宅リフォーム促進事業700万円についてお聞きいたします。平成26年度住宅リフォーム促進事業の成果は、利用者70名、653万3,000円でした。平成27年度は、地域住民生活等緊急支援交付金を活用した、日野町住宅リフォーム助成券交付事業が行われておりました。この事業の平成27年度の事業実績、また空き家を購入された方などの移住の方が利用された分の、交付状況をお聞きいたします。

また、新規として、住宅リフォーム促進事業の28年度予算として計上されておりますが、以前のこの事業との変更箇所は何なのかをお伺いいたします。

次に、教育費、小学校管理運営事業、主要施策概要19ページの、必佐小学校給食室改修工事、太陽光発電設備設置工事1億8,237万6,000円についてお伺いいたします。重なっている部分は割愛させていただきます。今回、給食施設の老朽化に伴う施設整備の予算が計上されておりますが、予算計上の中に、厨房設備費も含まれて

いるのか。また、現在、小学校では米飯持参というふうになっておりますが、将来的に、中学校のように、学校で提供の方向を考えておられるのかということ、また、考えてこの必佐小学校は配置というふうになっているのかということをお聞きします。

それと、現在、必佐小学校は、食数は450食ぐらいかなというふうに思いますが、工事期間中、夏休みなどの期間ということも含めていらっしゃると思うんですけども、ほかの学校給食施設で調理し、安全に配送しなければならない状況になるのではないかなというふうに考えますが、計画をお聞きいたします。

議長（杉浦和人君） 6番、中西佳子君の質問に対する当局の答弁を求めます。

農林課長。

農林課長（門坂俊男君） 特産農産物振興事業についてご質問をいただきました。

これにつきましては、野菜の生産、日野菜の生産の補助というふうなことで、畑に堆肥をまくとか、ビニールハウスを建てられるとか、そういったことに関する補助。また、日野菜の生産部会に対しましての、日野菜の取り組みへの補助。日野菜の原種とか、そういった取り組みへの補助というふうな内容でございます。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（外池多津彦君） 住宅リフォーム事業について、ご質問いただきました。

今年度につきましては、おっしゃるとおり、緊急交付金事業ということで、当初予算700万ということで進めさせていただきました。途中、追加で100万円を増やしていただきましたので、800万の予算の中で、今現在、ちょっとまだ全部は終わっていませんので、現在のところ、780万円まで交付決定の方、させていただいております。

28年度につきましては、今の交付金事業も一度きりのものでございますので、以前の26年度までのやり方ということで、同じようなやり方でやらせていただく中で、建築組合さんからもご要望いただいて、26年からの継続の事業という形で進めさせていただきたいというふうに思っていますし、一部、要件の方を、また緩和の方をさせていただいて、できるだけたくさんの方にご利用いただけるようにというふうに思っております。

空き家の利活用の方については、こちらの方では実績はありません。

議長（杉浦和人君） 学校教育課長。

学校教育課長（高橋正一君） 中西議員さんの方から、必佐小学校の改築に関して質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

まず、ここに上げさせてもらっております必佐小学校給食室改築工事、ならびに太陽光発電設備設置工事の1億8,237万6,000円の中に、厨房機器の整備が入ってい

るのかということでございますが、入ってございます。これは予算の中で、小学校管理費、管理事業の中の、備品購入費で計上している中に含まれているものでございます。

それから2番目が、米飯の設備と、それから今後の考え方ということでございます。今回整備します中には、日野中学校、また桜谷小学校で整備しましたと同じように、米飯の専用の炊飯器を設置する予定をしております。

それから、将来的な方向性としては、やはり中学校のように、毎食ご飯を炊いて提供できるという方向が望ましいと思っております。ただ、今、日野小学校でまだ改築をしていませんので、そこにそういう設備がございませんので、そういう全ての条件がそろえば、なるべく近い将来にそういうことができれば、そういう方向性が望ましいものというふうに思っています。

それから、工事期間中の必佐小学校での給食の提供を、どうするのかということでございますが、これにつきましては、工事期間は7月、8月、9月の3ヵ月ということで想定をしているところでございまして、給食につきましては、7月と9月の期間、提供するということとなりますので、町内の学校でつくって、それを配送するというところで、現在計画をしているところでございます。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

6番（中西佳子君） 1点目にお聞きしました農林課の促進、給食用のことなんですが、28年度に取り組む主な事業の中で、今は日野菜の振興というお話だったと思うんですが、その中に、新規として、給食用野菜を通じた食育推進事業補助金というところが計上されているんですが、私はその部分についてお聞きしたいと思います。

それと、次にリフォームなんですけれども、これは今、空き家を買われた方とかの実績はないということでございましたが、使える補助金というふうに理解をしてよろしいのでしょうか。見学ツアーとかに対して大変進めていただいておりますが、調査も進めている中で、やはりリフォームということは必要になってくると思いますので、その部分を見学ツアーに来られた方に、啓発なり、こういうものがありますというのをしていただきたいと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

そして、学校給食のことなんですが、大変、特別委員会もあつたぐらいで、給食問題については、本当にいろいろご検討いただいたことだというふうに思いますけれども、今後も各小学校が老朽化ということで、日野小学校、また必佐は平成元年ですし、西大路は平成2年ということで、大変均衡したときに建てられておりますので、次々と問題があると思いますので、しっかりと計画を立てて進めていただきたいと思います。これは質問ではございません。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） 中西議員の方からご質問ございました空き家の関係の

補助でございますけれども、一般のリフォームについて、27年度まで、いわゆる今年度までは、その空き家も一緒にその対象としてさせていただいたと。基本的には、登録をしていただいたものと、登録なしでの場合は全く把握ができない部分もございますので、基本的な登録をいただいた分というのは、12月議会で承認いただきました地方創生の先行型の中で、新たに、いわゆる空き家のリフォームについては枠を広げまして、30万という形で、それも形と一緒に商品券でさせていただこうということで、させていただいておりますので、それにつきましては、来年度も引き続きするというところで考えております。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（門坂俊男君） 特産農産物振興事業で、新規で給食用野菜を通じた食育推進事業補助金というふうでございますが、去年27年度につきましても、主にキャベツで生産拡大をしながら、給食に利用してもらおうというふうなことで、取り組みをしてきたわけですが、今年度につきまして、また新たな品目で、そういったことをやっていきたいというふうなことを考えております。

具体的な中身はまだ検討中で、こういう作物をするところまでは行っておりません。

議長（杉浦和人君） 中西佳子君。

6番（中西佳子君） ありがとうございます。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ありませんか。

10番、高橋 渉君。

10番（高橋 渉君） それでは3点ばかり、介護関係についてお尋ねをさせていただきたいと、このように思います。

まず、第1点目でございますが、議第15号、日野町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、お聞きをいたします。

これは、国の省令の制定交付に伴う改正されると、このようにお聞きをいたしております。また、日野町でその対象となる施設につきましては、ひだまり、ともの家、福寿と聞いております。この改正の目的とするところは何であるのかということ、ひとつお聞きしたいのと、今見ましたところの3施設ですが、このおのおの施設にかかわる対策、変更が伴うのかどうかを、お聞きしたいというふうに思います。

それから、続きまして、議第16号、日野町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスにかかわる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、お聞きをいたします。

これも15号と同じようなことで、国の改正に伴う改正だというふうに聞いております。また、これに伴う当町における施設としては、ひふみが対象になるというようにございまして、15号と同じような形で、改正に伴って、この施設の変更あるいは対策が必要であるのかどうかお聞きをしたいと、このように思います。

それから議第31号、平成28年度日野町介護保険特別会計予算でございますが、地域支援事業費のうちの、主要施策の概要12ページに記載されております、包括的継続的ケアマネジメント支援事業費が1,175万1,000円。昨年と比較いたしまして、40.1パーセント増という形となっております。内容を見ますと、生活支援事業体制事業が、新たに事業計画をされております。この事業内容について、お尋ねをいたしたいというふうに思います。

以上、3点を聞きたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 10番、高橋 渉君の質問に対する当局の答弁を求めます。

介護支援課長。

介護支援課長（夏原英男君） ただいま高橋議員さんの方から、議第15号および議第16号の条例の一部改正と、議第31号の平成28年度日野町介護保険特別会計予算について、ご質問いただきました。

まず、今回の条例改正につきましては、先ほども議員も述べられましたように、国の省令の改正に伴いまして、条例の一部を改正するということで、国の基準に合わせた形で改正するものです。従来、県の方が指定しておりました18人以下の小規模な通所介護、町が指定する地域密着型の通所介護に移行するものでございます。

まず、目的としては、基準としては多くは変わらずに、目的としては、小さな通所介護事業所に少人数で生活圏域に密着したサービスであるということから、地域との連携や運営の透明性を図っていくということと、それと平成37年を目指しております地域包括ケアシステムの構築を図る上で、やっぱり密接な関係もあるということと、地域密着型に移行するという形での目的であるということとでございます。

それと、まず、今回の変更点の主な内容につきましては、地域密着型通所介護については、地域との連携や、先ほど申し上げました運営の透明性を確保するということで、運営推進会議というものを新たに設置するということとなります。おおむね6カ月に1回以上の会議を開くということが、新たに、以前の基準から追加されたこととでございます。

それと、地域密着型通所介護ではございませんが、従来、療養通所介護の方が、新たに地域密着型のサービスに移行するということと、地域密着型のサービスでありました認知症対応型通所介護、認知症の人のためのデイサービスでございますが、そこにも運営推進会議を設置して、6カ月に1回開催をするというものが、追加されているところでございます。

それと、議第16号につきましては、介護予防認知症対応型通所介護ということで、要支援の方を対象にしたデイサービス、一体的に、先ほど、対象施設はひふみでおっしゃいましたが、一体的にサービスを運営されております。これにつきましても、運営推進会議を設置して、おおむね6ヵ月に1回開催をしていくということになります。

なお、地域密着型のサービスにつきましては、小規模多機能であったりというサービスを、日野町では既に運営をしておりますが、原則、指定した町の被保険者の方が利用できるという形になっているものでございまして、今回運営推進会議が、新たに今の地域密着型通所介護の方にも入ってくるということで、事業所と地域とのつながりが深まり、また身近なところで、どのように運営されているのかということも公表されていくということで、よりよい運営につながるのではないかなというふうに考えております。

もう1件、議第31号の介護保険特別会計の中で、主要施策概要12ページの、地域支援事業費の中の生活支援体制整備事業について、ご質問いただきました。この事業につきましては、地域における高齢者の生活のための調査、地域の状況を把握し、新たな支え合い活動を推進していくということで、今年度におきましては、2月に、民生委員さんなどを対象に講演会を実施いたしました。来年度におきましては、生活支援コーディネーターを、町の社会福祉協議会に委託する形で配置する予定をしております。社会福祉協議会で実施されています地域福祉活動と連携を図りながら、地域の状況などを把握し、また現在行われています住民活動や介護予防、そういう活動と連携しながら、地域の支え合い活動を、一遍には進みませんが、順次進めていければというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 高橋 渉君。

10番（高橋 渉君） 共通して10号、15号、16号、共通するわけですが、1つに、運営協議会という形のを新たににつくられて、協議をされる場をつくるということですが、そこにつきましてはのメンバー構成は、どういう形にされるのかどうかということが1つ。

それから、これは非常に透明性を確保するという形の中で、町としてそれに関与されるのかどうか、この辺のところをお聞きしたいというふうに思います。

それから、今、これですとひだまり、ともの家、福寿、ここにつきましては、どのぐらいの定員でやられているのかどうか、運営されているのかどうか分かりましたら、お聞かせ願いたいというふうに思います。

それから議第31号につきましては、生活支援コーディネーターという形のを、新たに設けられるということですが、これは1人なのかどうか。あるいは、もうどこに配属されるのかどうかということについてお聞きをしたいと、こういうふうに

思います。

議長（杉浦和人君） 介護支援課長。

介護支援課長（夏原英男君） 高橋議員さんの方から再質問をいただきました。

1点目は、運営推進会議のメンバーは、どういうものが入るのかということですが、メンバーの選考につきましては、事業者の方が選ばれるということになります。一応、利用者のご家族がメンバーになります。それと、市町村の職員も入らせていただくということ。それと、地域の住民の方の代表者ということに入っていただく。それと、知識を得ている方などを選考されると。現状、既に先ほど申し上げました、小規模多機能、いわゆるさくらの里でございますが、そちらの方でも、既に運営推進会議は開かれております。そこでも、地元の区長さんであったり、地元の老人会長さん、そして利用者の代表さん、また町の職員はもちろん入っておりますし、そういうメンバーが選んでいただいて、運営推進会議を進めていただくということになります。

それともう1つ、定員と利用状況ということで、それぞれの施設の利用状況についてご質問をいただきました。利用状況につきましては、まず、デイサービスひだまりでございますが、1日当たりの定員は18人ということになっております。利用状況につきましては、国保連合会の給付実績というところの数字となりますが、それで答弁させていただきます。最新の数字ですと、平成28年1月の利用件数で、要介護者で32件、これは32人というふうに見ていただいて結構です。1月の利用者32人ということです。利用日数が245日でございます。それと、要支援者につきましては14件、そして96日の利用をされております。同様に、デイサービスのともの家ひのでございますが、1日当たりの定員は10名。同じく1月の利用件数につきましては、要介護者で16件、利用件数は延べですが181日。要支援者につきましては2件、利用件数については14日となっております。また福寿デイサービス日野につきましては、定員につきましては18人、1月の利用件数は、要介護者で25件、利用日数は269日となっております。なお、要支援者のご利用はございませんでした。

それともう1つ、認知症対応型通所介護の方の、デイサービスひふみにつきましては、定員が12名、そして1月の利用件数につきましては、要介護者で34名で、利用日数は251日です。こちらの方も、ちょっと要支援の方は利用がございませんでした。

それと、議第31号、生活支援コーディネーターの人数についてお聞きいただきました。当面につきましてはお1人ということで、先ほども申し上げました社会福祉協議会の方に1名、配属をさせていただく予定をしております。

議長（杉浦和人君） 高橋 渉君。

10番（高橋 渉君） この協議会ですが、今聞いていますと、地元の方も入られる、

利用者の方も入られるというような形で、より充実した形の運営ができるようにという形、共同体になるんじゃないかなというふうに思いましたので、町の方も参画しながら、いい運営ができるように、ひとつお願い申し上げておきたいと、このように思います。

それから今の、コーディネーターの方と、新たに設けられるわけでございますね。それにつきまして、ぜひ、設けられた以上は、活躍できるような場面をつくっていただきたいと、こういうふうに思いますので、よろしくお願いを申し述べておきます。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませんか。

5番、谷 成隆君。

5番（谷 成隆君） 私も新年度予算について質問したいと思います。

平成28年度主要施策の概要13ページの農林水産業農業基盤整備促進事業工事費9,900万円の、山本農道整備継続事業での工事概要をお聞きしたいと思います。これは農道から477に抜ける道と聞いております。これは歩道がついていて、子どもさんたちの通学路にもなると思うんですが、子どもさんらが通学されるということで、横断歩道、また信号機等、また街路灯などがあると思うんですが、その点、お聞かせ願いたいと思います。

続きまして、同じく21ページの教育費の文化財保護費、文化財保護事業費の金剛定寺本堂修理事業補助金190万6,000円の内容をお聞かせ願いたいと思います。この190万6,000円は調査費だと思いますが、その調査期間、予定、そしてまた修理内容についての規模、範囲をお聞かせ願いたいと思います。

その2点をよろしくお願ひします。

議長（杉浦和人君） 5番、谷 成隆君の質問に対する当局の答弁を求めます。

農林課長。

農林課長（門坂俊男君） 来年度の予算の中で、農地費の基盤整備促進事業のことでご質問いただきました。

想定していただいておりますように、この工事費についての主なものは、山本の農道整備でございます。耕作道の整備というふうなことで取り組んでおりまして、本線に歩道がつくというものではございません。

現在、畜産技術センター前でやっておりますが、歩道部分については、この事業でなくて、町の単費であわせてやらせてもらっております。

通学については、今までからの山本の集落内の道を通ってもらって、農耕車の安全確保、農耕機の大型化の対応のために、国道477号から畜産技術センターまで、農道として整備をするというふうなことでございます。

信号はつくのかというふうなことでございますが、通学路につきましては、小学

生の通学は、山本の集落内を通っていただくというふうに想定しておりまして、山本のところで、国道を小学生が渡るということになりますので、その信号は当然必要ということで、新たなところ、山本の集落の信号より200メートルぐらいありますか、東側に、道路の土台は現在できておるんですが、そこへの信号ということは、公安委員会にも相談はさせてもらっているんですが、信号は移設なら考えようというふうなことですけれども、通学路は集落の中とと思っていますので、新たな信号はつかないということでございます。

横断歩道につきましては、現在、畜技の前に1カ所、町道石原鳥居平線からサンライズの子どもたちが来て、山本新田に行く方の道に対して横断歩道があるんですが、今度の整備によりまして、石原鳥居平線から山本新田に抜ける方の歩道の続きとしての部分に横断歩道が1カ所と、そこ、歩道は東側についておりますので、東側から山本の集落に入る、整備しています農道を渡るところにつきましては、横断歩道を新たにつけるということで、公安委員会の方をお願いをしております、まあまあ、いいよというふうなことで、横断歩道の標識の支柱を立てるとか路面表示をするは、農道工事の中で対応して、標識の板そのものは、公安委員会から支給していただけないというふうなことで、現在工事を進めております。

照明につきましては、国道への取り付け部分とか、旧道との取り付け部分とか、横断歩道のところとか、照明はさせていただくつもりをしておりますが、町道、県道の大規模な交差点についているような大きな街灯でなくて、町の街灯より少し大きいぐらい。国道のところは、少し大きめのそれなりのものをつけられますが、横断歩道2カ所とかは、そんなに大きいものじゃないというふうなことになります。照明をつけさせてもらうというふうなことで進めておりますので、よろしくお願いたします。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（山本和宏君） ただいま谷議員さんの方から、金剛定寺にかかります本堂の修理事業の補助金のことについて、ご質問をいただきました。

今年度190万6,000円の補助金の方を、計上させていただいております。これは工事にかかります補助金という形で計上しておりますので、その辺のご理解をお願いします。

金剛定寺につきましては、国指定の重要文化財であります木造聖観音立像が1体、そして同じく国指定の重要文化財であります木造不動明王及二童子立像というのが2体ございまして、その3体の文化財を守るというようなところでの補助金でございます。本堂自体は本来は無指定でございますので、補助金がかからないわけなんです。国の指定の重要文化財の仏像の保存に影響を及ぼす箇所への修理といったようなところで、補助事業として、今年度補助事業としての工事をする予定をしてお

ざいます。

その内訳につきましては、本来大きな見積額がありまして、総経費の見積額が2,722万9,000円。そのうち、国が持ちます部分が対象経費としまして2,178万3,000円。そして県は、国庫補助を引いた残りの30パーセントという形になりますので、その額が163万3,000円という形になります。日野町はといたしますと、日野町の文化財保護事業補助金の交付要綱がございまして、国および県指定文化財の補助経費を差し引きました2分の1という形になってございまして、今回日野町から、190万6,000円の補助金を支出させていただくという形でございます。

今後、この補助金の経費の工事については、県また国の文化庁とも相談しながら、随時、今年度中に完成するように進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

5番（谷 成隆君） 今、農林課長が申されましたように、横断歩道がつくというのは、今、従来の山本新田に行くところで横断されて、東側を通り、今の下り、できたところ辺で、もう1回、西に横断する。下り坂に横断歩道がつくということで、理解しておいたらいいのかな。ほんで、まだ、従来どおり車は真っすぐ抜けて行かれて、福祉バスは、また従来どおり、その前の道を下るということによろしいんですか。その点、もうちょっと詳しく。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（門坂俊男君） 現在工事中で、湖国バス、サンライズからの路線につきましては、大きく迂回をして、ご迷惑をかけておるところでございますが、道路整備完了後につきましては、山本の会所の方にもバス停があると思いますので、集落内部を湖国バスは通って行かれるというふうに、想定しております。

議長（杉浦和人君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（山本和宏君） ただいまの質問で、ちょっと抜けておったところがありますので、補足させていただきます。

修理の内容でございます。金剛定寺さんの本堂でございます屋根のふきかえが大きな修理となりまして、若干、周辺の木々の伐採等もさせていただく予定をしております。また、あわせまして、自動火災報知機の設置、そして一旦工事をさせていただくことに伴います仏さんの輸送費を、どこかほかのところへ安置しなければいけませんので、そういった輸送費等につきましても、こういった経費で見させていただくことになっていきますので、よろしくお願いをいたします。

議長（杉浦和人君） 谷 成隆君。

5番（谷 成隆君） また、今、農林課長が申されましたように、また委員会の方で、もうちょっと頭を整理して聞いていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い

します。

また、こちらの文化財の方も、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（杉浦和人君） ほかに質疑ございませぬか。

13番、對中芳喜君。

13番（對中芳喜君） それでは、質疑に入らせていただきます。各特別委員会そして常任委員会が行われますので、ポイントだけを聞かせていただひて終わりたいと思ひます。

最初に質疑の、議第10号ならびに議第11号、日野町行政不服審査会条例の制定ならびに行政不服審査会関係法の施行に伴う関係条例の制定についてであります。これは説明もありましたとおり、行政不服審査法が、国では53年と言われておりますけれども、53年ぶりに改正される法律であります。政府は、この手続の一元化とか、さらには審理の客観性、公正性の確保、審理の迅速化が図られると説明されてきました。審査ならびに審理請求期間が、2ヵ月であったものが3ヵ月に延長される。また、審理を行う第三者機関への諮問が行われるなど、前進面もあるわけです。しかし、今回の条例の中に載っておりますとおり、審査の請求の一元化によって、今までであった私たち国民の異議申し立て、その制度そのものが廃止されるわけです。つまり、国民の救済という面から、ある意味では後退した内容と言われているわけです。国民が行う今回の審査請求と、従来からあった異議申し立て制度との違い、これをぜひ説明していただきたいと、このように思ひます。

2つ目の質疑です。議第15号ならびに議第16号、日野町指定地域密着型サービスならびに日野町地域密着型介護予防サービスの条例の改正についてであります。介護保険サービス事業というのは、国による新総合事業の導入によりまして、サービスの低下が心配されているのは、今の現状だと私は思ひます。そこで、現在小規模通所事業所、現在、日野町指定が、4ヵ所が町の指定となっているわけです。今回新たに、18人以下の通所利用事業所3ヵ所が加わって、合計7ヵ所ということになります。町施設指定として、かかわることになるわけです。その上、サービスの事業所の運営推進会議に参画、日野町もしなければなりません。また、国が言われている新総合事業によりまして、通所介護などが除外された要支援1ならびに2に対して、町での新しい介護予防事業を新たにスタートさせる、そういった計画もつくらなければならないということであり、仕事が特に相当複雑であって、事務量が大きくて、増えてくるものと思われまひます。そういった意味から見て、職員体制そのものが、今の介護支援課でできるのか、こなせるのかどうか、私はそういった意味で心配しているわけです。そういった意味から見ていくと、例えば、運営推進協議会に、この町指定のところは、皆全て参画しなければならない。6ヵ月に1回は参加するという。ただ、参加するだけでなく、中身を吟味しなければ

ならんという、そういったことが増えてくるわけです。そういった意味から見て、この職員体制そのものについて、本当に心配しているわけですが、職員担当の主監あたりが、ぜひ説明してもらえればありがたいと、このように思います。

ならびに、これは参考程度に聞かせていただきたいわけでありまして、町指定の地域密着型通所介護事業所、現在、町は指定が4つです。これが新たに3つ増えて7つです。これは分かりましたけれども、次の、町指定地域密着型介護予防認知症対応型通所介護事業所、これはひふみが入るとか言われましたけれども、現在、この認知症型のこの部分につきまして、いくつが町指定であって、新たにどれだけ増えるのかという、その説明もぜひ聞かせていただきたいと、このように思います。

次に、議第18号、平成27年度一般会計補正予算についてであります。

1つは、31ページの企画費であります。地方創生交付事業、これは地方創生の先行型であります。国の平成14年度の補正予算、これは昨年9月には1,000万円が補正されました。その中身でありますけれども、今回の補正予算で、空き家定住促進の150万、ならびに、婚活が70万円が、今回補正予算でされるわけであります。これが、今年3月の議会で、空き家の関係では150万円と婚活事業が50万円、今回の3月の議会で減額されるわけであります。150万円の空き家定住の関係がまるっきり減額され、また婚活関係が70万円の予算を50万円減額して20万円が残ると、こういうこととなります。なぜそうなのかということ、ぜひ聞かせていただきたいことと同時に、婚活の20万円の使用地区はどこなのか、聞かせていただきたいと、このように思います。

あと1つにつきましては、今回、補正で減額される150万円ならびに50万円の200万円を、報償費や旅費、需用費、委託料、賃借料に使う、つまり組みかえをされるわけであります。これは果たして、住民にとっての地域再生としていいのかどうか。ぜひ、この点について聞かせていただきたいと、このように思います。

31ページの諸費の町税など、過年度還付金640万円が減額されます。今年、今年度9月に1,700万円が還付金として、これは企業に還付するという事で増額補正されました。今回、640万円の減額というのは、どういう中身をぜひ聞かせていただきたいと、このように思います。

続きまして、37ページの社会福祉総務費であります。国民健康保険特別会計へ繰出金5,128万7,000円が増額されるということでもあります。これは、医療費の伸びとか保険税の減少、低所得者層が多く加入しているという、いわば国保制度の構造的な問題を抱えているもとの、保険税の増税にかじを切るのではなくて、町、町財政の補填を求めた質問、私もこの12月の議会に行ってきたところであります。そういった意味から見て、町の方は、国保運営の県移行を見据えて、慎重に対応するとの答弁でありました。その動向が注目されていたわけでもあります。新年度予算の編成す

るにあたり、保険税の値上げに踏み切らず、町財源の投入となったものであり、住民負担転嫁を避けた決断は、私は評価されるものだと思います。

そこで、来年度以降、最低でも平成30年度には国保財政運営主体が、県に移行されるわけであります。住民負担を強いることがないように、万全の手だてを、ぜひ尽くすことが必要だと思いますけれども、今後の方向についても、ぜひその決意を伺いたいと思います。

続きまして、49ページの土木費であります。先ほども出されておりました大窪内池線の関係も含めてであります。社会資本整備総合交付金事業であります。町道の西大路鎌掛線の改良とか、町道大窪内池線の改良、さらには橋梁の修繕など、住民にとって安心した住みよいまちづくりにとって大切なものであります。今回の補正予算、社会資本整備総合事業3,600万円余りの減額補正、これは当初予算の6割の減にあたるわけであります。また、工事請負費で行けば、4割の減にあたるわけであります。また、社会資本整備総合交付金事業、町道大窪内池線など、防災安全事業では、当初予算の2割1,300万円余りの減額、工事請負費に至っては、3割の減額ということになります。つまり、全体当初予算の計画よりも3割、4割、5割と大幅な減額となっているのが、今回の補正の特徴であります。その要因を、ぜひ聞かせていただきたいと思います。

同時に、土木費、これは平成27年度の新年度予算にも該当するわけであります。その85ページには、社会資本整備総合交付金事業が計上されております。それも平成27年度の当初予算の2倍ないし3倍の事業費が、計上されているわけであります。私は、積極的予算は、一日も早く改良を願っている住民や町にとって喜ばしいことではあると思います。しかし、果たして、この計画どおり国庫補助が認められるかどうか、ある意味では、いささか心配もしているわけであります。今年度のことも踏まえて、新年度予算事業計画の見通しを、ぜひ、率直なところを聞かせていただきたいと、このように思います。

最後に、議第26号、平成28年度一般会計予算についてであります。これも先ほどから何度も質問されましたので、ある意味では、ちょっと角度を変えた立場で、お話を聞かせていただきたいと思います。

地方財源が十分に確保されているかどうかの評価の基準というのは、自治体全体で、一般財源総額がどれだけ補償されているかで計られているわけであります。つまり、自治体の裁量で自由に使える財源、1つは地方税、また地方譲与税であります。2つには、地方交付税であります。3つには、地方交付税の不足分の振りかえであります、臨時財政対策債の合計金額であります。これが自治体が独自に使えるお金であります。政府は、このように言っております。地方税の増収となる中で、地方交付税総額は、前年度ほぼ確保した。臨時財政対策債を大幅に抑制したと、前

年度と同水準にしたことを明らかにしております。知事会とか市町村町会が、つまり地方6団体も、一定の評価をされておられます。日野町の場合はどうかと見ると、町税で3,450万1,000円の増であります。また、地方譲与税では100万円の増であります。地方交付税では7,000万円の増であります。臨時財政対策債では3,000万円の減であります。差し引き7,550万1,000円の増というのが、今年度の予算であります。収入予算であります。町は、当初予算の概要の説明の中で、依然として厳しい状況と指摘されておられます。確かに、予算要望に応えるためには、新年度も平成27年度と同様に、3億2,000万円の財政調整基金を取り崩さなければ、住民の要望に応える予算編成ができないとされてきていたわけであります。

こういったことから見ていくと、国の地方財政計画が、地方に本当に現実に合っていないということが、私は明らかになるのではないかなと思います。安倍政権というのは、アベノミクスが暮らしとか経済を壊し、大軍拡といいまして、史上初の5兆円を超えるような軍事費が予算として盛り込まれているわけであります。一方、地方には冷たい保障しかされていないというのが現状だと思います。そういった全体的な流れの中で、一方、ここ2年前から行われました地方創生事業として、さまざまな交付金の活用によって、厳しい地方財政を助けることも、助けられるような事業が、軒並み出されております。日野町も大いにこれを活用されているわけであります。そういった意味で、その積極的にその活用をされていることは、他の市町に先駆けてやられていることは本当にありがたいし、努力のたまものだと私は評価されるものだと思います。

そこで2つほど聞かせていただきたいことは、そういった全体的な国の流れの中で、地方創生の事業も含めて活用していく、そういう日野の、今日まで取り組んできた、取り組もうとしているその姿勢について、もう一度どうであったのか、吟味していく必要があるのではないかなということをおもいます。そういった基本的な姿勢を、ぜひ伺いたいと思います。

あと1つは、19ページにあります地方創生交付金事業、新型交付金であります。これは28年度に行われるわけでありますけれども、これの説明、さらに地域少子化対策重点推進交付金、これについての内容および取り組み事業内容の説明を求めたいと思います。

議長（杉浦和人君） 13番、對中芳喜君の質問に対する当局の答弁を求めます。

総務課長。

総務課長（池内俊宏君） ただいま、對中議員の方から、議第10号、11号関連をいたしまして、日野町行政不服審査会条例と行政不服審査法および行政不服審査法の施行に関する関係法律の整備等に関する法律の施行に伴います関係条例の整備に関する条例の制定についてということで、ご質問をいただきました。

ご質問の中身につきましては、異議申し立ての手續が廃止をされることで、不利益が生じるのではないかといったような中身の、ご質問であったかなというふうに思います。

今回の国の法律改正によりまして、大きく変わった点ということでございますが、従前でございますと、処分が行った処分庁に対しては異議申し立てができる。また、その処分を行った上級の行政庁に対して、審査請求ができるというような仕組みになってございまして、異議申し立てということと審査請求というのは、2本立てになってございます。そういったものを、複雑というようなこともございまして、使いやすさを考慮していくというような観点から、異議申し立てという手續を廃止されて、基本的に、上級行政庁の方に審査請求をするという手續に、一本化をされたということでございますので、今回の異議申し立てが廃止されるという部分について、分かりやすくされたということでございますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（杉浦和人君） 総務政策主監。

総務政策主監（沢田友男君） ただいま對中議員の方から、議第15号、議第16号の条例改正に伴いまして、特に介護支援課の職員体制について、大丈夫かというようなご質問がございました。

今回の改正では、新たに事業所の方で設置されます運営推進会議の方へ、職員が出向くようなことになるというようなこともあって、お聞きいただいた内容でございます。

特に介護支援課につきましては、これまで制度改正が何回も行われる中、包括支援センター等設置するようなかで、保健師ならびに社会福祉士等の専門職の配置等、いろいろ今日まで行ってきたわけでございます。

これまでも、そのような中で随時職員体制については整備してきたところではございますが、新しい年度を迎えるにあたりましては、毎年、年が変わるころに、担当課長からのヒアリング等を行いながら、新年度の体制を整えているところでございます。

28年度につきましても、そういうような中の経過を踏まえまして、職員数も限られておりますので、全体的なバランス、事務量等を考慮した中で、適正な職員配置に努めたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） ただいま、對中議員からご質問いただきました。

まず3月補正に係る分でございます。地方創生に係る、追加で補正させていただきました分でございます。地方創生先行型という部分についてでございます。組みかえをさせていただいたという形になっております。まずもって、日野町の空き家

定住促進助成金というのがございまして、これにつきましては、助成金という形で、お金でということでは当初予定をしておりましたけれども、やはり、いわゆる地域循環という部分を含めまして、今のリフォーム制度と、若干拡大するという形の30万の形で助成にしようということで、報償費の方へ回させていただいたということで、この短期間で、なかなかこの150万まで到達しませんでした部分もございまして、さらにこの地方創生の先行型で、あらゆる事業に取り組むわけでございます。そうした中で、さらにそれを充実する部分、さらに補う部分として、後の部分を配分させていただいた部分がございます。

旅費につきましては、これは日野菜の振興ということで、振興にかかる旅費ということでございます。

それから、需用費でございますが、これが、今、日野菜の部分のPR関係の印刷の方をしようじゃないかということで、進めさせていただいております部分と、それから移住、定住のPRといえますか、町ではこういうことで受け入れをしますよということを含めた、新たなる今に合うような形でPRのものを印刷しようということで、印刷費の関係で需用費。それにファミリーサポートの方が開設するということも含めまして、その消耗関係もございまして、需要費の方で上げさせてもらっています。

委託料でございますが、委託料につきましては、これはこの当初から、地方創生先行型でやろうやないかと言っていました、特産品のパンフレット等ございますが、それをもう少したくさんするというので、増刷の部分を含めて、委託料の選考の部分で増刷を考えているというところでございます。

議長（杉浦和人君） 13番、對中芳喜君の質疑、答弁中でございますが、これより、東日本大震災5周年に際して、哀悼の意を表し、黙禱をささげたいと思います。議員ならびに執行部の皆さんは、また、傍聴席の皆さんにおかれましても、庁内の放送がありますので、その放送にあわせてその場でご起立をいただき、黙禱をお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

—休憩 14時43分—

—再開 14時47分—

議長（杉浦和人君） それでは、再開いたします。

先ほどの質問に対する答弁をお願いいたします。

企画振興課長（安田尚司君） 先ほどに引き続きまして、説明をさせていただきます。

使用料、賃借料の7万1,000円につきましては、これは空き家の調査、それから定住促進に係る事務等の部分が見えていませんでしたので、主にはコピー関係とか、そうしたものでございます。

備品購入につきましては、これはファミリーサポートセンターの方が開設されるということも含めまして、こちらの方で備品購入費を見させていただくということで、基本的には、今回の方につきましては、もともと計画しました事業それぞれが、さらに円滑に行くような形で、うまく利用できるような形で配分をし、進めてまいりたいという意味で、今回提案をさせていただけるということでございます。

全体としまして、地方創生の話につきましては、新年度の方の話もさせていただいてからと思っておりますので、新年度の次は、地方創生の予算の関係でいただきましたので、引き続き、答弁をさせていただきたいというふうに思っております。

新年度につきましても、いわゆる地方創生交付金事業ということで、新型交付金ということでございます。これにつきましては、従来のいろいろな地方創生の形の、国からの交付金ではございませんで、新たに、国の方では2分の1を補助しようやないかということで、今までのように10分の10という形ではございません。さらに、これを認めるにあたっては、地域再生計画というものを策定し、それを国の方で認めたものに限るという形になってきますので、上げたら、それなりに採択されるというものではございませんけれども、そうした意味から、わが町としまして、今の総合計画、ならびに総合戦略に基づく部分で、特にやっぴいこうやないかという分も含めまして、今回は子育ての部分に特化した中で、この新型交付金を受ける形で提案していこうという形になっております。

そうした中で、その新型交付金の部分につきましては、子育てをトータルでサポートしていこうということで、子育てトータルサポート事業という形で、地域再生計画の方を上げていけばどうかというふうに考えております。どういう事業かと申しますと、まずは子育て全般に係るコーディネートする専門の職員を、まず配置しようやないかというようなことを考えております。それから、既存の子育てサークル等がございしますが、さらにポケット、児童交流の施設でございしますが、ポケットというのがございしますが、その辺と、さらに新しく設けますファミリーサポートセンター、こういった施設も含めまして、保護者が交流、または新たなつながりを持つような、そういうような取り組みをしてはどうかということでございます。

3つ目が、子どもの既存の子育てサークルがございしますが、その先ほど言いました交流、さらにその中で、子どもの読書にもう少し目をあてた形でやっぴいこうということで、特に子どもの読書の支援をする人員を確保しようやないかと、こういうようなことで考えておりまして、その費用が今回上げさせていただいてます1,916万8,000円ということでございます。

それから、新年度の中に、地域少子化対策重点推進交付金というのが上がっております。これは、19ページの入のところで上がっているわけでございますけれども、この事業は、内閣府等踏まえまして、今までの直接内閣府から来るという形ではな

しに、県の青少年局という、いわゆる子どもの児童の関係の部局から、特に結婚をする前、子どもが生まれる前から生まれるところぐらいまでを、ちょっと支援しようじゃないかという新しい制度をされておりまして、いわゆる新婚生活をするのに、まず資金がなかったら、なかなかあかんわなということで、例えば、新しくアパートに住むとか、そういう部分についても支援ができないかというような制度をつくらったり、それからわが町が以前から取り組んでおります婚活の関係とか、そういうものを対象にした事業ということで、提案を国の方から県の方からされたという事業で、特に今言いましたように、子どもができる、後ではなしに、できるまでの支援という形の重点に置いた事業でございます。そうした意味で、私の方も、婚活事業等させていただいている関係で、その事業の申請をさせていただいて、こういう形で上げさせていただいております。ただ、採択等につきましては、これはまだ決まってる部分がございますので、ただ、うちとしては、そのような形で進められたらということで、上げさせていただいたものでございます。

あと、総合的に、地方創生の考え方でございますけども、これは前からお話をさせていただいておりますとおり、総合計画というものがございます。そうした中で、少子化を見込んだ中で、人口減少を見込んだ中で策定をしてきたという経過がございます。その中で、今回、総合戦略を策定するにあたりましては、そうした中の特に関係する部分を集めまして、総合戦略をつくってきたという経過がございます。そうした意味からいいますと、今回、昨年27年度から取り組んでおりますこの地方創生というものが、総合計画をさらに進めるものであるというのは間違いございませんし、もう1つ、総合戦略で上げさせていただいた部分でございますが、それが特化した中で、今までなかなかちょっと手が届かなかった、もう少しそこができなかったなという部分も含めまして、進めることができているのかなというふうに考えておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 介護支援課長。

介護支援課長（夏原英男君） 對中議員さんの方から、議第15号、議第16号の条例改正にかかわりまして、町指定の地域密着型サービスについて、また、そのうち、認知症に対する介護サービスについて、ご質問をいただきました。

現在、4カ所の地域密着型サービスがございます。具体的には、小規模多機能居宅介護サービスといいまして、蓮花寺にありますさくらの里がそれでございます。介護を中心として、訪問、また短期の宿泊などを組み合わせて、入浴やとか、などの、食事、入浴などの介護支援をしていくというサービスでございます。

それと、認知症対応共同生活ホームということで、グループホームでございます。認知症の高齢者の方が共同で生活して、食事や入浴などの介護支援を受ける。また、いうふうに行っていくというもので、この事業所につきましては、西大路にありま

すゆめさとグループホーム、また、ほまれの里グループホームの2カ所がございます。

それと、条例改正の中にも上がっています、認知症対応型通所介護、これは、認知症の方で、これにつきましても食事、入浴などの介護支援をするとともに、認知症に特化した形での機能訓練とか、そういうものをされているという施設で、これが里口にあります、デイサービスひふみということになります。

認知症の対応型通所介護、また認知症対応型共同生活ホームについては、認知症に特化した、認知症の人でないと、そういうところの利用はできないというものでございまして、認知症の方も大変多くいらっしゃいます。そこに特化して、全ての人がそこに入るわけではございません。ほかの施設も、当然利用されている現状でございまして、特に、できるだけ認知症が進まないような形でのサービスを、その施設では提供をさせていただいているという現状でございまして。

それと、運営推進会議でございまして、小規模多機能のところと、認知症対応型共同生活ホーム、グループホームにつきましては、現在2カ月に1回行われていると。それと、認知症対応型と、今度新たに地域密着型通所介護については、6カ月に1回以上の運営推進会議を開催していくという流れになっております。

議長（杉浦和人君） 税務課長。

税務課長（増田昌一郎君） ただいま對中議員から、平成27年度の一般会計補正予算のうち、町税等過年度還付金の減額について質問をいただきました。

議案書は31ページになります。

本件につきましては、当初予算で1,140万円を計上させていただきましたところ、その後、法人を中心に還付額が膨らみまして、先の9月の補正予算におきまして、1,700万円の増額補正をさせていただいたところですが、その後、還付の状況は、当初の見込みよりも額が少なく推移をいたしましたことを受けまして、今回、3月補正にあたりまして、今後の年度内の見込みを精査しましたところ、法人の還付額が想定を下回ることが推定されましたので、今回640万円の減額を計上させていただいたところですが。

議長（杉浦和人君） 住民課長。

住民課長（橋本敦夫君） 對中議員の方より、議第20号、平成27年度日野町国民健康保険特別会計補正予算に関連いたしまして、質問の方をいただいたところでございます。

池元議員の質疑でもお答えしましたように、平成26年、27年度については、医療費が大変大きく伸びている状況でございまして、補正予算におきましては、繰入金として一般会計より、ルール分以外の5,000万円の繰り入れを行い、27年度当初予算で予定しておりました国民健康保険、財政調整基金4,800万円取り崩しをとりとめ、

予算の方を計上させていただいており、これを28年度に取り崩しをし、予算の方を組み立てているものでございまして、議員がおっしゃいましたように、平成30年度に都道府県が国保財政の運営主体になっていくということがございまして、27年度に既に、30年度に向けてどのようにして協議をしていこうかということで、検討協議会の方は立ち上がったところでございまして、具体的な動きが出てまいりますのは、平成28年度からなるかというふうに思います。

この中では、各市町、国保の会計につきましては、相当苦勞をしておるところでございまして、各市町村の納付金の額を決める算定のルールから取り組みまして、28年度に8割方は決定をするような形になって、29年度には、今後保険料がどのようになっているのかという、住民さんへの周知期間ということになるかと思えます。

そんな中、この28年度につきましては、私ども、担当が協議会なりで議論を進めること、また、町の国保運営協議会の中でも、もんでいかなければならない内容となつてございます。

議員がおっしゃられましたように、国保につきましては、年齢の高い方、低所得者が多いという中で、これ以上の保険税については大変苦しいのではと、こういうお話でございまして。確かにそのようには感じておるところではございますが、その辺を踏まえながら、平成28年度に協議の場が多数出てまいりますので、そこでしっかりと議論の方を進めていくことが、大切かなというふうに思っております。またその後に、議員の皆様を交えて、条例改正の関係とかも出てまいりますので、各機会ごとに、状況の方についてはお知らせの方をしていきたいなと、このように考えておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思えます。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（望主昭久君） 對中議員より、議第18号、3月補正の土木費の減額について、ご質問をいただきました。

議員がご指摘いただきましたとおり、大幅な減額となっているところでございまして。

この社会資本整備総合交付金事業でございまして、西大路鎌掛線の行っている事業と、また、大窪内池線で行っている事業が、大きく2種類に分かれております。

この中でも、西大路鎌掛線につきましては国費ベースでございまして、当初要望額が3,300万要望しておりまして、確定額が1,237万5,000円と、交付決定額の要望額に対して、37.5パーセントというふうになっております。

また、もう一方の防災安全の方でございまして、3つほどにメニューが分かれておりまして、国では、トンネルであったり橋梁であったり大型の道路設備についてのメンテナンスについては、お金の方がそちらに行くような、今、仕組みになっています。

ですから、今回の日野町でやっています橋梁の計画等の国費要望額は、1,815万に対して1,650万円、交付決定額の要望額の率が90.9パーセント。そして、舗装等させてもらっています計画でない修繕の方につきましても、1,100万に対して1,150万円と、要望額に対して100.5パーセントと、このようなメニューにつきましても、国の方も十分な要望額に対するお答えをさせていただいています。

ただ、大窪内池線におきます生活環境の安全確保と防災の方になりますと、要望額の1,100万に対しまして485万円と、交付決定額が44.1パーセントと大きく減っているのが、平成27年度の状況でございます。このため、国費ベースで減った分、イコール、事業費ベースでご指摘いただいた60パーセントだったり、20パーセントということ、大きく今回減額をさせていただいたところでございます。

今年度以降、また来年度の見通しということでご指摘も受けました。

先ほど、山田議員のところでもお答えさせていただいたとおり、大窪内池線につきましても、メニューを通学路整備ということに変えさせていただいて、今回28年度は要望しております。また、日野町のメインストリートで、たくさんの利用客が往来もされますので、そこは短い間で整備をしていきたいという強い思いがございますので、今回、今年平成27年度の交付額に対しましては、当初予算に対しまして、3倍程度の大きな要望額になっております。また、西大路鎌掛線につきましても、こちらの方も、各田んぼのところを工事させていただく関係で、用水路、排水路の関係が中途半端なところでは切れないということもございますので、ある程度見込めるようなところで効果が出るようなラインを決めますと、今回の額になりました。これも、27年度当初に比較すると2倍の金額になっていますが、建設計画課といたしましては、事業が進むようになって、効果が出るような道を早くつくりたいという、そのような思いで今回の28年度予算の要望をさせていただいています。

議長（杉浦和人君） 13番、對中芳喜君。

13番（對中芳喜君） ちょっと曖昧なところもいろいろありますけれども、これで終わります。

ぜひ、また今度の常任委員会、予算委員会の中で、皆さんと議論していきたいと、このように思います。

議長（杉浦和人君） 全員の方が質疑をされましたので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

日程第3 議第4号から議第9号まで（日野町公平委員会委員の選任についてほか5件）については、人事案件の関係上、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと

と思いますが、ご異議ございませんか。

－異 議 な し－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、これより採決いたします。

議第4号、日野町公平委員会委員の選任について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起 立 全 員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。起立全員であります。

よって、議第4号、日野町公平委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

続いて、議第5号、日野町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起 立 全 員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。起立全員であります。

よって、議第5号、日野町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱については、原案のとおり同意することに決しました。

議第6号、日野町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について、原案のとおり同意することに賛成の職員の起立を求めます。

－起 立 全 員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。起立全員であります。

よって、議第6号、日野町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱については、原案のとおり同意することに決しました。

議第7号、日野町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起 立 全 員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。起立全員であります。

よって、議第7号、日野町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱については、原案のとおり同意することに決しました。

議第8号、日野町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起 立 全 員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。起立全員であります。

よって、議第8号、日野町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱については、原案のとおり同意することに決しました。

議第9号、日野町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱について、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。起立全員であります。

よって、議第9号、日野町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱については、原案のとおり同意することに決しました。

日程第4 請願第6号から、日程第5 請願第7号まで、T P P（環太平洋連携協定）交渉に関する意見書を求める請願ほか1件について、一括議題といたします。

本日まで受理いたしました請願は、お手元へ配付の文書表のとおりであります。

朗読を省略いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、朗読を省略いたします。

各請願は、文書表のとおり産業建設常任委員会および総務常任委員会に付託し、審査をお願いいたします。

日程第6 議第10号から議第34号まで（日野町行政不服審査会条例の制定についてほか24件）については、委員会付託を行います。

お諮りいたします。

委員会付託につきましては、お手元へ配付いたしました付託表のとおり、各常任委員会および予算委員会に付託いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、お手元へ配付いたしました付託表により、各常任委員会および予算委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は、3時25分から再開いたします。

－休憩 15時10分－

－再開 15時25分－

議長（杉浦和人君） それでは、再開いたします。

日程第7 一般質問を行います。

お手元へ印刷配付の一般質問通告表に基づき、順次発言を許可いたします。

4番、山田人志君。

4番（山田人志君） 時間も大分押しているようですので、前置きは省きまして、早速、事前の通告に基づきまして、本題に入らせていただきます。

1つ目ですが、調和ある住宅環境の維持についてということでお尋ねします。

近年、住宅が並んでいる中の1区画、あるいは場合によっては2区画、3区画、発電用の太陽光パネルができてしまっている例が、いくつか見受けられまして、本当に住宅街の中で異様な姿を見せています。

これに対して、町では、昨年12月1日に、太陽光発電設備設置に関する指導要綱を制定いただきまして、このことについては、後ほど齋藤議員からもお尋ねがある

ようですので、詳しくはそちらの方に譲らせていただくとして、一方、同じ住宅街の中で、いわゆるワンルーム住宅、ワンルームマンションといった方が、多分イメージしやすいんでしょうが、集合住宅なんですけど、それが既にいくつも建築されていて、今後も増えていくのかなということが予想されます。こういうワンルーム住宅は、えてしてその地域の住民の中のコミュニティーが、なかなかつくりにくいというような要因になってしまったり、あるいは、場合によっては、ごみの集積なんかで、周辺住民とトラブルを起こしてしまう場合もあり得ると。一因になり得る場合もあるということがあります。したがって、太陽光発電設備の指導要綱をつくっていただいたと、これは大変ありがたいことなんですけど、あわせて、以前から話が出ています住宅建築にかかわる指導要綱というの、あわせて考えてもらえなかったのかなというふうに、実は思っているところです。住宅建築に係る指導要綱は、ほかの市町でもそういう例があるようですので、太陽光パネルの設置指導要綱よりも、ひょっとしてつくりやすい、やりやすいん違うかなというふうに思わなくてもいいので、そのことを考えているところです。

さらに、空家対策特別措置法に基づきます特定空家、その中でも倒壊のおそれがある、いわゆる危険空家なんですけども、これについては、代執行含めて撤去してしまうという出口が、なかなか見えない現状だというふうに思います。この危険空家を撤去してしまうということのポイントになるのが、恐らくその対象物件の土地を誰かに買い取ってもら、誰かが買い取るということがポイントになるのかなと思うんですが、こういう環境維持を目的とした計画的な土地取得というのは、ひょっとしたら、さっき言った太陽光パネルの話にしてもワンルーム住宅にしても、その未然にそういう環境悪化を防いでいくような、本当の基本的なというか、方策ではないかなというふうに思っているところです。

したがって、住宅環境の維持をしていくためには、土地の取得に関しては、空き地、空き家対策の一環として、何かの支援があってもいいのかなというふうに思っているところです。

これらを考え合わせると、調和のある住宅環境をこれからも維持していくためには、その阻害要因となるような宅地利用に、一方で一定の抑止力を設けつつ、同時に、もう一方で環境維持を促進するための支援策を講じてもらうなど、ひょっとして、町として今ある施策を整理し直してもらったり、ひょっとして足りないものを追加してもらったりということ、総合的に検討に着手してもらうような時期に来ているのではないかなというふうに思っているところですが、当局はどのようにお考えなのか。それとあわせて、たちまちの問題として、先ほど、太陽光の話は後ほどに譲ると言いましたが、1つだけお聞きしたいのは、12月に制定いただいた太陽光設備指導要綱に関しまして、それ以前に既に設置されている既存物件に

については、どういう運用で対応されるのかということが、ちょっとここでお尋ねしたいなと思います。

それと、もう1つは危険空家なんですけど、多分、特定空家に指定されていると思うんですが、その原課の対応状況についても、あわせてお尋ねしたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

議長（杉浦和人君） 4番、山田人志君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

町長（藤澤直広君） 山田議員から、調和のある住宅環境の維持についてのご質問をいただきました。

今お話ありましたように、本当に住宅、住環境というのは、大変大事な課題でありますし、特に日野の町なかというのは、このひなまつり紀行でも、たくさんの方が訪れて、きれいな町やなど、こういうことを言っていただいておりますので、そういう環境をしっかりと守る、維持する、さらには活用するということが大変大事なことだと、このように思っております。

そうした中で、基本的には、それぞれ住宅建築等につきましては、既存の法律でございます都市計画法や建築基準法、さらには滋賀県の定める指導要綱など、他の諸法令との整合性を図りながら進めていくということが、大原則となるところでございます。

なお、町といたしましては、新たな問題意識として、市街化調整区域における定住対策として、住宅建築の規制緩和、つまり移住者も市街化調整区域で受け入れられるような、そういうような規制緩和を、町村会を通じて県にも要望をいたしているところでございます。

さて、そういう中で、ワンルーム住宅や太陽光発電設備の設置が、良好な宅地利用、住環境の維持にマイナスではないかと、このような趣旨のご指摘でございます。それらを含めて、住環境をどのように維持するのかということでございますが、なかなか都市計画法、建築基準法をはじめとして諸法令の中で、ストレートにこれらものを規制することにはなっていないわけでございますが、これを規制するにあたっては、やはり太陽光の設置に対する指導要綱をはじめとして、それぞれ要綱だとか条例だとか、そういうものを調査研究する中で、どこにどれぐらいの権限でもって関与できるのかということを考えていかなければならない、このように思っております。他の市町でも、そのようなことについても、先進事例もあるというふうに認識をいたしておりますので、そうしたことについても研究をしていかなければならない、このように思っております。

そういう中で、太陽光発電の施設についての指導要綱については、定めをさせていただいたところでございまして、現在、それに基づいて指導いたしております。

あわせて、既存の太陽光設備につきましても、当該物件の設置届を依頼いたし、その内容につきましても、新規の物件と同じレベルの指導の対応をいたしているところでございます。

ただ、指導要綱ということでございますので、なかなか強制力とまではいかない部分もございますが、やはりきちんと行政指導することによって、改善なり、地元への周知などもできるというふうに思っておりますので、これは地道にしっかりと指導をしていかなければならないものと、このように思っております。

次に、空き家に対する状況でございますが、空家対策特別措置法ができました。それ以前から、問題意識は、町も議会も住民の皆さんも大変強く持っていていただいていたわけですが、従来から町に対して相談がございました7軒のうち、早期に対応が必要、つまり、道に接しているだとか交通量が多いだとか、こういうところの優先順位をつけまして、5軒につきましては、所有者等に対しまして指導助言を、既に行っておるところでございます。あわせて、新たに住民の方から情報提供のありました3軒についても、所有者等の照会を行い、適切な管理を行うよう通知をするとともに、現地の調査も実施をいたしたところでございます。

町内における空き家の実態調査では、建築組合にお願いをいたしまして実施をしてまいりましたけれども、431軒の空き家を把握していただいたところでございます。その具体的な中身、いわゆる、活用できる空き家なのか危険な空き家なのか、そういうことの調査をいただいたわけですが、現在、精査をいたしているところであります。

こうした結果を受けまして、それぞれ優先順位をもって、地元の自治会の皆さんなどと問題解決に向けて取り組んでまいりたい、このように思っております。

こうした中で、老朽空き家は、どのように撤去するのかということでございます。老朽空き家を行政が撤去をいたし、更地になれば、所有者の方は万々歳と、こういうことになるわけですが、それでは著しく公平性を欠くということでございますので、基本的には、やはり行政代執行に至るまでに、建物の所有者と話をいたし、そして土地の所有者、これが同じ場合もあれば、違う場合もあるわけでございますので、その辺で、撤去費はどの程度必要になるのか、さらには土地の現在価格はどのようになるのかなども含めて、地元の皆さんも交えて、これの解決のために取り組んでいくということが大事であると、このように思っております。

確かに、除却に対する国レベルの補助制度については、一定、厳しい厳しい条件のもとで対応もあるようではありますが、なかなか現実には、使い勝手が悪いというふうに認識をいたしております。

まず、今年から空家対策特別措置法ができて調査も行い、そして既にそういう危

陰空家に対して、行政指導を既に法律に基づきやっておりますので、これを地元の皆さんと共有しながら、どういうレベルで、どのように解決をすれば、お互い地域も所有者も、建物所有者も土地所有者もうまくいくのかというところを探っていく。そのために、しっかりと情報提供もしながら、一緒に取り組んでいくことが大切であると、このように思っておりますので、既にスタートしております8軒のものについて、まずはこれをしっかりと地域の皆さんと情報共有をして、1つ、2つ、モデル的なケースで解決できるものをつくって、残り431軒につきましては、有効な部分については、空き家登録制度を通じて大いに貸し、売りしていく。老朽なものについては、また地域の皆さんと相談をして安全対策を講じていく、このことが大変大事だと思っております。

あわせて、現在、町では、こうした空き家登録制度を活用して、たくさんの方にお見えいただいているわけではありますが、これを一步進めて、空き地登録制度のようなものもつくって、町が地域の皆さんとともに空き地の有効活用をしていく、そういうことを通じて、いわゆる太陽光パネルだとかワンルームマンションだとか、それが悪いということを決めつけるわけにはいきませんが、地域の皆さんの中で、土地利用の調整を図れるきっかけになればいいなど、このようにも思っておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 太陽光パネルにしましても危険空家に対しましても、こんだけ努力していますよと、どんだけ努力しても、最後は解決に行かなければ全て意味がないことでして、町長からご答弁いただいた空き地登録制度も、その一環としてぜひ進めていただきたいと思っておりますし、総合的な部分では、他の市町の例も参考にしながら、研究をしていくというふうにご答弁いただきましたが、それに関連して再質問なんですけど、町では、昭和47年7月に、建築協定に関する条例というのを制定しておられると思います。私は、この条例の運用によって、ひょっとしてたちまちできることがあるのと違うのかなと思ったりもしているんですけど、実際、日野町として、この条例の運用の実績はどうだったのか、今後運用の可能性があるのかということについて、再質問させていただきたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（望主昭久君） 山田議員よりから、再質問をいただきました。

今、ご提案していただきました、質問していただきました建築協定、これは昭和47年に日野町でもございます。この今現在の日野町の運用状況でございますが、日野町におきましては、建築協定の今までの運用はないところでございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） この1問目について再々質問はいたしませんけど、今、おっしゃ

ってお答えいただいた建築協定も、ぜひ研究の中に含めていただきたいと思います。

それと、1問目に関しまして、最後要望で終わらせていただきたいと思いますけども、同じ空き地の利活用ということ言えば、1年以内には、現在の警部交番が恐らく移転することになるのかなというふうに思いますので、その跡地利用について、それこそ良好な住環境の維持と。それと、大窪地先は商業地域に対する振興ということも考えていただかなきゃいけないでしょうし、そうしたことを考えると、私はほかの市町の例で、小さな狭い範囲でも、行政施行で、例えば区画整理をされた例とかを見たこともありますので、その策を講じていただくなど、それこそ住環境、あるいは商業地域に考慮した利活用を考えていただきますように要望して、1つ目の質問を終わらせていただきたいと思います。

2つ目は、コミュニティービジネスの創出ということについて、第5次総合計画との関連で質問させていただきたいと思います。

一問一答で質問させていただきますので、よろしくお願いします。

第5次日野町総合計画は、目指す町の姿というのを「ひびきあい『日野のたから』を未来につなぐ自治の力で輝くまち」という、五七五調のフレーズで示しておられます。ちょっと抽象的で、これを私なりに分かりやすく言うならば、いろいろなつながりを守りながら、つくっていきながら、有形無形の資源を使って、住民参加型まちづくりをしていこうやないかと、そういう意味なのかなというふうに解釈していますし、一言で言えば、住民が主役のまちづくりと、そういう理念になるのかなというふうに理解をしています。

9月、12月の定例会で私の一般質問で、地域運営組織、あるいは地域内資金循環ということに関してお聞きしました。これらは、実は総合計画の、今言いました、住民が主役のまちづくりという政策理念が本当に実現できるのか、本気で取り組もうとされているのかを見させていただくというか、確認させていただく意味もあつたわけでございます。そして、今回のコミュニティービジネスということなんですが、第5次総合計画にも、昨年に策定されました日野町暮らし安心人づくり総合戦略、いわゆる日野町版の地方創生戦略であります。どちらにもコミュニティービジネスの創出に関して、支援目標が掲げられています。

コミュニティービジネスの多くというのは、決して自然にでき上がっていくものじゃなしに、文字通り地域のコミュニティーに対する何らかの仕掛けであったり、あるいは、ビジネスとしての仕組みづくりのサポートをしたりと、そういうことが必要で、それ以前に、コミュニティービジネスが生まれて、それが成り立っていくために、地域社会に向けた大変な意識誘導が必要なのかなというふうに思っているところです。

その意味で、今回お聞きするコミュニティービジネスの立ち上げに関する取り組みというのは、先ほど来申し上げています、住民が主役のまちづくりという理念に対する、政策理念に対する、それを具現化する道筋の1つの縮図みたいなものなのかなと捉えておまして、いわば理念の実現の可能性が試される施策でないかなというふうに、思っているところでございます。

そこで、コミュニティービジネスに関しまして、一問一答方式でお尋ねするのですが、その中で、第5次総合計画の理念が本当に浸透しているのか、共有されているのかということも踏まえながら、お聞きしていきたいと思っておりますので、お願いします。

まず、企画振興課にお尋ねするのですが、基本的に、当局としてどのような取り組み、平たく言えば、どんなネタを、どのような形で、どのような手順で、コミュニティービジネスに仕上げていこうかと、つなげていこうかとされているのかを、教えていただきたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） ただいま山田議員の方からご質問ございました、コミュニティービジネスの取り組みについてでございます。

コミュニティービジネスは、地域の住民や団体が主体となって、地域の課題をビジネスの手法によって解決をし、その活動の利益を地域に還元するというものでございまして、地域の課題で、雇用の創出、そして生きがいづくりと、さらには、地域内経済循環につながるのではないかとというふうに、期待をしておるところでございます。

コミュニティービジネスでは、その分野も、福祉、介護、観光、農業、まちづくりなど、多岐にわたっております。具体的などという部分で例で申し上げますと、地域の高齢者が気楽に集える場がない、十分な食事ができていない、また、安否確認等が必要な方がおられるなどの地域の課題に対しまして、気軽に集える場として、空き家や空き店舗を活用し、そこで高齢者向けの弁当をつくったり、その場でも飲食や娯楽を提供するような事業、こういった事業に取り組むことを計画した場合、まずはその取り組みが、事業として一定採算がとれるかということになります。

このことから、町からの支援により、安易に操業を促すという形ではなくて、課題解決に取り組もうとしている地域の方と、町が地域の課題について共通の認識を持つとともに、商工会などの専門家の知恵も借りながら、その事業の経営が成り立つか、地域の課題解決や活性化に効果があるかなども含めて、進めていく必要があるのではないかとというふうに考えております。

町では、今後、コミュニティービジネスに係る情報提供とともに、相談や支援制度の充実を図っていく必要があると考えております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 企画振興課長から、コミュニティービジネスの考え方について、基本的な部分で縷々ご説明いただきましたが、お尋ねした、たちまちどんなネタでということであれば、具体的なものがないというふうに解釈させてもらっているのかなと思うんですが、総合戦略では数値目標KPIが設定されていまして、これもかなり遠慮ぎみに設定されていまして、5年間で1件つくったらええというようなことです。このKPIは、私はすぐに数値目標は達成されるん違うかと思っているんですよ、5年も待たんでも。しかし、総合計画の方の書きっぷりから言えば、町内のあちこちで、コミュニティービジネスが立ち上がってこなあかんのかなと、そういうイメージもするのですけども、きっかけとして大事なことは、創業支援という捉え方をすることかと思うんです。

そこで、商工観光課にお尋ねしたいんですが、町は昨年、産業競争力の強化法の認定を受けられて、創業支援を始められました。恐らく、町はその際に、創業支援計画というものを策定されているかと思うんですが、町がつくられた、策定された創業支援計画の中で、コミュニティービジネスということも、そもそも想定されていたかどうかをお尋ねしたいと思うんですが。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（外池多津彦君） 私ども、今まで操業に関しては、商工会の方では、以前からいろいろな立場で取り組んでいただいていたのでございますが、町もそういうことを直接的に取り組むべきやというようなことから、昨年、創業支援事業計画の認定を国から受けまして、町の商工観光課の方で、直接ご相談に見えられた方に対して、ワンストップの窓口を取らせていただいて、いろいろなところとつないでいくというようなことに、取り組みを始めたところでございます。

商工会も、当然いろいろな指導、助言されていまして、昨年におきましては、創業支援塾ということで、国の支援メニューの中にもございますので、そういうようなことに商工会の方で取り組んでいただいて、昨年20名の方が塾の方に参加していただきまして、その中から日野町がきちっとある一定の必須科目とかを受講された方に対しては、認定者というような形で書面を発行するというようなことになっています。

この中で、町におきまして、少子高齢化、こういうような中で、空き家を活用した移住、定住の取り組みというのは、従来から進めております。また、その空き家などを活用した地域の課題解決に向けたコミュニティービジネスの創業も、期待しているところではございます。

ただ、創業支援事業計画の中に、直接コミュニティービジネスという文言はございませんので、広く創業ということに対して、どのような業種に対しましても同じ

ような体制で、新たな創業者の掘り起こしということについては、取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、新年度の予算の中でご検討いただきたいと思うんですが、創業支援補助金制度ということで、内訳なんですけども、店舗の改修や家賃に対して、一定支援を行っていききたいなというふうに思っていますので、コミュニティービジネスにつきましても、支援の方はもちろんさせていただきたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 今のご答弁ですと、広い意味で業種、業態を捉えているので、その中には、コミュニティービジネスみたいなものも含まれていますよと、そう理解させてもらってよろしいのでしょうか。

実際に、昨年実施された、例えば創業支援塾にしても、あるいは役場や窓口相談にしても、いわゆる社会貢献とか自己実現とか、そういう創業動機みたいなものは見受けられたのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（外池多津彦君） 20名の中には、現在修業というんですか、そういうようなことをしていることによって、新たに個人、独立したいとか、そういうようなことを思っておられる方もおられますし、飲食とか、あとは彫刻だったか、そういうような芸術の方とか、そういうような方もおられるということで、まだちょっと具体的に、こういう店でこういうふうにしたいという方については、今、二、三件、お聞きはしているんですけども、お1人の方は、具体的にここの場所を利用して、こういうようなことがしたいという方もおられます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） その動機が、例えば社会貢献かどうかは分からないということなんじゃないかね。

これからの地方経済ということ考えた場合、なかなか一獲千金を狙って創業をやるみたいなことは、難しいかと思うんですよ。場合によっては、そのIT活用で、立地に関係なく創業するという場合もあり得ますけども、そういう場合を除いては、一獲千金じゃなしに、地域貢献、社会貢献したいみたいな動機も、やっぱりこれからは、その地域経済の中で大事になってくるのかなと思いますし、創業塾などで、そういうもし種が見つかれば、そこに事業化に向けた仕組みづくりみたいなサポートを、集中していってもいいのかなというふうに思っています。

そういう意味で、もう1つ、商工観光課にお尋ねするのですが、三方よしブライダルという事業は存じていただいていると思うんですが、もとは商工会女性部の事業であってとか、今もそうなんですけども、それがこの春以降に有志が集まられて、ブライダル会社、恐らく一般社団かNPOみたいな法人になると思うんですが、

そのブライダル会社をつくろうという動きがあるようです。この動きというのを、果たして、創業支援という視点で捉えていただいているかどうかお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（外池多津彦君） 商工会の女性部の方で取り組みをいただいています、三方よしブライダル事業ということで、私どもの方も、町なかでの人力車でお披露目をするとか、日野町内で全ての引き出物とか披露宴から、全てを日野町内で行うという、まさに地域内経済循環ということの形になっておりますし、当然、新たな事業として起こされるという場合でしたら、創業支援の対象には当然なると思えますし、先ほど申しました創業支援の補助金につきましては、国の制度もありまして、国も、おっしゃっているのは、先ほど言いました認定、ある一定のやはり知識を得ていただいた方が、先ほど言いました塾、そういうような創業支援塾の、認められた中で勉強というか、知識を得られた方に対して町が認定をするという形になりますので、その方に対しては補助の対象になるかなと思えますので、当然、創業支援ということでは、町も商工会も一緒になって、また支援というかバックアップの方はさせていただきたいなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） まず、ブライダル会社がもし設立できれば、それで総合戦略のKPIは、それで達成ということになるかと思うんですが、これとて、自然にでき上がったわけではないんですね。本人の、当事者のやる気、熱意というのはもちろん一番ですけども、それに対して、それに道筋をつける、後押しをする、県の創業支援があったからなんです、実は。今、改めて、創業支援という形で認識していただいたとして、今、商工観光課、言っていたように、補助金はなかなか競争力強化法の中では難しいとしても、じゃ、どんな創業支援のありようがあるか、ちょっとお考えを伺えればと思うんですが。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（外池多津彦君） もちろん、具体的にご相談お聞きする中では、何ができるかなということはあるんですけども、当然、町がこのような商工会が中心となってやっておられますので、情報の提供とか、町にできることについては、当然協力支援の方はさせていただきたいと思えますし、ほかのところ、協力の、創業支援事業計画の中で連携しているそれぞれの団体等の共同ということで、そちらの方でも一緒になって、支援の方をさせていただきたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 今お答えいただいた団体との共同ということになるんでしょうけれども、いろいろあると思えます、支援していただけるのは。例えば、需要の開

拓ということで、プロモーションなかなか難しいと思うんですよ、専門家じゃないので。その辺をご支援いただくとか、あるいは、このブライダルという商品は、日野の町のロケーションを商品にしているみたいなどころがありますので、そのロケーションをいろいろアイデア提供いただくのか、あるいはその中間に入っていたいてお骨折りいただくとか、多分いろいろなことがあるかと思いますが。と、考えています。

ところで、この三方よしブライダル事業は、先ほどさらっとは言っていただきましたが、そもそもコミュニティービジネスという視点に立ち返って、どんな意義、目的がある事業やと受け取られていただいていますでしょうか。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（外池多津彦君） このブライダル事業につきましては、町なかの観光面で、非常に人もたくさん集まっていたりしていただいておりますし、沿道の皆さんも、またそういうようなお婿さんと花嫁さんを見ることによって、また新たな希望が湧いていくというか、そういうことにもつながっていくと思いますし、新しく結婚されたお二人も、日野町で皆さんに祝福されて、地元でもっと頑張っていきたいというふうな気持ちに、なっただけのんではないかなということで、まさに、三方よしかなというふうに認識しております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 今ほど、観光振興とか、それから若者の定住促進とか、そんな意味でお答えいただきました。

さっき、地域内経済循環とおっしゃいましたから、それも少し加えてほしかったなと思ったりもするのですが、実際にはそちらの方の意味が多分大きいのかなと、私は捉えています。

私は、コミュニティービジネスというを3つの類型で捉えていまして、1つ目というのは、基本的には、そのコミュニティーがビジネスをやる。そのまま、それが基本形ですけども、2つ目には、既存のビジネスをコミュニティーが応援する。つまり、既存のご商売を、例えば地域ぐるみか何かで応援するみたいなのも、コミュニティービジネスかなというふうに捉えていますし、むしろその方が大事なのかなと、地域のためにはと思って、3つ目は、さらにその進化系でして、既存のビジネスを、コミュニティービジネスで応援するという類型。すなわち、応援する側もビジネスとしてビジネスモデルをつくって、両方で、ダブルで経済循環するみたいなもの。三方よしブライダルは、実はこのタイプに入るんですよ。そういう意味では、非常に高い評価を受ける事業かなというふうに捉えています。その認識で、ぜひサポートしていただければいいのかなと思います。

今ほど言いました2つ目の話で、既存のビジネスをコミュニティーで応援すると

いうタイプに関連してですが、これは福祉課にお尋ねするのですが、9月定例会での一般質問で、ファミリーサポートセンターの機能を生かして、商業振興につなげられないかみたいな話を、少しさせていただいたと思います。その後、これに関して、具体的に何か考えていただきましたでしょうか。

議長（杉浦和人君） 福祉課長。

福祉課長（壁田 文君） ファミリーサポートセンターの活動といいますのは、子育て支援が必要な会員と、お手伝いをできる会員をつなぐ役割というふうを考えております。つなぐということでは、コミュニティーをつないでいくということになるのかなと思うんですけれども、その意味では、町のたからである子どもの成長や発達というのを、家族という単位だけでなく、隣近所、地域の人々みんなで支えていくということが大切だなというふうには思っています。

そこで、地域の皆さん方が、自分のできることは何かということ、何かないかなということで、少しの力を貸していただけることができればというふうには考えています。

地域の皆さん一人ひとりの力ということだけでなく、何かの団体ですとか、いろいろ集まりはあると思いますので、そういう支援をつなげて、家族の安心とか子どもの成長発達を支援していくというところも、ファミリーサポートセンター自身の活動の中は、会員さん同士の活動ということであるかもしれませんけれども、資源を使っていくというところでは、つなげるというところら辺の手助けはできるのかなというふうには思っております。

議長（杉浦和人君） 4番、山田人志君。

4番（山田人志君） 間接的に連携してという意味なのかなと思いましたが、お尋ねしたのは、具体的には、依頼会員を子育てサロン、例えば、提供会員を商店会と、双方グループですよ、コミュニティー。双方コミュニティーみたいな、そういう制度運用のありようというのは、可能性あるのでしょうか。

議長（杉浦和人君） 福祉課長。

福祉課長（壁田 文君） 今のところ、個人会員さんのファミリーサポートセンターというところで、どういう会員さん、例えば協力会員さんですと、講習を受けていただいて、子どもを預かるときの安全ですとか子どもの遊び、子どもに対する遊び方ですとか、そういうところらを講習を受けていただいております。また、依頼会員さんの方につきましては、ファミリーサポートセンターって、何かこう報酬を払ってサービスを買うようなそういうことではなくて、やっぱり会員同士の信頼関係で、子どもたちを預けたり預かったりするのですよというようなことを、お話しさせてもらっています。

はじめてする取り組みでございますので、今のところ、そういうファミリーサポ

ートセンターという組織を、みんなですべてどうしてこう立ち上げていくかというところで、何とか早いうちにそういう形ができあがればなと思っていますので、今後、先ほども申しましたけれども、つなげるという機能をサポートセンターは持っていると思っていますので、そういうサポートセンターがいろいろなこと、お母さんたちの要求の中からそういうことが出てくれば、それは可能性もあるかもしれませんけれども、今のところ、私たちが取り組んでいるファミリーサポートセンターのところで、すぐ直結してそういうビジネスができるかというふうには、なかなかつながっていかないところがあるのではないかなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 今お尋ねしている根っここととか前提にあるのは、ファミリーサポートセンターのせっかくの機能ですから、それを一方向だけで支援を考えるんじゃないしに、例えば、商店街が子育て世代を応援する。逆に、子育て世代が商店街を応援するみたいな、そういう相互に応援しようという意識に誘導できないかということが根っこにありまして、さらに相互支援という意味では、ファミリーサポートセンターの機能を使って、子育てに関する困り事を助けてもらおうかという人たちは、逆に、例えば高齢者の生活支援とか、今後、別の困り事をサポートできる側の立場の人でもあるわけですよね。そういう意識誘導も、このせっかくの立ち上げですから、意識誘導をしていただければいいなと思っていますんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 福祉課長。

福祉課長（壁田 文君） ファミリーサポートセンター事業と申しますのは、国の子ども・子育て支援事業の、地域支援事業の1つの事業でございます。ですので、ファミリーサポートセンターが立ち上がれば、全部の子育て支援ができるって、子育てにいろいろなことを助けて下さいという形で、会員募集などもしておりますので、全部それで解決するというものではないというふうに考えております。

議員おっしゃっていただきますように、そういう地域の皆様方が、自分たちの資源として、こんなことで子育てお手伝いできるよと言っていただけるということ、本当は期待したいところでございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） そのとおりで、多分意識誘導するの、一番大事なのかなという気がしますし、せっかくファミリーサポートセンターというのは、おっしゃっていただいたように国の施策で、ある一定の部分だけをカバーする部分かもしれませんが、せっかくそれを立ち上げるというチャンスがあるわけですから、それを最大限に生かして、できる限り柔軟に、ダイナミックに、そのつながりを広げるきっかけにいただければと思います。

既存のビジネスを、例えば地域とかコミュニティーで応援するということと言えば、農林課さんに伺いたいんです。大事な視点になるかというふうに思っているんです。また、総合戦略には、獣肉、ジビエの方に関して利活用促進で、コミュニティービジネスの立ち上げを支援するというふうに書かれているんですけども、日野菜、あるいはジビエの普及促進のビジネスモデルは、今現在、どのように考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（門坂俊男君） 日野菜につきましては、日野町の日野菜が原種種子から栽培されているという、他産地との違いを全面に出していくことや、集落営農などの組織による生産で、新たな産地化を進めることなどによって、日野町の日野菜のブランドの定着を図り、それらの日野菜が、今回農協で計画されている日野菜の加工施設等へ出荷されて、漬物等へ加工販売されることによって、生産者の所得向上につながるということを考えております。

獣肉の利活用につきましては、日野町猟友会の有志によります「獣美恵堂」によって、町内で銃器捕獲された鹿などの獣肉がレストラン等へ供給されており、この取り組みが、量、質ともに、安定的かつ持続的に行われていることを考えております。

なお、集落での箱わな捕獲された野生獣については、採算性の問題もありまして、すぐにビジネスとして成り立つかというふうなことはわからないなというふうで、研究をしてまいりたいと思っておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） まず、ジビエに関しては、もうそこにある素材ははっきりしているわけですから、あとは安定供給を維持していくために、おっしゃっていただいたとおりですが、いかに組織づくりができるか、ルールづくりをやっていくか、いかに自分たちが決めたルールを守っていくかと、そこら辺がポイントになるかと思うんですが、その現状を考えたときには、もうその部分というのは、行政がやるしかないのかなと思ったりもしています。

一方、日野菜についてなんですが、日野菜も、全国のほかの特産品と同じように、先に商品ありきで、マーケティングがないということですから、販路開拓という部分がなかなか難しいのかなと、苦労するのかなと思っています。

そこで、遠回りのものであっても、地域起こしの一環として、この日野菜の普及を取り組むというような考え方はどうなんだろうということを、12月の地域経済対策特別委員会で少しお話をさせていただいたんですが、覚えていただいていますでしょうか。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（門坂俊男君） 日野菜につきまして、今後どうして生産を広げていくかというふうなことでございますが、日野菜の栽培につきましては、農地なりハウスなり、そういう場所の問題があります。そして、日野菜を見ながら育てていく技術、どういうあんばいで肥料をまくとか消毒をすとか、もともとどういうふうな耕し方をすとか、そういったことを知っている人が必要と思います。

そして、手間、余り技術まではないけれども、言われたことはやるよというふうな手間を持っておられる方がいると思います。こういったものを集落営農的な組織で、時給いくらかというふうなことで頑張れる人、自分はずっとしゃがんで作業はできひんけれども、教えるぐらいは教えられるわという人、農地はあるけれども、自分でようつくらんねんというふうな人、いろいろな人たちの資源を持ち寄って、集落ごとに取り組みができていけばいいのかなというふうなことを考えております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 私が申し上げたのは、生産とか加工の当事者だけじゃなしに、その日野菜に直接携わっていない、かかわっていない住民も含めて、地域ぐるみで日野菜を応援するような仕組みをつくれなにかという話なんです。野菜を売るだけやったら、野菜の価値しか見てもらえませんよね。じゃなしに、そこに例えば地域の物語みたいなものを、付加価値としてつけていくみたいな話ですけども、別の言い方で言えば、町民の地域に対する愛着とか、あるいはその誇りみたいなもののシンボルとして、日野菜を普及していくという考え方なんです。そういうことは考えられないでしょうか。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（門坂俊男君） 日野菜を今後広めていく上で、いろいろな方、力を出し合ってやっていこうというふうな中で、今、議員がおっしゃっているように、住民の中で頑張ろうという意欲のある方たちの力を、コーディネートしてやっていけるといいというふう考えております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 余り多分、理解していただけなかったような気がしますので、ちょっと視点を変えるんですが、今、申し上げたことは、例えば観光振興とも一体なんですよ。そういう意味で、観光振興の中で日野菜の普及を捉えるということでは、例えば商工観光課はどうでしょうね。

議長（杉浦和人君） 商工観光課長。

商工観光課長（外池多津彦君） 以前からも、やはり日野菜につきましては、観光協会での販売とか、あちこちで観光の宣伝とかに行くときには、必ず持っていくような形をしております。そういうふうな中で、日野町の日野菜であると。日野菜といえば日野町というようなことは、当然させてもろうてはおります。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（門坂俊男君） 観光といいますか、田舎体験とか、そういったところの事業とも連携しまして、日野菜の抜き取り体験とか、日野菜をつける体験とか、そういったこともいろいろ取り組んでいく可能性というか、取り組んでいくべき方向というのは、いくつかあるというふうには思っておりますので、研究してまいりたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） まずは、地元愛というところを醸成していくのが、第一歩かなと思います。

その上で、地域ぐるみで日野菜を応援していこうという仕組みができれば、その地域の魅力発信のシンボルにしていければと思いますので、ぜひお考えいただければというふうに思います。

地域ぐるみで応援していくということになりますと、もう10年を切りました超高齢化社会、もう10年を切りましたけれども、そこに備える地域包括ケアシステムというのは、もう政策的にいても現実的にいても、これはどうしてもやらんらんことになってくるんですが、コミュニティービジネスの話に行く前に、この地域包括ケアの現在の取り組み状況は、特に他職種連携とか、それから地域支援という部分に関して、今、どういう状況なの教えていただければ、介護支援課にお願いします。

議長（杉浦和人君） 介護支援課長。

介護支援課長（夏原英男君） 地域包括ケアシステムの取り組みの1つであります、他職種連携の状況でございますが、現在、医療、保険、介護等の関係者が参加していただいています、わたむきネットというの、開催いただいています。専門研修であったり、討議を行っていただいて、連携を図っていただいているところであります。

そのほか、今年度、これは介護支援課で実施しているんですが、地域の医療介護サービスを取りまとめたマップを作成して、地域の資源を皆さんに、こういう医療施設であったりとか、介護施設であったりというのを一覧で見られるように、マップを作成して、今後全戸に配布していくという予定でございます。

また、相談があったケースの課題、そういうものを、介護支援の専門医、いわゆるケアマネジャーであります介護の関係者、それと町の職員であります地域包括支援センターの職員、それと地元の民生委員さんなど、いろいろな方と連携いたしまして、個別ケア会議を開催して議論し、対応策などを検討しているところでございます。

これらの個別地域ケア会議を積み上げまして、共通の課題を、医療、介護の専門

職を交えて、また別に会議を開けていくよう、検討していきたいと思っていますし、それに伴いまして、地域資源の発掘であったりとか、支援の施策につなげていければと考えているところでございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 現状、分かりました。

12月定例会での一般質問で、医療介護を軸とした経済塾みたいな話もさせていただきましたが、医療や介護周辺の連携というのは、地域貢献とビジネスの両方の視点で、多分考えていけないのかなと思います。

さらに、広い意味でのソーシャルワークは、活動費なんかの持続性ということを考えて場合、どうしてもどこかで、コミュニティービジネスという視点が必要になってくるのかなというふうに思っています。というよりも、町の近未来を考えたときに、ここまでいくつかコミュニティービジネスの思いとか考え方をお聞きしましたが、そうしたノウハウの蓄積というのは、全て地域包括ケアに向かっていってもいいぐらいかなと、私は実は思っているんですよ。それぐらい大きなことだろうというふうに思っています。

そこで、現に今考えていただいている、あるいはやり始めておられるそういうコミュニティービジネスとしての視点の取り組みがあるか、教えていただければと思います。

議長（杉浦和人君） 介護支援課長。

介護支援課長（夏原英男君） コミュニティービジネスとしての支え合い的なことにつきましては、現状、なかなかそこまでのことが、まだ深まっていないという現状でございます。

ただ、地域の支え合い活動、また居場所づくりということで、現在、この平成27年度から、高齢者交流サロンというものを、町内3ヵ所で実施をしていただいています。それが即、コミュニティービジネスにつながるかということ、ちょっとそういうところでは、少し難しいかなというふうに思っています。

地域の先進地におきましては、そういうものがさらに自主的に、かつ輪を広げられまして、活動を広げて、NPO法人などを立ち上げて、高齢者支援の事業に入られて、コミュニティービジネスにつながっている例があるというふうに聞いておりますので、そのような例をまた参考にしながら、今後研究はしていきたいというふうに考えております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 恐らく、地域包括ケアというのは、目指すものは、関係者とか住民に自主的にやって下さいよといっても、多分、結果が出るものではないと思っています。まずは現状把握、現状分析というのは、出発点として、とつても

大事だと思いますし、それはまさに行政の仕事だろうなと思います。

その上で、地域ごとの実情に合わせて仕組みを想定して、最初の一步は行政が踏み出しながら、状況にあわせて仕掛けとサポートを繰り返していくと。いわゆる、走りながら考えていくような、多分姿勢が必要なのかと思うんですが、そういうような一連の仕事というのを、介護支援課という物理的な職員数ということも含めて、認識も含めて、どうなのかということをお聞きしておきたいんですが、いかがでしょうか。

議長（杉浦和人君） 介護支援課長。

介護支援課長（夏原英男君） これから、地域支援、生活支援という形で進めていかなければならない。1つの方法として、生活支援コーディネーターというものを、28年度で配置をさせていただく。これにつきましては、役場の介護支援課ではなしに、地域福祉を現在も実施していただいています、社会福祉協議会に委託という形で、配置をさせていただく予定をしています。

それにおいて、その地域の状況の把握であるとか、そういうものをまずは進めていくと。それにおいて、さらにその地域の中で協力をしていただけたところがあれば、そこにまずは、全体、一気には無理なので、一步一步、まずそういうところを見つけ出して、そういう地域の中の支え合い活動から、それからそれが大きくなって、コミュニティービジネスにつながればというふうに考えています。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 私は、介護支援課という守備範囲の中で、そういうことを全て考えていくのは、しんどいのかなというような前提でお聞きしたところもあるんですけども、一方で、要するに考え方だと思うんですが、総合計画の中で、社会教育をすごく広げて捉えていますよね。と同じように、この地域包括ケアもすごく広げて、本来取られるべきことじゃないのかなと私は思っています。そういう意味では、庁舎内でももう少し横串が刺されてもいいのかなというふうには思っています。何よりも、行政が一步踏み出して方向性を示すことで、住民や関係者にその気になってもらうという意識誘導が何より大切だろうと思いますし、その最初に申し上げましたように、そういう取り組みというのは、第5次総合計画の実現性を見る試金石だろうなというふうに思っています。

総合計画には、住民が主体的、主権的に参画するという、いわば、先ほども何回も申し上げていますが、住民が主役のまちづくりという理念が基本にあって、私はその理念は大いに評価させていただいているんですが、一方で、総合計画というのは、あくまでも行政がつくる、行政の仕事の10ヵ年計画ですよね。住民の仕事の計画ではないはずですから、その意味で、行政が担っていただく役割とか責任が、もう少し書かれていてもいいのかなというふうに思っています。

それが先に述べたような仕掛けとか仕組みづくりとか、サポート体制。サポート体制といいますと、今の包括ケアで申しましたように、例えば各課の仕事に横串を刺すような体制とか、さらにはそこに供する窓口を設置するとか、そんなことは考えられるんでしょうけども、そして何よりも重要なことは、これも何回も申し上げました。住民が主役になってもらうための意識誘導ということでして、これはひょっとしたら、世の中の価値観をもう変えてしまうような、変えるような、非常に大きな確保と地道な努力が必要になってくる取り組みだろうと思っています。

どうも、現行総合計画からは、なかなかその辺が浮かんでこないし、読み取れないという部分があるんですが、さらに総合計画の理念がもう少し浸透しているならば、今までいくつかやりとりさせていただいた中で、もう少し各課の思いというのが、がんがん出てきてもいいのかなという気もしたんですが、町長にお聞きしたいんですが、その申しあげました行政としての役割、責任、仕掛け、仕組みづくりサポートのことも含めて、認識と覚悟、ご見解は、いかがなものか伺いたいと思うんですが。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） ただいま、総合計画とかかわって、地域の元気をどうつくっていくのか、またコミュニティービジネスをどのように発展させていくのか、行政と住民の役割については、どのように考えるのかなどのご質問をいただきました。

もともと、この第5次日野町総合計画につきましては、住民の皆さんが何度も何度も会議を開いて議論をしていただきながら、これをつくってまいりました。そういう意味では、いわゆるよくある総合計画のように、体系的にすばつとしたものではないと、このように大学の先生もおっしゃっておられますが、それぞれ思い入れの強いところで、各懇話会の委員さんが議論をして、住民としてこういうことをやっていこうやないかと、こういうことに思いをはせながら生きていこうやないかと、こういう思いが大変強うございます。そしてそれを支えるのは、行政における、例えば健全なる財政であったり、住民サービスを基本的に支える部分について、行政がしっかりと役割を果たすんだと、こういうことが、第5次総合計画のエキスということになっているわけであります。

そういう意味では、分かりにくいということもあるかもしれませんが、あの計画自体は、行政が何をやって、第5次総合計画を実現するのかという視点よりも、むしろ、住民がしっかりと力を出すことによって、この町を元気にしていこうという、強い住民の皆さんの思いが詰まったスローガンであるからこそ、あの「ひびきあい『日野のたから』を未来につなぐ、自治の力で輝くまち」、こういうすばらしいスローガンが生まれたものであると、このように思っております。

そういうことに対して、役場行政の方は、もう少し響き合っていないん違うかと、

こういうようなお話ではないかと、このように思いますが、ベースのところ、しっかりと役場行政が、住民サービスといいますか行政サービスをしっかりと支える。それは福祉の部分であったり子育ての部分であったり、教育の部分であったりということがベースがあった上で、それぞれ住民の皆さんの思いの広がりと一緒に支えていくということが、私は大事なのではないかと、このように思います。

そういう意味では、田舎体験の取り組みなどは、まさに、役場もかなりリーダーシップを発揮いたしましたけれども、大きく広がる中で、何千万という単位の予算が動くような、まさに地域内循環になっているということでございますし、現在、これまでから活動いただいております伝統料理を継承する会の皆さんなど、今度、地域おこし協力隊の方も入っていただいて、山中邸も活用いただいて、こういう輪が広がっていくということも大変いいことなのではないかなと、このように思います。

そういうこともあるわけでありましてけれども、先ほど介護支援課長が、地域包括の話をしていただきましたが、高齢化社会の中で、なかなか地域だけで高齢化社会を支えられるのかという、そういうことも難しいというふうに思いますので、そこはやはり国や県や市町が、介護保険制度をはじめとした行政サービス社会保障制度をしっかりと支える中で、さらにグレーといいますか曖昧な部分を、ボランティアではなく、営利ではなく、地域を支えるようなところでどういうふうに行っていくのかということも、大事なのかなというふうに思います。

新しい子育ての取り組みとしては、今、ファミリーサポートセンターを機能させていこうということでございますが、これも、東近江などでやっておりますけれども、はじめて日野町でやるわけでありまして、一步一步丁寧に、協力をする人受ける人、そして周りがうまく回っていくような仕組みをしていかなければならない、このように思っております。

日野菜の課題もご指摘いただいたところでありますが、役場行政が、紋切り型で上からというか、行政の立場からごりごりに行くというよりも、地域の皆さんとともに頭を突き合わせながら、いろいろな分野で、そういうのが1つ花咲いていく。そのために努力をするということが大事なのではないかなと、このように思っております。

このひなまつり紀行でよそから来られた人が、あれだけの事業にたくさんの人が協力していることこそが素晴らしいと。150軒の方をはじめとして、いろいろなお店も含めて、この町の人たちは、別に行政から言われたわけではなくて、住民の力で協力しようという気概が広がっていること自体が、あたたかい町やなど、こういうふうに言うておられたということを知ると、まさにそういうベースをしっかりと広げていくということが、町の元気になりましょうし、その1つのツールとして、い

わゆるコミュニティービジネスというものにも目を向けていくということが、大事なのではないかなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 町長のご答弁で納得できるところも、そうでないところも、半分半分みたいなどころなんですけれども、田舎体験の話もご披露いただきましたけれども、まさに私は、田舎体験の踏み出しのときのように、ほかの分野でも、そんなことがあってもいいん違うかと、実は言っているんですよ。

もう質問もあと1つぐらいにさせていただきますけれども、最後に、副町長か企画振興課長に伺いたいんですけど、日野町の総合計画は、今ほど言っていたように、例えばワークショップを重ねてやられて、特徴的なやり方をされました。あれは理念も非常に特徴的な理念です。

そのために私は、一般的な統計調査とか意識調査だけじゃなしに、現状把握と現状分析が、もっと必要と違うたかなと思っているんですよ。特徴的な計画であるからこそ、現状把握はもっときちんと緻密にやっておかないと、いかんの違うかなという気がしています。

その上で、ワークショップなりも意識誘導していかな、いかんの違うかったなと思ったりもしているんですが、スワット分析風に言うたら、住民に集落になってもらうために何が強みなのか、どういうところに今現在、そして将来にわたってチャンスがあるのか。逆に、今の弱み、問題点はどういうところにあるのか。あるいは、今と、将来的にどんな心配な点があるのかということ、事前にはっきりと把握しておくことが大事やったん違うかなと。その中から、課題として、役場のベースの仕事というのが、見えてくるん違うかなと思っているんです。どうもそれらが決定的に抜け落ちていたようにも見えるんですけども、そのために、本来は基本構想、基本計画、政策施策と、だんだんに具体的になっていかなあかんはずのものが、これは町長自らもおっしゃいましたけども、総合計画、どこまで分解しても、キャッチフレーズ的なものか既存の施策かみたいなのが並んでいるようにしか見えない。どうも、スタート時点から、ちょっと手順が間違うてはったん違うかなというふうに思わんでもないんですが、ぜひ、副町長なり企画振興課長、どちらでも、反論かご意見を伺いたいと思うんですが。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（平尾義明君） 私も、総合計画に課長としてかかわっておりましたので、ちょっと反論とは言いませんけどもお話をしたいなど、このように思っています。

現状の分析については、きちっと押さえた上で、例えば、人口がどうなるとか、そういった面はやらせていただいたし、また高校生のアンケートもとらせていただいて、当然、住民のアンケートもとらせていただいて、こういう結果になっていま

すよというふうなお話も、各公民館単位で20人ほど集まっていただいて、いろいろ今申していただいております強み、弱みを、その分析の中で提示をさせていただいて、地区としてどういうふうに考えているんやということで、吸い上げをさせていただいて、懇話会の中で、その意見を踏まえて、懇話会でいろいろと住民の方にご意見をいただいて、あのような形をつくっていただいたと。

先ほど町長が申しましたとおり、行政がこうやということをつくったものでないので、少し分かりづらい面はあるかと思えますけども、そこについては、行政が支援をしていながら、この5次の将来像を目指してつくっていききたいなど、このように考えている次第でございます。

議長（杉浦和人君） 山田人志君。

4番（山田人志君） 統計調査や意識調査だけでない、現状把握が必要ではなかったん違いますかとお聞きしたつもりやっただけですけども、質問はしませんが、それとワークショップで重ねてやっていただいたということなんですけども、それも少し方向、道筋づけが足りなかったのかなという気も、しないでもないんです。

現実的に、役場の中でも、例えば、日野町内でも、その理念が浸透しているようには余り見えないということは、結果として、ちょっとやり方が足らんかった、間違っていたという部分があるのかもしれないなと思っています。もし、私がアドバイザー役なら、間違っていますよみたいなことを、ひよっとしたら言うかもしれないんですけども、ただ、今、その辺の認識を変えていただくなら、間に合うん違うかなと、同時に思っているんです。何に間に合うかということ、当然、総合計画の後半期間に間に合うということもあるんですが、それ以上に、さっきも言いました、どうしても近い将来、住民の主体的な相互扶助というのが、もうなくてはならない、10年切った近未来の超高齢化社会に間に合うのではないかなというふうに思っていますので、どうか間に合うように、見直し点検が進められることを期待申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） ここで、会議の時間を延長いたしたいと思います。5時の会議延長をいたしたいと思います。

それでは、次に3番、奥平英雄君。

3番（奥平英雄君） 通告書に基づきまして、質問させていただきたいと思います。まず1点目なんですけども、防災行政無線について。

先ほど来もありましたけれども、今日は東日本大震災で亡くなられた方、また被災者の方、お悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。

近年、地震や災害が起こる中、日野町においても、台風や大雨で、平子、熊野、西明寺、鳥居平地区では、毎回のように避難されております。その中、地元の区長さん、また町代さん、地区のえらいさんというんですか、その方々に町から連絡を

してもらいました中、台風や雨の中、住民に連絡をしていただきまして、一緒に避難してもらおうという状況が、毎回のように続いております。

その中でも、高齢者が増える中、少しでも早く避難されるように、防災の行政無線、それを取りつけてもらえないかということを、私、思っております。

また、区長さん、町代さんにつきましても、高齢者の方がかなり増えていると思っております。今、ちょっと事務局の方に頼みまして、皆さんの方のお手元に、この蒲生町のなんですけれど、今、もう東近江に変わりましたけれども、当時、平成12年に書かれて、平成13年3月30日に完成したということで、事業費が1億8,400万というかなりの高額だということを、私、これはちょっと預かって、見させていただいたんですけども、日野町としても、この業務用の無線をつけてもらえないかということで、一定お聞きしたいと思っております。

議長（杉浦和人君） 3番、奥平英雄君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

町長（藤澤直広君） 奥平議員から、防災行政無線について、ただいまご質問をいただきました。

現在、防災行政無線につきましては、日野町におきましては、アナログの同報系無線として、屋外拡声器を町内9カ所に設置し、移動系の無線として、消防団や総務課などに25台を配置いたしております。

国においては、周波数の有効利用の観点から、デジタル化への移行が示されているところでございますが、日野町の場合、谷あいの地形から、デジタル方式の防災行政無線の整備には、中継基地が必要となると考えております。また、個別受信機の整備とあわせてするとすると、概略約七、八億円と高額な設置費用となり、経費面の課題があり、現在のところ、具体的な計画に至っていない状況でございます。

そうした中、現在、国の方では、公共情報コモンズとして、避難勧告など町が発信する情報を、県の防災システムを通じて、テレビ局やラジオ局など報道機関に自動的に情報が流れることになっており、NHKでは、データ放送によって、日野町の避難勧告や避難収容施設の開設の情報などが、自動的に表示されることになっております。

また、県の防災システムの情報をもとに、民間の放送局、民放も含め、テレビ局各社ではテロップで流されておまして、詳しく情報が見られることになっております。

国におきましては、民放各社に対して、データ放送での自動連係による情報の表示について要請されているところでございます。

このような状況で、テレビを見ることによって、「日野め〜る」を登録されていない高齢者であっても、情報を確認いただけることとなっております。現在、災害時

における、有効な情報手段であると認識をいたしております。携帯電話をお持ちでない、また、持っただけでもふなれな方にありましては、まずはテレビやラジオでニュースを聞いていただくことで、災害に関する情報を入手していただくよう、行政懇談会や出前講座などの機会を通じて、周知に努めておるところでございます。

議長（杉浦和人君） 奥平君。

3番（奥平英雄君） 今回のテレビ等で見られるということなんですけれども、昨年8月、広島の方で土石流で流された家屋が多々あったと思うんですけれども、多分、睡眠、寝ていられたと思うんですけれども、常時起きていられる方ばかりではないと思うんです、私は。やっぱり火災報知器ではないんですけれども、無線で呼びかけ、先にするという方が、私は1秒でも早く気づいてもらえへんのかなと、私、個人的には思うんですけれども、また、今の日野町の防災無線、私、個人的に思っているんですけれども、やっぱり今の平子、熊野、西明寺、鳥居平地区につきましては、かなり傾斜の多い地区だと思っております。いつ、広島のような土石流が起きるやも分かりません。その辺の地区だけでも、何らかの形で町から1秒でも早く連絡できるように、そういう対策は練ってもらえないのかお聞きしたいんですけれども、よろしく願います。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（池内俊宏君） 奥平議員の方から、再質問を頂戴いたしました。

まず、台風ですとか豪雨への対応ということで、今、議員がおっしゃっていただきましたように、通常、そういった場合につきましては、あらかじめ天気予報等で、もうすぐ台風が来る、暴風雨が来る可能性があるということで、あらかじめ報道がございまして、一定準備ができるというような状況になっているのかなと思うんです。そういった状況の中につきましては、町の方では、気象情報を確認させていただき中で、余り夜に急に避難をしていただくということが、判断をしなければならぬというようなことがないように、少し早い目の時期に、区長さんに、今台風がこういうような状況になっていますので、いざというときには準備はまたお願いをしたいですというようなことで、避難勧告なり避難収容所を開設する際には、また改めてご連絡はさせていただきますけれども、よろしくお願いをします、こういうような連絡をする職員を、一定決めさせていただきます、あらかじめ準備をさせていただきますというようなことの中で、それぞれの区長さんに連絡をさせていただいておるというようなことでございまして、そういった連絡を受けていただく中で、それぞれ地域で、いざというときにはどういうふうにしたらよいかと、住民さんに知らせるのかということも含めてご検討をいただきながら、対応していただいているというような状況になっているところでございます。

そうした中、町の防災行政無線につきましては、いわゆるスピーカーでございま

すけれども、熊野ですとか西明寺にはございます。ございますが、台風の時期には、豪雨、風で、鳴っていてもなかなか聞きにくいというようなご意見も、頂戴をしておるところでございます。そうしたことも踏まえまして、個別受信機やらの設置について、ご意見なりをいただいておりますということで、いろいろ町の方でも研究なりさせていただき中で、大手メーカーですとか数社にも提案をいただく中で、見積もりをとったりさせていただき中で、先ほど町長が申しあげましたような高額な経費が必要というような状況であるというようなことで、なかなか具体的に計画するには至っていないというような状況になってございます。

そうした中で、今、おっしゃっていただきましたように、もう少し数を増やしてほしいというようなご意見につきましては、それも1つかなというふうには思っておりますけれども、今の現状のものをそのまま使って増やすということになりますと、アナログ方式で増やすということになりますので、今、この時代に、どこまでアナログで使えるのかということもございますので、整備をするなら、アナログではなしに、デジタルで整備をしていくということになります。デジタルで整備をしていくということになりますと、移動系も含めて、どういうふうにしていくのかというのを、しっかりと計画を持った中で対応していかなければならないなど、このように思っておりますので、もう少し、アナログからデジタルへの防災行政無線の移行につきましては、いろいろと研究をしてみたいというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

3番（奥平英雄君） もう1点ちょっと聞きたいんですけども、平子、熊野、西明寺、鳥居平地区につきましては、避難されている場所、そこは傾斜地とかそういうちょっと危険地域ではないのか、そういうことは分かたら教えてもらいたいんですけど。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（望主昭久君） 一時的な避難場所につきましては、各地元の会議所であったり、その辺を用意しましていただいております。また、広域につきましては、同時期に公民館の方も開けておりますので、そのところで対応させていただいております。

急傾斜につきましては、鳥居平地区は急傾斜ですし、熊野地区も急傾斜地区になっておりますし、西明寺地区につきましては、急傾斜、地すべり、両方あっています。平子地区につきましても、急傾斜地区と地すべり地区になっております。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

3番（奥平英雄君） 再々質問できませんけれども、もしできたら、また今の急傾斜については、町の方でできるだけ耐震等の補強なり、いろいろと考えていただけた

らいいかなと思っております。

引き続きまして2番目なんですけれども、消防団員、また消防団員の家族について、メリット、応援事業についてなんですけれども、今年も消防団員として活動された団員さんが、この3月末で退団されます。また4月からは、新しい団員さんが入団され、活動される中、家族の理解、仕事先への理解、消防団として、消防、家族、仕事を両立するのは大変だと思うんですけれども、その中、日野地区の区長さんから、ちょっと話をいただきまして、新しい団員さんで、今、最後にも書いているんですけれども、この資料、ちょっとつけてあると思うんですけれども、全体的に、全国的に、サラリーマン化しています。私、自営で、ご存じのとおり消防団の副団長をさせていただいているんですけれども、自営業は何の保証もないんですけれども、サラリーマンの方につきましては、会社組織という中で消防団活動をされます。その中で、新しい団員さんにつきましては、区長さんの方から、どのように会社の方に理解をされる手紙というのか、私、ちょっと分かりませんのやけれども、理解されるように、消防団に入りましたという連絡というか、ああいう資料を出していると思うんですけれども、町から。それをどのようにされているのかと、それとまた、家族に対して、消防団に対しての理解をどのように得られているのか、ちょっとお聞きしたいんですけど。1点目がそれです。

2点目なんですけれども、団員さんの家族に対しまして、応援事業者、これ、私、去年消防団の幹部研修で岡崎市消防団の方へ行ってきました、資料を渡してもらいまして、ジャンル別というて、いろいろと消防団の家族と団員さんに対しては、10パー引きとか、何かそんな内容が書いておきます。その中なんですけれども、日野町に対しましても、今現在現役の消防団員さん2名だったと思うんですけれども、自営されております。2名の方が、一応タイヤ交換等とか、もう1人は整体師さんだったですか、ちょっと割引させてもらうのがあったとかいう話を聞いて、大変喜んでおります。今現在185人の消防団員がいますんですけれども、この中で、消防団の団員さんが協力してくれるのは大変ありがたいんですけれども、やはり日野町の業者さん等が理解を示していただきまして、こうやって応援事業を町から頼んでもらえないかと。それプラス、やっぱり消防団に入ってもらえるメリットを、毎回私も幹部会でも言っていますけれども、3年たつと、家族の方から、また消防、いい加減にしてや、もうやめてくれと、そういう話を団員から聞きます。本当につらい話です。今回、この場で言わせていただきますけれども、昨日もちょっとある分団長から電話をいただきまして、2名確保できないということで、大変悩んでいるということで困っております。

日野町につきましては、この資料に載っていますけれども、185人、いつも定員マックスで長いこと続けております。それも表彰されまして、本当に喜んでいる中なん

ですけれども、このご時世、本当に何のメリットもない、究極のボランティアと言われていますが、消防団員。その中で、やっぱり町の方も、消防団とか自治会さん、区長さんにばかり頼っていないで、町としてももっと力を入れて、消防団にメリットをつけてもらえるように努力してもらえないかということで、質問したいと思います。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 今お話ありましたように、消防団の皆さん、さらには家族への皆さんには、大変感謝をいたしておるところでございます。本当に町民の皆さんの命と財産を守り、安全・安心のために、昼夜を問わずご活躍をいただいております。心から感謝を申し上げ、いつもありがたく思っております。

特に最近では、火災防御はもとより、風水害に対する対応、水防対策などにも大変迅速に適応いただいております。心強く感じております。

そうした中で、全国的に団員確保が難しくなっており、今お話がありましたように、町内においても、大変なご苦勞の中で、今、4月を迎えようという努力をいただいているということでございまして、勤務先や家族の皆さんに協力を求めていくことは大切なことであると、このように思っております。

町の方では、新入団員の皆さんの勤務先には、毎年4月に、文書により消防団活動にご理解をいただくよう、依頼文書を出させていただいております。また、火災等により出動いただいた際には、団員の方から申し出があれば、勤務先に提出される出動証明を発行し、消防団活動へのご理解をいただけるよう努めているところでございます。

新入団員の家族の皆さんへの理解という点につきましては、幹部会等で協議を行っていただき、少しでも活動しやすい環境づくりになるよう努めていただいておりますし、町としてもできることについて対応したいと、このように思っております。

次に、消防団応援事業でございますが、消防団員の特典制度については、幹部会で協議をいただく中で、先ほどご指摘ありました町内2つの事業所において、消防団員であることによる割引等のサービスを受けられる特典をつけていただき、団員の皆さんに活用をいただいております。今後につきましては、平成28年度から、県の事業で、地域を守る消防団応援事業が開始されます。この事業は、県内の消防団員数が減少し、多くの市町で条例定数を満たすことが困難となってきたことを受けて、新たに消防団応援の店を登録し、団員や家族に対し、優遇サービスの提供を受けられる制度を創設されるものでございまして、町といたしましても、この制度、県と連携をして、消防団の応援する機運がさらに高まり、消防団活動に対する理解が深まるよう、消防団応援の店への取り組みについても、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

3番（奥平英雄君） 今、町長が言われた、勤務先の方に文書で出すということなんですけれども、現在185名の中の何名が会社員か、ちょっと私、把握をしていないんですけれども、その会社先、私、平成3年に入団させてもらって、昔、マル公という町長の判を押していただいたら、火事行きましたよという状態で、1日の手当がついてあるという話を聞いたんですけれども、日野町の消防団については、会社員でそんだけ会社の方が理解されているというのは、もう把握できているのか、ちょっと聞きたいんですけれども。中にはマル公を持っていても効かへんという。私、知っているのが、水口のペガサスミシン、あそこはマル公が効くというのを聞いています。ほかの会社については、私、聞いていないんですけれども、それをちょっと1点聞きたいんですけれども、会社組織の方で理解があるかないか。

それと、日野の応援事業、それは今28年言われましたけども、日野町としては、今、何軒かそういう事業に協力してやろうというところがあるのかなのか、どんな状況なのかお聞かせ願いたいんですけれども。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（池内俊宏君） 奥平議員から、再質問を頂戴いたしました。

その前に、消防団員さんの確保につきましては、現職の消防団員さんをはじめ、各区長さんにいつも大変お世話になっておりまして、本当に感謝をしております。本当にありがとうございます。

そうした中、今、会社組織への理解があるかということでのご質問でございますが、町長が答弁を申し上げましたとおり、毎年新入団員さんに対しまして、その勤務先に対しまして、新たに消防団員になっていただきましたということで、出勤の際には、よろしく願いをいたしたいというようなことで、お願いの文書を出させていただいております。

そうした中で、個別の個々の会社の中で、出勤に際しまして、町の方から団員さんの、うちの会社は要るというようなことで、出勤したという証明を出してほしいということがございましたら、団員さんの方に押させていただいて、団員さんから出していただいているということでございます。ただ、それがどのように個々の会社で効力を発揮されているのかということまでは、ちょっと把握ができていないというような状況でございますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

もう1点は、地域を守る消防団の応援事業ということで、28年度から、県の新規事業として実施されるということでお伺いしております。あらかじめ、そういう事業を実施すれば、日野町として協力をいただけますかというような事前の相談もいただきまして、町としては、ぜひお願いをしたいということで、県の方には申し上げているところでございます。今、県の方でも、予算が可決されましたら、それ

から動くというふうに向ってございますので、具体的には、予算措置がされまして、新年度になりましたら、県の職員、またひょっとすると消防協会の職員さんも含めまして、それぞれの市町が協力をしながら、それぞれの地域の商工会さんなり、そういったところをお願いに上がらせていただく中で、何とかそういう協力いただけるお店を1店舗でも増やしていきたいと、こういう流れになっていくのかなというふうに思っておりますので、日野町としても、県ともどもに、また商工会さんにもお願いにも寄せていただいて、町内のお店が、そういったお店が1店舗でも多くできるように、努力をしていきたいなというふうに思っております。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

3番（奥平英雄君） 今言われた、会社での理解なんですけれども、また、できれば消防団の団員さんに対してアンケートをとって、どういう状況か把握していただきまして、また町として力を入れていただいたらありがたいかなと、私、個人的に思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

引き続きまして3点目なんですけれども、これはまた私も、何遍でもこの議会で言っているんですけれども、自転車マナーです。交通ルールについてなんですけれども、いまだに守られていないということで、3月なので、先々月になります。1月27日、朝7時40分ごろでした。私、大窪の交差点で信号待ちをしまして、そこに横断中の小学生の団体が、赤ですので、もちろん横断歩道を渡ります。その中に、自転車が横から団体の中に入ってきてまして、小学生の女の子でした、接触し、女の子が倒れまして、慌ててびっくりされたのか、ちょっとけがされたのか分かりませんでしたけれども、女の子慌てて、そのままみんなの団体の中で、学校の方へ向かっていきましたけれども、その自転車の方なんですけど、見たところでは成人男性で、見て見ぬふりをして去っていったので、余りにも腹が立ったので、私、追いかけていきまして、車に乗っていたんですけれども、通勤ラッシュということで、大窪の本町通り、車が多々尻からつけていきよる中で、止めて、何をしているんやという注意を促しまして、そうしたら、その方、逃げていきまして、次、出る際には、車が列を組んでいるので、同じように走っていけなかったもので、そのまま見失って、トラヤスポーツのところを左折したということで、何かむしゃくしゃしていたというか、何とも言えない憤りを感じまして、日野交番所に電話しまして事情を言いました。

その中でなんですけれども、毎回言っています、中学校の方、4列も5列もなつてと毎回言っているんですけれども、その中で、とうとう大人の方までそんなことをしているのかなという思いをすごい思いまして、高齢者の方も、今、平和堂がこちらの方へ変わって、自転車で買い物に行かれる方もおられるんですけれども、斜めに渡ったり、いろいろされることで、車を運転している方はどきっとされる方も

経験あると思うんですけども、本当にしまいめに死亡事故が起きるん違うかなと、私、個人的に思っております。

私、この自分の身内というか、私の嫁のいところになるんですけども、もうここ十何年前なんですけれども、何でこんだけ言うかという、実は高校生のときに、2列で学校に向かっている際に、しゃべっていたらしいんですけども、そこへおばあさんが出てきはりまして、おばあさんにあたられて、おばあさんの打ちどころが悪かって、頭を打たれて亡くされました。そのときには、今みたいな法的なものも何もないし、聞くところによりますと、自転車の保険もできたというの聞いていますけれども、そのときには何もないし、困られて、私の家にも相談されたことがあるんです。そういう、普通は被害者になるということ、限られていないんですけども、加害者になったという状態で、自転車に乗って、あんな保険も入っていないのに、どうすんねんというみたいなことで、家の方もかなり悩まれたのを覚えています。そんな中、こういうことが、今自転車法、変わりました、日野の町の中でも、高校生ももちろんなんですけれども、全然ルールを守らないで逆走したり、横に横断したり信号無視とかは、もう多々見られます。いまだに、ヘルメットかぶらんと下校される中学生もいます。その中で、日野交番の方に、取り締まりなど要望できないかということなんです。

それと、昨日なんですけれども、私の家に、この一般質問の新聞を見られたか知らんけども、こういうマークの入った自転車走行の、こういう、役場の方からもらったかなと思うて、朝、ちょっと事務局としゃべっていたんですけど、自転車方向、走行、これの内容が私が思っていることと一緒に、自動車を運転する者にとって、中学生をはじめ、最近の自転車の走行マナーが気になります。道路左側に自転車走行マーク、これです、を、道路管理者に入れてもらえることはできないでしょうかという文書です。また、矢印があれば、反対方向に走行はしにくいのではないのでしょうかということで、少しでも自転車の右側通行が増えればと思いますという内容でした。もしできれば、私、昨日の今日なんですけれども、4月からまた中学生になられる方、もちろん自転車、さら、おじいさんとかお母さん、お父さん、孫のために買われると思うんですけども、もしできれば、自転車屋さんとかにも、そういうマナーの書いたような紙を渡しつつ自転車を売ってもらうとか、そういうこともできないかなと、今ちょっと思っているんですけども、まずは今の質問につきましては、交番の方へ取り締まりをしてもらえないかという要望なんですけれども、その辺、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 自転車のマナーと交通ルールについてでございますが、日野警部交番に問い合わせを行いましたところ、1月27日の件につきましては、被害の女

児から聞き取りを実施し、現場で検問を行い、2月上旬には関係者を特定したということだと聞いております。ただし、幸いにも、けががなかったことから、事件ではなく事故として処理がなされたと聞いております。

自転車の事故につきましては、近年、ブレーキのついていない違法な自転車の問題など、マスコミでも大きく取り上げられております。こうした中、国では、昨年6月に、道路交通法の一部が改正され、自転車の取り締まりが強化をされました。滋賀県でも、2月26日に、滋賀県自転車の安全で適正な利用に関する条例が施行されたところでございます。この条例では、県民に対する自転車交通安全教育を進めるとともに、学校だけでなく、事業者の対しても法令順守の啓発をはじめ、安全教育の実施を求めています。

道路交通法の改正後は、自転車に対する検問も実施されておりまして、日野町内でも、中学生、高校生が警告を受けております。また、今年の春の交通安全運動では、自転車に力を入れることが予定されております。今後も、日野警部交番に取り締まりの強化とともに、啓発指導についても要請し、交通安全に努めてまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 奥平英雄君。

3番（奥平英雄君） 先ほど言いました、できたら、再質問しませんけれども、今後もまた、毎年のように自転車に乗られる方が増えてきます。また、ほんで、自転車に乗らないようになられた方が、はじめて自分らがしてきたことが分かるのかなど。私も車に乗るようになってから、自分の自転車マナーが悪かったのを、今になって反省しているところでもございますけれども、できたら、死亡事故がないうちに手を打っていただきまして、先ほど来言った、こういうようなのもまた考えてもらえたら、これは住民の方からいただいたものなので、またよければ参考にさせていただいたらよいかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

毎回言っておられます、安心で安全な日野町をつくっていくためには、小さいことから頑張つて尽くしていかなとできないと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで一般質問を終わらせていただきます。

議長（杉浦和人君） 次に、7番、齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） 7番、齋藤です。

それでは、通告書に基づきまして、3つの項目について、分割で質問させていただきます。

はじめに、太陽光発電設備設置に関する指導要綱の施行について質問をいたします。

太陽光発電設備設置については、これまで議会でも議論されてきました。私も、

昨年6月議会で一般質問をさせていただいたところでございますが、今回、自治会や住民からの苦情、要望を受け、行政指導をする指導要綱を作成していただきました。昨年12月1日より施行していただいています。

この要綱は、問題とされていたことを網羅された指導要綱になっていると、ありがたく評価するものであります。この要綱は、事業区域およびその周辺地域における災害防止、ならびに、良好な自然環境および生活環境の確保を図ることを目的とするものです。そして、日野町の指導要綱は、10キロワット以上のものを対象とするもので、届け出を必要とされております指導要綱でございます。ほかの市町には、こういった指導要綱は余りないということで、評価をしています。

こうしたよい指導要綱を策定していただいたのですから、しっかりと施行していくことを願っています。この指導要綱を活用して効果を発揮できるようにするには、今後の取り組みが重要であると考えますことから、今回の一般質問をさせていただきます。

空き地を土地所有者が安値で買い取り、知らないうちに無法の開発が進められている現状であります。この指導要綱ができていないことを知らない自治会、区長さんが、まだまだおられるようにお聞きします。また、住民の皆さんにも周知することが必要かと思えます。自治会区長さんに、太陽光発電の設置工事や調査測量をされているというぐらいのところがあれば、直接聞か、町へ連絡して下さいとの案内を出されてはどうかと思えます。要綱には、既に設置されているところについても、同じように適用すると記載されています。既存のところについても、要綱に基づき届け出するように、事業者案内を出されているようにお聞きしておりますが、今のところ、届け出はないようです。他所では、土砂災害や強風による破損災害等の事故により、近隣住民とのトラブルもあることから、指導要綱や条例を設置されているところもあります。太陽光パネルの耐用年数等を考えますと、10年、20年後はどうなるのか分からない状況であります。太陽光パネルが負の遺産として、あちこちに点在することも考えられますことから、今しっかりと太陽光発電設備設置に関する取り締まりを、しっかりと実施していくことが大切と考えます。それには、現在の設置状況の把握が必要です。各自治会にも協力を願い、実態調査を行い、管理基本台帳の整備作製を行い、この要綱に基づいて行政指導していくことが重要ではないでしょうか。地域と町が一体となって協力し、共同の取り組みのもとで、生活環境を確保していくことが大事であると考えます。

そこでお伺いをいたします。

- 1つ目に、指導要綱ができたことを、どのように周知されているのか。
- 2つ目に、設置状況の実態把握の台帳整備はされているのか。
- 3つ目に、要綱に基づく行政指導の地域と共同でどこまでできるのか。

4つ目に、太陽光発電設備が負の遺産とならないよう、どのように指導できるのか。

以上、4点についてお伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 7番、齋藤光弘君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

町長（藤澤直広君） 太陽光発電設備に対する対応についてのご質問でございます。

1点目の要綱に対する周知の方法でございますが、太陽光発電設備設置に伴う指導要綱につきましては、昨年12月1日より施行し、町のホームページへの掲載をはじめ、既に設置済みの所有者、設置業者等に対しても、設置届を提出するよう指導を行っております。また、新規の設置に伴う指導につきましては、相談案件も含め、地域の皆様からの情報提供を得ながら、町の方で、要綱に基づいた指導を行っているところでございます。

2点目の設置状況の実態把握についてでございますが、住民の皆さんから情報提供等をいただいた設備については、現地の確認や設置業者に対して、届け出を提出するよう指導するなどの対応をしておりますが、町内全体の実態把握には至っておりません。台帳整備につきましては、届け出のされた物件について、指導要綱に基づき、整理をいたしておるところでございます。

次に、地域との協働でございますが、この要綱は、重要区域およびその周辺の自然環境や生活環境の確保が目的となっておりますことから、設置者である事業者等と地域住民の皆さんと、良好な関係を持つことが重要であると考えております。町として、既存、新設を問わず、地域の皆さまからの情報提供も得ながら、要綱に基づく行政指導を継続してまいりたいと考えております。

次に、今後の課題でございますが、将来、負の遺産とならないよう、地元自治会と連携しながら、指導要綱に基づき、行政指導を継続して取り組むとともに、さまざまな機関を通じて、国レベルでの対応がなされるよう働きかけていくことも、必要と考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） 再質問させていただきますが、1点目の指導要綱の周知であります。住民への周知についてもお聞きしたいのですが、先に申しましたように、早急に現区長宛てに、指導要綱設置施行の案内と、区内に設置されている太陽光発電設備設置の箇所の報告と、そして太陽光発電設置工事や、調査測量をされていると見受けられるところがあれば、直接聞くか町への連絡して下さいという案内を出されてはどうかと思います。設置される前に設置者と交渉することが大切ですので、そうした対応を取り組みしていただければかどうかなどということも、お伺いいたします。

2点目の実態調査であります。届け出されたものを待っているというようでは、実態を把握することはできませんので、先ほど申しましたように、各地区の自治会、区長さんにも協力を願ひ、実態調査の精度を上げるよう、取り組む考えはあるのかどうかというところで、再度お伺いをいたします。

3点目の、設置者と地域住民との良好な関係を確保するために、設置者と地域住民への説明報告をしていただくよう、お願いしています。曙区におきましては、7ヵ所、現在太陽光の設置がされているわけですけど、3ヵ所のところで、住民説明の機会を持つことができましたので、何とか相手の顔を見ることが関係にあります。しかし、既存のところでは相手の顔が分からないので、設置者からの住民説明をお願いしたいと思っております。そうした地域からお願いすれば、町が間に入って、設置者へのコンタクト、お願いをとっていただけるかどうかということも、お聞かせ願ひたいと思います。

そして4点目について、将来負の遺産にならないように地元自治会と連携するとともに、国レベルの対応がされるよう働きかけをしていくという回答をいただきました。ほかの市町を調べてみますと、景観条例で規制をされているところもありますし、指導要綱では拘束力はないので、条例として規制することが望ましいと考えます。景観条例に反するようなことがあれば、罰則規定も含めた条例制定をしていただきますことをお願いいたします。このことについて、建設計画課長のお考えをお伺いいたします。

以上、4点について再質問いたしますので、よろしくお願ひいたします。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（望主昭久君） 今ほど、齋藤議員さんの方から、太陽光発電につきまして4点ほど再質問をいただきました。

1点目の周知の方法でございますが、主に太陽光を設置する業者の方が、日野町の窓口には来ておりますので、今現在はホームページということで、業者とかその辺のことが重きを置きまして周知をしておりますので、現在区長さんとかの通知の方は、まだ行っていないところでございます。また、今言っておりました工事測量、その他、そういう動きがあるときに、すぐにさせていただくということについても、そういうような通知の方の依頼は、現在していないところでございます。

先ほど、2点目の、実態調査でございますが、これもパトロールにつきましては現在行っていませんし、日野町全域を全て建設計画課の方でパトロールするのは、少し無理かなということをおもっています。ただ、今、ご提案していただきました各区長さんに聞くであるとか、その辺のところでございますが、この太陽光発電につきましても、少し住宅地と、また市街化調整区域というんですか、そのような在所のところにつきますと、少し考え方にも思い方にも温度差があるのかなということ

ろが、正直なところでございます。その辺のところ、もう少し建設計画課の中でも、調整、研究してまいりたいなというふうに考えております。

3点目の方でございます。地域との良好な関係ということで、現在、要綱で定めております、ここには地域の説明会、地元に対する事業の説明会をするということが一番最初にも書いておりますので、これは非常に大切なことだというふうに思っています。太陽光発電そのものが否定されるべきものではございませんし、エネルギーのない日本にとっては、また1つの大事な方法やというふうに感じております。ただ、その太陽光発電システムが、誰が設置したかも分からない、どのような状況で設置している分からないことに対しては、大変周辺の方については、ご不満とかそういうことが考えられますので、そこについては、発電する設置者とその辺のことを全て、どういう資本が入って、そして誰が管理して、緊急対策というか事故があったときの対応は誰がするとかそういうことについて、地元の説明することは大変重要やと思っています。また、この辺、先ほど言いましたとおり、パトロールができないという状況の中で、住民さんから、自治会の会長さんなり情報を提供いただきましたら、それについては調べる範囲で役場が調べて、業者とのコンタクトはとっていきたいと思っていますし、そんなことで既設、新設を問わず、地元説明をするということで思っていますので、その辺のところは、役場の方で相手さんの方には連絡をしたいというふうに考えています。

4点目の、景観条例の関係でございます。2月の滋賀県議会でも、知事の方でも、太陽光発電所の琵琶湖岸での景観を含めた考えを、お聞きされているところがございます。また、県の方も、その景観のことを含めた中の条例の方でも、研究されるということはお答えもされていますので、一定、また県の方でも方向性が定まってくるのかなということも、期待もしております。町の方でも、景観条例については、一定、整備をしなあかん時期に来ているというふうに感じておりますので、来年度から、また準備をしながら、この辺についても検討を深めていきたいなというふうに考えています。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） 周知につきましては、区長さんにはまだ周知をされていないということでもあります。年度末でもありますので、新年度、新しくかわられる区長さん、また全町区長会等で、いろいろと町のことについての報告を説明されるという場において、また太陽光のこういった指導要綱ができた、そしてまた町への、できてあれば、そういう報告をして下さいというようなことの、案内周知をしていただければというふうに思うんですが、その辺、していただけるかどうかということも確認というか、ご回答いただきたいと思います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（望主昭久君） 今ほど説明させていただいた中で、区長さんにはまだ通知はしておりませんが、また新年度になりましたら、全町区長会、その辺のところで触れられることがあれば、触れていきたいなというふうに思います。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） そういう形でも、よろしくお願ひしたいと思ひますし、先ほど、景観条例についても検討していくというようなこともお願ひいただきましたので、その辺も含めて、将来的にも、負の財産という形にならないようにお願ひしたいと思ひます。

先ほど課長の方からもお願ひされましたように、地域としては、設置者がどういふ人か分からないという状態で、本当に不安な状況であります。指導要綱に沿った対応をお願ひするには、同じテーブルについて話し合ふことが求められますので、共同での取り組みをお願ひしたいというふうに思ひます。

将来的にも、顔が見える環境であることが、負の遺産にならないことの大きな力になると思ひますので、町の力添え等をよろしくお願ひいたします。

次に、2つ目の、ふるさと納税についての質問をさせていただきます。

平成26年6月議会で、まちづくり応援寄附についてと題して、ふるさと納税制度の導入をしてはどうかという一般質問をさせていただきます。そのときの回答では、本来、地方交付税によって地方をしっかりと振興するということから見ると、少しイレギュラーな制度であることで、ただちに特産品振興に向かうかというのは、もう少し考える必要があるのではないかと思ひますという回答でありました。それから2年が近くなりますが、平成27年度税制改革において、ふるさと納税制度は、地方創生のさらなる推進を目指して、拡充が行われました。平成27年1月1日から、自己負担額の2,000円を除いた全額が控除される限度額であるふるさと納税枠が、約2倍に拡充されました。また、平成27年4月1日から、確定申告を必要としない給与所得者等に限り、寄附先が5自治体以内であれば確定申告が不要になる、ワンストップ特例制度が始まりました。このように、平成27年度からは、さらにふるさと納税を利用しやすく改められたことで、さらに新たな取り組みをする自治体が増えてきています。そして、利用者および寄附金額も増加しているという状況にあります。

町民の方からも、日野町はふるさと納税をされないのかと、よく聞かれます。自治体は、より多くの寄附金を集めようと、お礼品を豪華にするなどとして、ほかの自治体と争い、過熱ぎみになっています。また、高齢者所得者に有利な節税手段を提供するものとなっているといった、ふるさと納税制度には問題点もありますが、日野町もふるさと納税に力を入れることで、自主財源を確保することとともに、地域の魅力を発信し、地域振興につながる事業として、積極的に取り組む検討をされ

てはどうかと考えます。

ふるさと納税に関する情報公開を、どのように発信していくのか、寄附のお礼をどうするのかといった課題もあります。受け取った寄附を、どのように活用していくかも、明確に発信することも大事であります。例えば、地方創生加速化にあります近江鉄道日野駅舎の修繕整備に取り組む事業に活用することを発信して、寄附を募ってはどうかと考えます。日野町の地方創生の一環として、その先には移住、定住してもらえることもあるかもしれません。このふるさと納税制度に乗っかり、うまく活用できないかと思えます。

そこで、町長の所見をお伺いします。

1つ目に、近隣市町の取り組みを検証されているのか。

2つ目に、ふるさと納税制度の受け止め方に変化はないのか。

3つ目に、ふるさと納税制度に取り組んでおられるが、方法を変える考えはないのか。

以上の3点について、お伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） ふるさと納税について、ご質問をいただき、まず1点目、近隣市町における状況はどうかということですが、東近江市が、平成27年度より、独自に返礼品、お礼の品を選択可能な制度を導入されました。竜王町は、昨年11月から、近江八幡市と同様に、大手中間業者に委託し、カタログ形式のポイント制による返礼品の送付を開始されたところでございます。ちなみに、近江八幡市では、寄附金の約40パーセントを返す、竜王町では約50パーセントを返す、そういうようなことが売りになっているようでございますし、あわせて、近江八幡市では、近江八幡市民にも、ふるさと納税という形で40パーセントの返礼をするということを出しにして、やっておられるという状況でございます。甲賀市は、日野町と同様に、そうしたカタログショッピング的なことはされておられない、こういうような状況でございます。

次に、制度に対する受け止めについてでございますが、ふるさと納税制度の当初の趣旨は、地方で育ち、都市で働き、退職後は地方に戻るといった現在社会における人の循環がある中で、地方が、子どもを生み育てるのに費やした行政コストを、都市から回収するという趣旨のもとで、まちづくり応援寄附金の寄附者が、出身地や教育を受けた自治体に対して貢献したいとの思いから、寄附をいただいているものと理解をいたしております。そうした方については、毎年、貴重なご寄附を、日野町にも定期的に寄せていただいている方も、少なくない状況でございます。

しかし現在の、こうした話題となっておりますようなカタログショッピング的なふるさと納税につきましては、本来の趣旨からいいますと、少し外れているのでは

ないかというふうにも思うところでございます。こうした状況でございますが、制度の取り組みの変更について考えるべきではないかと、こういうことでございます。

近江鉄道の駅舎改築を目的として依頼をして訴えをしてはどうかと、こういうことでございます。こうした部分につきましては、ある意味では、現在日野町が受けております、真に日野町を応援し、よくしたいという温かい思いの方の寄附をお願いするということも、大変大事なことなのではないかと、このようにも思います。

一方で、今、話題になっておりますようなカタログショッピング的なものもあるわけございまして、適切なお礼や特産品の振興、こういう観点から、どのようなことが望ましいのかということについては、もう少し状況も見ながら、研究をしてまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） 再質問させていただきます。

1点目の近隣市町の状況ですが、回答いただきましたように、お礼の品を選べる形での捉えているところは、ほとんどであります。とられていないというのが、県内では、今ありましたように、甲賀市と野洲市、そして日野のようであります。ほとんどのところがされているという状況であります。

その結果として、ほとんどのところで、取り組み後の寄附金は増加しているということでありまして、こうしたことから、お礼の内容を見直すことも大事ではないかと考えます。

そして2つ目の、ふるさと納税制度の受け止め方ではありますが、今も考え方は変わっていないという回答をいただきました。ふるさと納税制度の本来の趣旨はあるものの、国の税制改革において制度の拡充が行われて、制度の考え方が当初のあり方から変わってきているのですから、趣旨は趣旨として、柔軟な考え方で対応することがあってもよいのではないかなど、私は考えます。そこで、再度、企画振興課長の考えをお伺いいたします。

そして、3つ目のお礼の方法についてであります。今後は周りの状況を見ながら、研究していくというような回答をいただきました。それで、寄附をいただいたお礼として、気持ちのこもったものを考えていただきたいと思います。提案といたしまして、日野町は、グリーンツーリズムの田舎体験の民泊に力を入れていただいていますことから、民泊の宿泊チケットをお礼すると。そして施設の無料券を使ってもらおうといったことも、選択のコースの1つとしてできるのではないかと、このように思います。こうした田舎に住みたいという人たちも含めて、おもてなしをすることで、日野町のよさを知ってもらって、そして移住、定住につながることであればなというふうに思います。

そして、はじめにも述べました、受け取った寄附をどのように活用するかという

ことを、明確に発信していくことが大事であるとも言われておりますので、私が思いますのは、先ほど言いました、近江鉄道の日野駅舎の修復整備にも取り組む事業に活用させてもらいますということも、加えて発信することもどうかなというふうに思いますので、このことについても、企画振興課長の思いを再度お伺いいたします。

議長（杉浦和人君） 企画振興課長。

企画振興課長（安田尚司君） ただいま、齋藤議員の方からご質問いただきました。

ふるさと納税の状況を踏まえた中で、どうかということがございます。私としましては、先ほど町長の答弁もございましたように、それぞれのお礼の見直しとか、柔軟にどうかというお話でございましたんですが、先ほどの答弁では、少し逸脱したのではないかとということがございますが、私としましては、かなり逸脱しているというふうに理解をしております。というのは、先ほども申しましたように、どこがという話ではないですけれども、本来、住民の方が住民税として納めるものを、普通にあったものを、生活に関係するもの、自分たちの生活を守るための、自分たちの部分として出している税金を、目的税のように、いわゆる物品に4割それを使うという形に、違う意味ではなってしまうのではないかと。それが本当に住民の合意としてなれるのか。それをもっと大きく見れば、日本全体で、本当にこれでいいのかという話になるのではないかとというふうに考えております。そうした意味からしますと、かなり逸脱したこの制度に、簡単に、そうだそうだといいのかどうかというのも、私が悩んでいるところでございますし、町としても悩んでいるところです。

ただ、おっしゃるとおり、特産振興という部分での町のPR含めまして、非常にその辺の効果については、かなりあるということは理解しています。

そうした意味からいいますと、最後、町長がおまとめになりましたように、そういうじくじたる思いも踏まえて、やはり近隣のところも踏まえて、いろいろな状況で、もう少し考えざるを得んかなというようなお話をさせていただきたいと思えます。

ただ、お礼につきまして、あり方でございますけども、その分につきましては、人気がある、ないは別にしまして、今しているものだけでは確かにどうかなという部分があるので、例えば、おっしゃっていただいたように、来ていただくというのはなかなか人気余りないものです。実を言うとネットショッピングで、全体、ネットショッピングの感覚ですので、ほとんどの方が、実を言うと、どの肉にしようかなと、これがええかな云々というのを、いろいろな選んでおられるという現状から見ますと、そういう形ではなしに、真に私どもの方にいただいた、心のこもったとおっしゃっていただいたとおり、ぜひとも、こういうところがありますので、こ

この部分については無料でしていただけるようなものということで、今のところは、日野商人館とブルーメという形しか出していないんですが、おっしゃったとおり、民泊なり民間の部分も、若干そういうことも、先ほど言いました、総合的な検討の中で入れていきたいなというふうに思っております。

このような答弁しかできませんが、終わります。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） 今言われますように、ふるさと納税の趣旨から外れてきていると。それは当然、私もそのように思えるわけですが、政府の思いが、名前がふるさと納税ということになっておりますので、それがもう趣旨から離れて、現状では違った形の、納税というよりも、何か制度になってきているのかなということで、そこにこだわっていますと、なかなか難しいこともあるかと思うんですけど、町の活性化なり振興を含めて、やっぱり形で捉えていくことも大事かなというふうに思います。

日野町のよさを発信していく手段として考えたとき、活用しないすべはないように思います。よさを発信する選択肢は、いろいろと考えられると思いますので、日野町のよさを表現できるようなお礼の仕方を、検討していただきたいと思います。できれば、新年度の取り組みとして、早急に検討するよう考えていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、3つ目の有害鳥獣対策事業について質問をさせていただきます。

有害鳥獣対策事業の中で、防護柵の設置等の取り組みをしていただきました。日野町は中山間地域でありますことから、長い距離の設置がされ、苦勞して設置した成果があったと評価されています。現在では、経年劣化もあって、イノシシ等による破損等があることから、集落における維持管理が大変であるとお聞きしています。

日野町よりも後で設置されたと思われる甲賀市等は、防護柵をメッキした資材で使用されていることから、耐久性や景観にもよいのですが、日野町においては、メッキされていない資材を使用されたということで、腐食もして、錆びた状態で景観を損なうような状況であります。このような状況で、この先、何年もつかなということも心配をされるところでございます。現在の集落の防護柵の状況をお聞きしますと、村を大きく囲む形でフェンスを張りめぐらされ、はじめのうちはイノシシも近寄らず、効果がありましたが、谷にある田んぼに対し、山の稜線づたいに最短距離で設置されたためか、車が多く通る道があるため、柵、扉ができず、夜間になるとけものたちは、自由に往来しているとのことでございます。その結果、防護柵の中で暮らすイノシシも、たくさんいるということでございますので、その対策として、耕作地を囲む防護柵を設置したいと町に要望されているのですが、柵の中に柵

をすることは県の補助対象にはできないとの回答で、地元の住民の方は苦慮されているという状況です。このままの状態では、農作物被害を止めることができず、増大するばかりで困っておられます。国や県の補助対象にならないのなら、町単独の補助事業を策定していただき、農作物被害防止の拡充をお願いするものであります。そこでお伺いをいたします。

1つ目に、町の獣害による農作物被害状況はどうか。

2つ目に、今年度の鳥獣捕獲状況と生態状況はどうか。

3つ目に、獣害防護柵の設置と、今後の維持管理をどうしていくのか。

4つ目に、町単独事業で、獣害防護柵の柔軟な対応はできないのか。

以上の4点についてお伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） ただいま、有害鳥獣対策についてご質問をいただきました。

まず、町の獣害による農作物被害の状況についてでございますが、県に報告した平成26年度の野生鳥獣類による農作物の被害状況結果をもとに申し上げますと、被害総額は、日本鹿で675万5,000円、イノシシで871万3,000円、日本猿で1,415万4,000円でございます。被害面積では、日本鹿で680アール、イノシシで891アール、日本猿で650アールという状況でございます。作物を見ますと、日本鹿、イノシシによる水稲被害と、日本猿による麦、大豆や野菜被害が主なものでございます。

今年度の鳥獣捕獲状況と生態状況についてでございますが、最近の2月末現在の状況は、日本鹿は銃器捕獲が180頭、箱わな捕獲が109頭、イノシシは銃器捕獲が19頭、箱わな捕獲が84頭、日本猿は銃器捕獲が80頭、箱わな捕獲が2頭となっております。近年の傾向は、集落ぐるみの取り組みとして、箱わな捕獲事業による日本鹿、イノシシの捕獲実績が成果を上げているところでございます。このほかに、狩猟による捕獲がありますが、狩猟期間終了後に報告をいただきます。平成26年度では、日本鹿、イノシシそれぞれ170頭ございました。

また、生態状況についてでございますが、日本鹿は、滋賀県日本鹿第二種特定鳥獣管理計画の中で、平成22年度の生息頭数を算出しておりますが、湖東地域の個体数は、約1万4,000頭から2万頭と推定されております。これをもとに、日野町の森林面積で算出いたしましたし、1,600頭から2,300頭と推定されます。イノシシにつきましては、滋賀県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画の中で、生息頭数が推定されておらず、当町の生息頭数を推定することはできない状況でございます。日本猿につきましては、滋賀県日本猿第二種特定鳥獣管理計画の中で、当町に隣接する東近江市や甲賀市の群れの一部を含めると、14の群れ、約930頭が生息していると推定されております。

次に、獣害防止柵の設置と、今後の維持管理についてでございますが、以前より、

国費、県費補助金を受けて、延べ約250キロを超える延長の整備を支援しておりますが、けもの行動範囲が拡大するなど、新たに防護柵が必要となる地域がございます。こうした地域については、地元の要望により、設置の支援を検討していきたいと考えております。

また、獣害防止柵の維持管理についてでございますが、集落ぐるみで継続して維持管理していただきたいと考えております。山に設置された防護柵については、倒木、雑草管理、見回り等に手間がかかり、維持管理が困難ということでも聞いておりますが、移設が可能であれば、農地側への移設もお願いをしているところでございます。

次に、町単独事業で、獣害防止柵の柔軟な対応ができないかということでございますが、柵の中に柵を設置するということになりますと、二重投資ということにもなりますので、なかなか難しいものと考えております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） それでは、再質問させていただきます。

1つ目の、農作物被害状況ですが、主に、水稻被害、麦、大豆が、野菜被害があるという回答をいただきました。被害状況は、どのように変わってきているのかといことが気になるところでございます。それぞれに、獣害対策の工夫をされてきていますので、被害は減少しているというふうにも思うのですが、個体数が増加しているという状況の中で、被害は増えているのではないかなというふうに思いますので、その辺等、現状、どうなのかということを再質問させていただきます。

そして2つ目の回答にあった、捕獲状況を見る中で、現在の生態状況からして、今年度の捕獲計画に対する今年度の捕獲状況を、どのように評価しているのか。今後としては、こうした被害状況の中で、どのような対策の取り組みをしていくことが有効なのか、農林課長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

それと3つ目の、防護柵の設置につきましては、新たに防護柵の設置支援をしていただけるということですが、資材については、メッキにした資材に変更する考えはないのかということでも、お伺いをいたします。

そして、維持管理につきましては、集落で防護柵の状況を点検、見回り監視して、修繕を加えながら維持管理していただいているところです。なかなか距離が長いということで、大変であるというふうにも聞いております。そうした中、防護柵のうちと外に足跡がいっぱい残っているという状況で、けものが走り回っているという状況であります。新たに防護柵が必要となる地域に、設置の支援を検討していただくとの回答をいただきました。新たな設置を考えておられる設置であると思われるので、ご支援をお願いしたいというふうに思います。

それと4つ目には、防護柵の点検し、移設を検討していただくようお願いいたします

という回答でございますが、移設ということですが、地域の防護柵が、現状、どのようになっているのかを、ちょっとご存じでないのかなというふうな回答として思うわけですが、防護柵は経年劣化しているところもありまして、移設できるようなものではないというふうに思っております。単独事業として柔軟な対応と支援をお願いしたいと思っておりますので、この辺についても、どのように考えておられるのか、再度、農林課長のご意見を伺いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 農林課長。

農林課長（門坂俊男君） 有害鳥獣対策事業でございますが、被害の増減の状況はどうかというふうなことでございますが、数年の被害状況を見ても、増えたり減ったりということで、傾向として減っているというふうな判断はしておりません。できていない。一定の集落で柵をされると、隣の集落に移っていくという繰り返しできておりまして、随分、もう柵がつながってきたというふうなところまでは来ているんですけども、維持管理が大変と言うてくれはるように、見回りをして破られたところは補強をする、補修をする。向こうは食べるために一生懸命、それを仕事にやっていますので、こっちも手を抜くことができないというふうなことで、被害が減るといふところまでは行ってないと思っております。

駆除の目標に対しまして、猟友会でかなりの日数、報償はさせていただくんですが、基本、ボランティアというふうな形で、駆除に出ていますけど、目標の数になかなか達せない。猟師さんも人数も減ってきますし、高齢化しているというふうな部分があって、課題としては、若い猟師さんを増やしていくというふうなことでございますが、なかなか鉄砲の猟師さんを増やすというのは、難しいのかなと思っております。

今後の対策としましては、箱わなで、農家自らが捕獲するというふうなことが、猟師さんの数を、農家の狩猟者を確保して拡大していくというふうなことで、対策になるのかなというふうに思っております。

メッキの網にしいひんのかというふうなことでございますが、費用の問題とメッキの柵、今まで日野町内でもされたところもあるんですが、どちらかと言えば、細い編んだ、ぐるぐると巻いて納品されるような網でして、そちらより溶接金網の方が設置管理がしやすいのかなというふうに思っておりますが、研究はしていきたいというふうに思っております。

新たな被害ができてきているというふうなところには、補助事業もありますので、国も県も予算があつてのことですので、言っていただいですぐ対応というふうなことにならない。言っていただいで、次の年度というふうなことにもなることもありますが、そういうふうなことで、補助の相談は受けさせていただきたいと思っております。

移設できないというふうな状況ということでございますが、そもそも獣害柵はちゃんと維持管理できるというふうな前提で立てていただいていますので、柵を立てたところが、やぶの中になってしまったというふうな、管理そのものに問題があると、そういうふうなことが、けものに破られる原因にもなっているというふうなことで、移設については手間はかかるというのは、もちろん私どもも分かっているんですが、基本、山ごと囲ってしまったところの移設については、集落の方でご検討いただきたいというふうに思っています、町でのそういったことへの補助というのは、考えておらないところでございます。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） 再々質問させていただきますけど、獣害対策として、地域での箱わなの捕獲を力を入れていただいているという成果が上がっているという状況かなというふうにも思います。

そういった中で、防護柵についても、今、ちょっと担当課長の方からご意見をいただいたわけでございますが、防護柵の柔軟な対応と町の支援について、農業されています町長としては、どのように考えておられるのかなというところで、再度伺いしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 私も気張って、気張ってと言ったら怒られますね、何回か防護柵の設置をしてきた。大変えらい仕事でありまして、なかなか、しかし、課長の答弁をひっくり返すわけにもいきませんので、大変難しいことではありますが、だから、そういう実態として管理ができていない状況もあって、大変悩ましいことであるということについては、私も理解をいたしておりまして、悩ましい質問をいただいたなど、このように思っております。

議長（杉浦和人君） 齋藤光弘君。

7番（齋藤光弘君） 平成28年度の新たな獣害対策の取り組みとして、日本猿の個体数調整による捕獲を計画していただいております。集落ぐるみによる取り組みが必要であるということで、地域としても、この取り組みにも期待をしておりますし、しっかりとまた地域でも協力をできるものというふうに思っております。

防護柵の維持につきましては、だんだんと難しくなっているというように考えますことから、町との協議も含めて、単独事業としての柔軟な対応、支援をお願いしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（杉浦和人君） 次に、9番、富田 幸君。

9番（富田 幸君） 大変遅い時間になりましたが、私で終わりでございますので、もうしばらくおつき合いをいただきたいと思います。

通告書に基づきまして、2点について、分割で質問をさせていただきます。

まず1点目は、入札監視委員会の設置についてでございます。

指名競争入札の適正化と行政の透明性確保のために、入札監視委員会を設置することについて、質問を行います。

入札と言えば、談合という言葉が連想されますように、実際に談合が行われているかどうかは分かりませんが、入札前に落札者が決まっているといったような情報が、時折新聞に報道されているとおりでございます。

本町におきましては、談合といった事実はないと思っておりますが、入札の適正化と透明性を確保するため、住民代表による入札監視委員会を設置してはいかがでしょうか、質問するものであります。

農協やあるいは商工会の代表、あるいは有識者数人によって構成し、年に何回か会合し、入札に不審な点はないか、指名は適正であったかなどを審査してもらい指名理由や入札の経緯に不適切な点、改善すべき点があれば、町長に意見を具申することを任務とするものであります。またさらに究明すべき点があれば、公的権限を持つ監査委員に連絡し、監査をしてもらうことも考えられるものだと思います。

不祥事が発生してから体制を整備するのではなく、事前に整備しておくことが、不祥事を防止する手段であろうかと思っております。こうした入札監視委員会を設置することについて、町長はいかがお考えか、所見をお伺いいたします。

そして、次の2点につきましては、契約審査会の会長である平尾副町長に伺います。

入札予定価格と指名業者の数に決め事はあるか。

2つ目に、入札における辞退が大変多く見受けられますが、辞退の理由の把握と、度重なる辞退者への対応や対策はとっておられるのかどうか。

以上について質問をさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 9番、富田 幸君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

町長（藤澤直広君） 入札監視委員会の設置についてのご質問をいただきました。

入札監視委員会は、入札や契約手続の運用や指名競争入札に係る指名の経緯等について、その内容の審査や、再苦情の審議を行うものでございます。

当町におきましては、入札監視委員会は設置していないものの、決算審査において、発注した建設工事および業務のうち、監査委員が指定されたものに関し、入札の指名や落札者決定の経緯等について審査を行っていただき、ご指摘をいただいたご意見は、契約審査会で検討をいたしております。

こうしたことから、第三者の方の審査という点については、一定、反映していると考えております。ただ、再苦情の審議は行っていただくことになっておりません

ので、入札監視委員会の設置については、他の市町の状況も踏まえ、研究をしたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（平尾義明君） 私にご質問されました件でございますけれども、入札予定価格と指名業者の数に、決め事があるのかという質問でございます。

公共工事の品質確保の促進に関する法律というのがございまして、その中に、発注者は適切に作成された仕様書および設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労働および資材等の取引価格、施工実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めることとされておりました、これに基づきまして、予定価格を設定しております。

指名業者の数につきましては、日野町財務規則において、指名競争入札者の指名は、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、入札に参加させようとする者を5人以上指名しなければならないとしており、これを原則に、契約審査会において、指名業者を選定しているところでございます。

次に、指名競争入札における辞退についてでございますが、辞退する場合は、その理由を記載した辞退届の提出を求めています。契約審査会においては、ここ数年の辞退者やその理由についても考慮する中で、そのつど指名業者を選定しているところで、今後も引き続き、適正な入札の執行に努めてまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 富田 幸君。

9番（富田 幸君） 答弁をいただきましたが、質問もさせていただきます。

きれいごとといたしますか、恐らく、談合は多かれ少なかれ、あろうかと思っております。またしかし、こうした年度末の時期になりますと、大変仕事も皆さん手持ちがたくさんあって、そういうこともなく、おなかが膨れていて、そんなに競争をする方も少ないのかなというふうに思ったりもしております。

また、いろいろと建設工事の内容にもよりますし、なかなかおもてにそうした談合問題は、出てきていないのが現状でないかというふうに思っております。

そういう意味で、ちょっと調べていただきましたが、滋賀県各自治体、滋賀県庁をはじめ、県下13市では、隣の東近江市、甲賀市を含め、長浜、近江八幡、草津、野洲、湖南8市で、この入札監視委員会が設けられております。6町の中におきましては、今のところ愛荘町1町のみだというふうに聞いております。町が発注する建設工事について、入札および契約の過程、ならびに契約内容の透明性と公正な競争を確保するために、ぜひとも入札監視委員会を設置すべきと考えますが、再度の質問とさせていただきます。

それと、副町長に答弁をいただきました、入札予定価格と指名業者の数、ちよっ

と別々に答弁をいただいたと思います。私のちょっと質問がまずかったかと思いますが、入札価格による指名業者の数を、100万は何ぼ、1,000万は何人と、こういうことを取り決めがあるのかということをお伺いしたのでありますので、もう一度答弁をよろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 副町長。

副町長（平尾義明君） 先ほどの質問ですけれども、指名の競争の数については、5人以上ということでございますので、金額には関係ございません。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（池内俊宏君） 富田議員から再質問を頂戴いたしましたので、お答えをさせていただきますと思います。

まず、当町の入札についてということでございますが、適正な額で、不調もなく執行ができていますというふうに思っておりますので、適正な執行ができていますものというふうに考えておるところでございます。

また、入札の監視委員会の設置の県下の状況ということで、今、8市1町が設置されているということで、県も設置をされているということをお伺っております。

そうした中、町長の答弁にもございましたように、小規模な自治体については、なかなか設置するのも大変かなというようなこともございまして、小さな自治体においては、どのようにされているのか、いろいろと勉強もさせていただきながら、研究させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（杉浦和人君） 富田 幸君。

9番（富田 幸君） 副町長でも総務課長でもいいんですが、予定価格でもって、指名の業者の数を、例えば、それじゃ、昨日の1,000万は5社でしたが、今日の100万の仕事は7社でありましたとか、そういった金額に対する業者の数の決まりごとはないのかということ、聞いているんですが、それはないんですか。

それともう1つは、それだけでいいですね。

議長（杉浦和人君） 総務課長。

総務課長（池内俊宏君） 予定価格の金額に応じて、指名する業者の数を換えるというように規定というのか決まりというのか、そういったものはございません。

金額ということではなしに、工種なり、またその工種別に、今、工種というのは建設ですとか舗装ですとか土木ですとか、そういう工種と、それとあと町の方で、町内業者さん、ランクを設定しておりますので、それによっても異なってくるということでございますので、そういったランク、うちのランクと、あと工種によって、そのつど決めさせていただいておるというようなことでございます。

議長（杉浦和人君） 富田 幸君。

9番（富田 幸君） 結構です。

我々は、ちょっと昔は、金額によって指名の数が違っていましたので、そういったことはないのかなということも思って、質問をさせていただきました。

今日までのこうした入札が、スムーズに行われているというのは結構なことですが、先々、そういったことがないように、一度大いに検討をしていただきたいというふうに思います。

それでは、2つ目の質問に移ります。

主要地方道石原八日市線、これは県道桜川西中在寺線と重複している区間でございますが、これの早期改良に向けての質問を行います。

当路線につきましては、特に地元西桜谷地域の方の要望を受けて、地元の高橋議員や杉浦議長のご尽力により、去る2月9日、午前10時から現地の視察立ち会いが行われました。地元日野町からは、地元の今の高橋議員と後藤議員、それから私、町からは建設計画課長と松尾参事も一緒でございましたし、要望地先が東近江市の綺田町地先であることから、東近江市の職員、議員、それから東近江土木事務所の道路計画課長、および県庁道路課長、さらには、地元県議会議員も出席をいただきました。

当該区域は、よくご存じのとおり、日野町と東近江の境から、その向こうにあります東近江市綺田町地先の信号までの、約500メートル区間です。できております蓮花寺バイパスの先線です。当路線は、日野町と旧蒲生町とを結ぶ生活道路であり、日野町からは近江鉄道の桜川駅、それからJR近江八幡駅、また東近江市からは日野町の第1、第2工業団地、ならびにダイフク工場等々大きな工場とを結ぶ、町の重要な幹線道路です。当該区間は歩道もございませんし、大型車と普通車の離合ができない狭い部分もあり、区間北側に設置されておりますガードレールには、無数の接触傷がついている状況です。当該区域は、東近江市の綺田地先で、圃場の耕作者は石堂町の方だと聞いておりますが、町としては、東近江市と連携を密にして、早急に拡幅工事に向けて、行政、あるいは議会も一丸となって地元の対応に取り組むべき路線だと考えますが、町長のお考えを伺います。

また、県のアクションプログラムには、現在載っていないということですが、これについての経過や用地取得の展望についても、お伺いをいたします。

議長（杉浦和人君） 町長。

町長（藤澤直広君） 主要地方道石原八日市線の早期改良についてでございますが、当改良事業は、西桜谷公民館から東近江市境までの約1,500メートルにつきましては、平成19年度から5年間かけて整備をされました。今回ご質問いただきましたその先線、東近江市境から綺田町地先の信号までは、地元の事業への理解を得ることが難しく、未整備の状況になっております。

今後の取り組みでございますが、現在、県道西明寺安部居線の道路改良計画も、

県事業としてしっかりと事業推進を図っていただいていることから、この道路の先線にある当該箇所の整備も、大変有効であると考えております。

さらに、市町間を結ぶ重要な道路であることも間違いがございませんので、1日も早く整備されるよう、要望を引き続きしてまいりたいと考えております。

また、滋賀県道路整備アクションプログラムにおきましては、2008年計画で、当該箇所は県道桜川西中在寺線改築系道路事業として位置づけられておりましたが、日野町側の整備が一旦完了して、計画より外れている状況でございます。再度、県のアクションプログラムに位置づけをされるためには、地権者をはじめとする地域住民の皆さんに理解が必要となります。

また、当該地が東近江市であることから、市の道路計画との調整も課題になると考えております。

引き続き、県や東近江市に対して調整や要請をしてまいりたいと考えております。

議長（杉浦和人君） 富田 幸君。

9番（富田 幸君） 当日、立ち会いのときに、高橋議員が資料として持参していただきました、これは個人が交通量調査をされましたので、その報告をさせていただきたいと思っております。

これは、昨年10月19日に行われました交通量調査だそうでございます。調査時間は、大変一番交通量が多いと思われる、通勤時間帯の朝7時30分から1時間、8時30分までの1時間でありました。日野町側から綺田の信号へは、普通車が188台、大型車が11台、自転車は8台。綺田の信号から日野町に向かっては、普通車が795台、大型車が21台、自転車は、向こうからはないようであります。以上の結果であり、大変交通量の多いことがよく分かるものであります。特に、この工業団地に向かう大型車両が多いのが現状かなというふうに、この前も感じたところでございます。

町長の答弁にもありましたように、西明寺安部居の先線でもございますし、ちょっと議員の話をお伺いしますと、その新設道路もさることながら、地域の方々、この道路の拡幅を、先にしてほしいぐらいだというような話もあるそうでございます。何とか、東近江市との連携を密にいただきまして、あるいは、県議会議員のお力添えもいただいて、一刻も早くアクションプログラムに載せ、改良すべき道だと思いますが、この点について、建設計画課長、お考えをよろしく願います。

議長（杉浦和人君） 建設計画課長。

建設計画課長（望主昭久君） 富田議員から、バイパス県道石原八日市線のことについて再質問いただきました。

今ほど、町長が答弁していただきましたとおり、非常に重要な路線というふうに考えています。また、前回、議長さんのお骨折りにより、現場で立会させていただ

いたことにつきましては、大変現状が、東近江の議員さん、また日野町の議員さん、それぞれが認識を新たにさせていただいて、非常によかったなというふうに思っています。これを機会に、また東近江の議員さんもかなり来ていただいておりますし、また職員の方も十分理解をしていましたし、県の職員さんも来ていただきましたので、これを契機に、また引き続き要望の方をさせていただきたいというふうに考えています。

議長（杉浦和人君） 富田 幸君。

9番（富田 幸君） それでは、終わらせてもらいたいと思いますが、いかんせん、土地が東近江市地先でございますので、当町だけで云々というわけにはいかんかと思いますが、私も近年まれにみる県道やなという認識をしたような道でございます。ぜひともああいったことを、今、田んぼがなくなるからということの反対かどうか分かりませんが、拡幅工事であれば、そんなに地形が変わることもございせんし、何とか地元の説得に早急にあたっていただいて、早期解決に向けて、ご尽力を賜ることをお願いして、質問を終わります。

議長（杉浦和人君） 以上で4名の諸君の質問は終わりました。その他の諸君の一般質問は来週月曜日14日に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

—異 議 な し—

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認めます。

それでは、その他の諸君の一般質問は次週月曜日14日に行いますので、定刻ご参集をお願いいたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

一同起立。礼。

—起 立 ・ 礼—

議長（杉浦和人君） ご苦労さまでございました。

—散会 18時26分—